

七ヶ浜町地域防災計画 新旧対照表 (案)

[地震災害対策編]

令和5年 2月

七ヶ浜町防災会議

七ヶ浜町地域防災計画[地震災害対策編] 新旧対照表 (案)

頁	現行 (令和2年3月)	修正後	備考
1	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 地震に強いまちの形成</p> <p>第2. 地震に強い都市構造の形成</p> <p>町は、<u>地域コミュニティに配慮しながら、土地区画整理事業や集団移転促進事業等を活用し、今次津波を想定した新たな居住系拠点（住宅移転地）を集約整備する。</u>住宅移転後の土地については、防災林の整備<u>など</u>により、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図るなど、防災に配慮した土地利用への誘導<u>等</u>により、地震や津波に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>事業の実施に当たっては、<u>効率的・効果的に行われるよう配慮する。</u></p> <p>第3. 揺れに強いまちづくりの推進</p> <p>1. 建築物の耐震化</p> <p>また、庁舎、学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共公益施設の耐震化<u>については、数値目標を設定するなど、その耐震化を促進する</u>性の維持を図る。</p> <p>3. 火災対策</p> <p>(略)</p> <p>また、円滑・迅速な避難<u>体制</u>の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、<u>指定</u>避難場所・避難路等の整備、周辺建築物</p>	<p>第1章 災害予防対策</p> <p>第1節 地震に強いまちの形成</p> <p>第2. 地震に強い都市構造の形成</p> <p>町は、<u>_____</u></p> <p><u>_____</u>住宅移転後の土地については、防災林の整備<u>等</u>により、津波減衰機能の確保とともに、産業基盤の再生に向けた土地の有効活用を図るなど、防災に配慮した土地利用への誘導、<u>自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR（生態系を活用した防災・減災）」及びグリーンインフラの取組推進等、総合的な防災・減災対策を講じること</u>により、地震や津波に強い都市構造の形成を図る。</p> <p>事業の実施に当たっては、<u>防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携の下、地域防災計画等を踏まえ、災害の危険性等地域の实情に応じて、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努める。</u></p> <p>第3. 揺れに強いまちづくりの推進</p> <p>1. 建築物の耐震化</p> <p>また、庁舎、学校、公民館等様々な応急対策活動や避難所となりうる公共公益施設の耐震<u>性の維持を図る。</u></p> <p>3. 火災対策</p> <p>(略)</p> <p>また、円滑・迅速な避難<u>_____</u>の確保、火災による延焼遮断・遅延を図るため、<u>_____</u>避難場所・避難路等の整備、周辺建築物</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

2	<p>の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の_____計画的な<u>整備をする。</u></p> <p>5. 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>(1) 事業対象地区</p> <p>第2次地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>(2) 対象事業の範囲</p> <p>(略)</p> <p>⑫⑦～⑪までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上<u>改築又は</u>補強を要するもの</p> <p>(略)</p>	<p>の不燃化等を促進する。さらに、消防用設備等の設置・普及を通じ、防火管理対策の一層の確立に努めるとともに、耐震性貯水槽等の消防水利の<u>整備、計画的な配置の推進を図る。</u></p> <p>第4. 地震防災緊急事業五箇年計画</p> <p>1. 事業対象地区</p> <p>第3次地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。</p> <p>2. 対象事業の範囲</p> <p>(略)</p> <p>⑫⑦～⑪までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上_____補強を要するもの</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>実態に合わせ修正</p>																																								
4	<p>第2節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <table border="1" data-bbox="264 882 1064 1062"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●土砂災害<u>危険箇所</u>の公表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●農業<u>用</u>施設等の災害予防対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 土砂災害防止対策の推進</p> <p>1. 土砂災害<u>危険箇所</u>の公表</p> <p>町は、土砂災害警戒区域等、<u>土砂災害を被るおそれのある場所</u>を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●土砂災害 <u>危険箇所</u> の公表	○			(略)				●農業 <u>用</u> 施設等の災害予防対策	○			(略)				<p>第2節 地盤にかかる施設等の災害対策</p> <table border="1" data-bbox="1111 882 1910 1062"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●土砂災害<u>警戒区域等</u>の公表</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●農業<u>施設等</u>の災害予防対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 土砂災害防止対策の推進</p> <p>1. 土砂災害<u>警戒区域等</u>の公表</p> <p>町は、土砂災害警戒区域等_____を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●土砂災害 <u>警戒区域等</u> の公表	○			(略)	○			●農業 <u>施設等</u> の災害予防対策	○			(略)				<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
●土砂災害 <u>危険箇所</u> の公表	○																																										
(略)																																											
●農業 <u>用</u> 施設等の災害予防対策	○																																										
(略)																																											
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
●土砂災害 <u>警戒区域等</u> の公表	○																																										
(略)	○																																										
●農業 <u>施設等</u> の災害予防対策	○																																										
(略)																																											

5	<p>第3. 治山施設事業</p> <p>本町には山腹崩壊危険地区 <u>1</u>箇所（風水害等災害対策編第1章第1節第3-4を参照）が存在している。</p> <p><u>_____</u>山地に起因する災害から<u>住民の人命・財産の保全を図り、暮らしの安全性を確保するため、_____国及び県と協力し、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、土留工事、落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林の有する落石防止等の防災機能を維持、強化させるため山林整備等の対策工事を効果的に実施するよう努める。</u></p> <p>また、国及び県は地震後に<u>_____</u>必要に応じて既設治山施設について点検を実施することから、町はこれに協力する。</p> <p>第4. 農業用施設等</p>	<p>第3. 治山施設事業</p> <p>本町には山腹崩壊危険地区 <u>2</u>箇所（風水害等災害対策編第1章第1節第3-4を参照）が存在している。</p> <p><u>森林の維持造成を通じて</u>山地に起因する災害から<u>住民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、町は、国及び県に対し、山腹崩壊等の荒廃危険_____地に、土留工、治山ダム等の治山施設を設置し、流木対策等を複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、保安林の防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施するよう要請する。</u></p> <p>また、国及び県は地震後に<u>は、</u>必要に応じて既設治山施設について点検を実施することから、町はこれに協力する。</p> <p>第4. 農業用施設等</p> <p><u>町は、次により災害に強い農村づくりを推進する。</u> <u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
6	<p><u>1. 農業・農村における基盤整備の推進</u></p> <p><u>農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、農業農村整備事業等を推進する。</u></p> <p><u>2. 農業用施設の耐震性の改善</u></p> <p>新築、増改築される農業<u>用</u>施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>3. 農業用施設に係る情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p>農業<u>用</u>施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する</p>	<p><u>1. 農業_____施設の耐震性の改善</u></p> <p>新築、増改築される農業_____施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。</p> <p>(略)</p> <p><u>2. 農業_____施設に係る情報の収集・連絡体制の整備</u></p> <p>農業_____施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p><u>4. 農業被害の予防対策</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第5. 液状化対策の推進</p> <p>1. 液状化対策等の実施 (略)</p> <p>このため、町、県<u>および</u>各施設管理者は、埋立地<u>など</u>液状化のおそれのある箇所を始めとして、<u> </u>浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて防災上特に重要な施設の設置に当たって地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。</p> <p>2. 液状化ハザードマップの作成</p> <p><u>県は、地震被害想定において</u>液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップ<u>が作成されるよう市町村を指導し</u>、防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。</p>	<p><u>3. 農業被害の予防対策</u> <u>(1) 営農用資機材の確保</u> <u>営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。</u></p> <p><u>(2) 営農防災対策（水稲・畑作物・果樹対策）の推進</u> <u>農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。</u></p> <p>第5. 液状化対策の推進</p> <p>1. 液状化対策等の実施 (略)</p> <p>このため、町、県<u>及び</u>各施設管理者は、埋立地<u>や旧河道等</u>の液状化のおそれのある箇所を始めとして、<u>地形分類や</u>浅部の地盤データの収集とデータベース化の充実等を図るとともに、施設の特性を踏まえた技術基準を検討し、その結果に基づいて防災上特に重要な施設の設置に当たって地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。</p> <p>2. 液状化ハザードマップの作成</p> <p><u>町は、県の指導を受け、</u>液状化発生の可能性を予測した液状化ハザードマップ<u>の作成に努め、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施する。また、</u>防災関係機関及び建築物の施工主等に周知するよう努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																
7	<p>第3節 海岸<u> </u>施設等の<u>災害対策</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1118 1066 1267"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●海岸保全施設等の<u>災害対策</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>河川管理施設</u>の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>農地、農業用施設</u>の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、農地<u> </u>等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●海岸保全施設等の <u>災害対策</u>	○			● <u>河川管理施設</u> の災害対策	○			● <u>農地、農業用施設</u> の災害対策	○			<p>第3節 海岸<u>保全</u>施設等の<u>整備</u></p> <table border="1" data-bbox="1111 1118 1912 1267"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●海岸保全施設等の<u>整備・実施</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>農業施設</u>の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>港湾・漁港等施設</u>の災害対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、農地、<u>港湾、漁港</u>等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●海岸保全施設等の <u>整備・実施</u>	○			● <u>農業施設</u> の災害対策	○			● <u>港湾・漁港等施設</u> の災害対策	○			<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
●海岸保全施設等の <u>災害対策</u>	○																																		
● <u>河川管理施設</u> の災害対策	○																																		
● <u>農地、農業用施設</u> の災害対策	○																																		
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
●海岸保全施設等の <u>整備・実施</u>	○																																		
● <u>農業施設</u> の災害対策	○																																		
● <u>港湾・漁港等施設</u> の災害対策	○																																		

<p>第2. 海岸保全施設等_____</p> <p><u>海岸管理者は、災害を防止し、または災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期すものとする。</u></p> <p><u>また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸林の保全などを促進する。</u></p> <p><u>1. 現状</u> (略)</p> <p><u>2. 海岸保全事業等の実施</u></p> <p>第3. <u>農地、農業用施設</u></p> <p>町及び_____関係機関は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。</p> <p>特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成、公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p> <p>第4. 港湾・漁港等の施設_____</p> <p><u>1. 主要施設の耐震性確保</u> (略)</p>	<p>第2. 海岸保全施設等<u>の設備・実施</u> <u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u> (略)</p> <p><u>(削除)</u> (略)</p> <p><u>なお、災害に関する危険区域の周知または災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。</u></p> <p>第3. _____<u>農業</u>施設</p> <p>町及び<u>防災</u>関係機関は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。</p> <p>特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成、<u>公表</u>に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。</p> <p>第4. 港湾・漁港等の施設<u>の耐震性確保</u> <u>(削除)</u> (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
---	---	---

	<p><u>2. 液状化対策の推進</u> <u>港湾管理者及び漁港管理者は、被災しても短時間で機能復旧できるような液状化対策を国と協議しながら推進する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>	
9	<p>第4節 交通施設の災害対策 第1. 目的 (略) よって_____交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を<u>実施し</u>、安全確保とともに、 _____ _____に努める。</p> <p>第2. 道路施設 道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検_____等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線_____から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画<u>や道路整備五箇年計画</u>等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。</p>	<p>第4節 交通施設の災害対策 第1. 目的 (略) よって、<u>道路、港湾等の</u>交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策の<u>実施による安全確保とともに</u>、<u>未整備部分の解消等ネットワークの充実、海上交通ネットワークの機能強化、施設・機能の代替性の確保、各交通施設の間連携の強化等により、災害時の輸送手段の確保等</u>に努める。</p> <p>第2. 道路施設 道路管理者は、地震直後の道路網断絶による避難行動や初動活動の阻害を防ぐため、防災点検<u>及び震災点検</u>等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線<u>及び箇所</u>から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画_____等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
10	<p>(3) 信頼性の高い道路網の形成 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、_____主要な<u>市街地等と高速道路</u>のアクセス強化等<u>ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム</u>、道路防災対策等を通じて<u>安全性</u>、信頼性の高い道路網の整備を図る。 また、避難路、緊急輸送路<u>など</u>防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、 _____無電柱化の促進を図る。</p>	<p>(3) 信頼性の高い道路網の形成 緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、<u>港湾等の</u>主要な<u>拠点等</u>のアクセス強化_____、道路防災対策等を通じて<u>強靱で</u>信頼性の高い道路網の整備を図る。 また、避難路、緊急輸送路<u>等</u>防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無柱電化の取り組みと連携しつつ</u>、無電柱化の促進を図る。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p>2. <u>橋りょう梁</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋、<u>側道橋等</u>については、<u>橋りょう</u>補強工事を実施し耐震性を高めるものとする。</p> <p>4. 道路附属施設 <u>避難誘導標識の整備</u> 町は、道路管理者と調整の上、<u> </u>安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</p> <p>第3. 港湾施設 <u>1. 港湾施設の整備</u> <u>(1) 港湾施設の位置づけ</u> (略) <u>(2) 港湾施設の整備及び管理</u> (略) <u>(追加)</u></p>	<p>2. <u>橋梁</u> 落橋、変状等の被害が想定される道路橋<u> </u>については、<u>橋梁</u>補強工事を実施し耐震性を高めるものとする。</p> <p>4. 道路附属施設 <u>(削除)</u> 町は、道路管理者と調整の上、<u>いつでも誰でも</u>安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</p> <p>第3. 港湾施設 <u>(削除)</u> <u>1. 港湾施設の位置づけ</u> (略) <u>2. 港湾施設の整備及び管理</u> (略) <u>また、港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を促進する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																												
12	<p>第5節 都市の防災対策</p> <table border="1" data-bbox="264 1082 1055 1118"> <tr> <td>主管部署</td> <td>総務課、防災対策室、建設課、<u>復興推進課</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1158 1066 1302"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>土地区画整理事業の推進</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●都市公園施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主管部署	総務課、防災対策室、建設課、 <u>復興推進課</u>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>土地区画整理事業の推進</u>	○			●都市公園施設等の整備	○			<p>第5節 都市の防災対策</p> <table border="1" data-bbox="1111 1082 1924 1118"> <tr> <td>主管部署</td> <td>総務課、防災対策室、建設課<u> </u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1111 1158 1912 1302"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●都市公園施設等の整備</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主管部署	総務課、防災対策室、建設課 <u> </u>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u>	○			●都市公園施設等の整備	○			<p>実態に合わせ修正</p>
主管部署	総務課、防災対策室、建設課、 <u>復興推進課</u>																														
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																												
● <u>土地区画整理事業の推進</u>	○																														
●都市公園施設等の整備	○																														
主管部署	総務課、防災対策室、建設課 <u> </u>																														
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																												
● <u>地域防災計画と都市計画との関連への配慮</u>	○																														
●都市公園施設等の整備	○																														

14	<p>町は、庁舎、学校等の<u>公共施設</u>、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>2. 町有建築物</p> <p>町は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、<u>診断結果に基づき必要のある建築物については、工事等を行っていく。</u></p> <p>なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努めるものとする。</p> <p>3. 教育施設</p> <p>(3) 水泳プールの防災機能等の整備</p> <p>災害時における防災用水及び生活用水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図る_____。</p> <p>4. 耐震診断の実施及び公表</p> <p><u>町は、公共建築物の耐震診断の実施状況や実施結果をもとに、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。</u></p> <p>第3. 一般建築物</p> <p>1. 建築物の耐震・改修の促進</p> <p><u>特定行政庁（県）は、町内に新築、増改築される一定規模以</u></p>	<p>町は、庁舎、学校等の<u>行政関連施設</u>、社会福祉施設等要配慮者に関わる施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性の確保に努める。</p> <p><u>町は、特に、災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震性の維持により、災害時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。また、指定避難所等に老朽化の兆候が認められた場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。</u></p> <p>2. 町有建築物</p> <p>町は、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施する。</p> <p>なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努めるものとする。</p> <p>3. 教育施設</p> <p>(3) 水泳プールの防災機能等の整備</p> <p>災害時における防災用水及び生活用水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図る<u>とともに浄水機能の整備の検討に努める。</u></p> <p>4. 耐震診断の実施及び公表</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第3. 一般建築物</p> <p>1. 建築物の耐震・改修の促進</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>実態に合わせ修正</p>
----	--	--	---

<p>15</p>	<p><u>上の建築物に対して、建築基準法第 12 条の規定に基づく建築工事施工状況報告により、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前に周知し、建築物の耐震性能の向上を図る。</u></p> <p>町は、既存建築物について「七ヶ浜町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための<u>取り組み</u>の支援事業を、<u>特定行政庁</u>県と協力して行う。</p> <p>2. 適正な維持管理の促進</p> <p>町内に建築された、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物については、特定行政庁による定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、<u>特別防災査察</u>及び消防機関との連携などにより、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第 4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策</p> <p>町内に建築された、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特殊建築物及び同条第 2 項に規定する建築設備、<u>昇降機</u>等について、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、特定行政庁による改善指導を実施する。</p> <p>第 5. ブロック塀等の安全対策 (略)</p> <p>また、通学路及び避難道路沿いの住民や<u>施設管理者</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行う。<u>新たに設置</u>する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第 6. 落下防止対策</p> <p>1. 調査及び改善指導</p> <p>特定行政庁は、市街地の沿道に存する<u>階数三以上の窓ガラス</u>広告物や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物につい</p>	<p>町は、既存建築物について「七ヶ浜町耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための<u>支援事業</u>を、<u>県</u>と協力して行う。</p> <p>2. 適正な維持管理の促進</p> <p>町内に建築された、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する定期報告制度の対象建築物については、特定行政庁による定期報告制度、建築物防災週間における防災査察<u>_____</u>及び消防機関との連携などにより、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と適正な維持管理の促進を図る。</p> <p>第 4. 特殊建築物・建築設備等の維持保全対策</p> <p>町内に建築された、建築基準法第 12 条第 1 項に規定する特殊建築物及び同条第 2 項に規定する建築設備、<u>防火設備</u>、昇降機等について、防災避難に関して特に危険性のあるものについては、特定行政庁による改善指導を実施する。</p> <p>第 5. ブロック塀等の安全対策 (略)</p> <p>また、通学路及び避難道路沿いの住民や<u>建築物の所有者等</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強、撤去等を行い、<u>新たに設置</u>する場合には施工、設置基準を遵守するなど、ブロック塀の転倒防止策を図る。</p> <p>第 6. 落下防止対策</p> <p>1. 調査及び改善指導</p> <p>特定行政庁は、市街地の沿道に存する<u>広告物</u>や外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について<u>_____</u>安全確保を図る</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	--	---

	<p>ては、安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。</p> <p>2. 天井の脱落防止等の対策強化 <u>施設管理者</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>第7. 建物内の安全対策 町は、家具の転倒等による負傷等の被害を軽減するための_____について、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>ため、調査と改善指導を行う。</p> <p>2. 天井の脱落防止等の対策強化 <u>建築物の所有者等</u>は、日頃からの点検や、必要に応じて補強を行うとともに、新たに設置する場合には施工、設置基準を遵守するなど、天井材等の非構造部材の脱落防止対策を図る。</p> <p>第7. 建物内の安全対策 町は、家具の転倒、<u>落下物、ガラスの飛散</u>による負傷等の被害を軽減するための<u>対策について</u>、普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。</p> <p><u>第8. 文化財の防災対策</u> <u>町は、県や国とともに文化財保護のための防災対策に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																						
16	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1" data-bbox="264 839 1057 1018"> <tr> <td>主管部署</td> <td>総務課、防災対策室、水道事業所_____</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力(株)塩釜営業所</u>、塩釜ガス㈱、 中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、_____</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="264 1054 1057 1166"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td></td> <td>—</td> <td></td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、<u>電話</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動の応急対策を実施する上で</p>	主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所_____	関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力(株)塩釜営業所</u> 、塩釜ガス㈱、 中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、_____		重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)					<u>(追加)</u>		—		—	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1" data-bbox="1111 839 1904 1018"> <tr> <td>主管部署</td> <td>総務課、防災対策室、水道事業所、<u>町民生活課</u></td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u>、塩釜ガス ㈱、中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、<u>宮城東部衛生処理組合</u></td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="1111 1054 1904 1166"> <thead> <tr> <th></th> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>廃棄物処理施設の予防対策</u></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 大規模地震の発生により住民生活に直結する上下水道、電力、ガス、石油・石油ガス、<u>通信サービス、廃棄物処理施設</u>等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、安否確認、避難や救援・救出活動</p>	主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所、 <u>町民生活課</u>	関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u> 、塩釜ガス ㈱、中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、 <u>宮城東部衛生処理組合</u>		重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)					● <u>廃棄物処理施設の予防対策</u>		○		○	<p>実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所_____																																								
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力(株)塩釜営業所</u> 、塩釜ガス㈱、 中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、_____																																								
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																					
(略)																																									
<u>(追加)</u>		—		—																																					
主管部署	総務課、防災対策室、水道事業所、 <u>町民生活課</u>																																								
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、 <u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u> 、塩釜ガス ㈱、中南部下水道事務所、仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、 <u>宮城東部衛生処理組合</u>																																								
	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																					
(略)																																									
● <u>廃棄物処理施設の予防対策</u>		○		○																																					

<p>17</p>	<p>の大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>第2. 水道施設</p> <p>1. 水道施設の耐震性強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、<u>送水管・配水幹線</u>及び配水池<u>など</u>基幹施設並びに<u>避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策について優先順位を定め計画的に整備を進める</u>。特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。 ●水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水<u>幹線</u>の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。 ●水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池<u>貯水</u>容量の安定確保、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。 <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> </div> <p>2. 復旧用資機材の確保</p> <p>水道事業者等は、水道施設が被災した場合には<u>は</u>、直ちに応急対策に着手できるよう復旧用資機材<u>の</u>計画的<u>な備蓄、調達体制の整備に努める</u>。</p> <p>4. 危機管理体制の確立</p> <p>水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水<u>マニュアルを作成するものとする</u>。</p> <p>また<u>、知事から水道用水の緊急応援の</u></p>	<p>の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、避難生活環境の悪化や、住民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。</p> <p>第2. 水道施設</p> <p>1. 水道施設の耐震性強化</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●水道事業者及び水道用水供給事業者（以下「水道事業者等」という。）は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、<u>貯水・取水・送水管・配水管</u>及び配水池<u>等</u>基幹施設並びに<u>指定避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化、液状化対策の優先順位を定め計画的に行う</u>。特に、人命に関わる重要施設への供給ラインの安全性の確保を重点的に行う。 ●水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水<u>管</u>の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。 ●水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池<u>容量</u>の安定確保、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。 <p>(略)</p> <p><u>●水道事業者等は、災害時における水道水の安定供給を確保するため、配水池等への非常用自家発電機等を整備する。</u></p> </div> <p>2. 復旧用資機材の確保</p> <p>水道事業者等は、水道施設が被災した場合には<u>、直ちに</u>応急対策に着手できるよう復旧用資機材<u>を</u>計画的<u>に整備する</u>。</p> <p>4. 危機管理体制の確立</p> <p>水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、災害時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手段、相互応援体制及び応急給水、<u>応急復旧活動等に関する行動計画及び</u>マニュアルを作成するものとする。</p> <p>また<u>水道用水供給事業者は</u>、知事から水道用水の緊急応援の</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	---	---

20	<p>う。 <u>(追加)</u></p> <p>4. 配電設備 <u>(追加)</u> <u>架空電線路については、電気設備の技術基準</u> <u>に基づき、</u> 設計を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u> <u>地中電線路については、</u>地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>6.</u> 電力供給体制及び広報の実施 (略)</p> <p><u>7.</u> 復旧迅速化のための連携強化 (略)</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス施設 (略) ➤<u>安全</u>耐震性の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握)</p>	<p><u>(2) 地中電線路</u> <u>終端接続箱、給油装置については耐震対策指針等に基づき設計を行う。</u>洞道<u>は、標準示方書等に基づき設計を行う。</u></p> <p>4. 配電設備 <u>(1) 架空電線路</u> <u>電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき</u> <u>設計を行うものとする。</u></p> <p><u>(2) 地中電線路</u> <u>地盤条件に応じて、可とう性のある</u>継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計を行うものとする。</p> <p><u>6. 通信設備</u> <u>通信設備を構成する通信機器及び関連する施設は、電力保安通信規程(JEAC601-2013)に示す耐震設計・対策を考慮した設計とする。</u></p> <p><u>7.</u> 電力供給体制及び広報の実施 (略)</p> <p><u>8.</u> 復旧迅速化のための連携強化 (略)</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス施設 (略) ➤<u>耐震性</u>の確認(チェーン止め等による転倒・転落・流出防止状況の把握)と</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災</p>
----	---	---	---

23	<p>備等を図るよう努める。 _____</p> <p>_____</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>備等を図るよう努める。<u>その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</u></p> <p><u>第8. 廃棄物処理施設</u></p> <p><u>1. 処理施設の耐震化等</u></p> <p><u>町及び宮城東部衛生処理組合並びに廃棄物処理業者は、処理施設の耐震性を維持するとともに、必要に応じて耐震性能向上(地盤改良を含む)や風水害等の災害を考慮して浸水対策を行う。</u></p> <p><u>また、町及び宮城東部衛生処理組合は、新規設置等を行う焼却施設及び粗大ごみ処理施設等の中間処理施設については、処理能力などの面で災害廃棄物対策に配慮した施設づくりを実施する。</u></p> <p><u>町及び宮城東部衛生処理組合の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。</u></p> <p><u>町及び宮城東部衛生処理組合は、処理施設の停電時の緊急停止や再稼働に必要な非常用災害発電機の設置、地下水や河川水等の予備冷却水の確保、運転に必要な燃料や薬剤などの備蓄等について、施設の被害想定等を踏まえて取り組む。</u></p> <p><u>2. 処理施設の補修体制の整備</u></p> <p><u>町及び宮城東部衛生処理組合及び廃棄物処理業者は、処理施設において、災害時のBCP(業務継続計画)等の対応計画や、処理施設を点検・修復・復旧するためのマニュアルを作成するとともに、机上訓練・実地訓練等を行い災害時の対応体制を整える。</u></p> <p><u>処理施設が被災した場合の補修等に必要な資機材や災害時の移動手段の燃料が不足することを想定して備蓄を行うとともに、点検・修復・復旧に備え、プラント関係業者やメンテナンス業者等との協力体制を確立しておく。</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	---	---

		<p><u>3. 収集運搬車両の燃料確保</u> 町は、<u>収集運搬車両の燃料確保を地域防災計画や災害時応援協定等の内容に含め、円滑に燃料が確保される体制を整備する。</u></p> <p><u>4. 処理体制の整備</u> 町、県及び関係機関は、<u>迅速かつ適正に廃棄物処理が行われるよう災害廃棄物処理計画を策定するとともに、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
25	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第3. 危険物施設</p> <p>2. 施設基準維持の指導 危険物施設の<u>耐震設計基準</u>については、年々強化され構造上の安全対策が講じられている。<u>町、消防機関及び関係機関は、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。</u></p> <p>3. 自衛消防組織等の育成 <u>町、消防機関及び関係機関は、</u>事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。</p> <p>4. 広報・啓発の推進 <u>危険物安全週間を通じ、危険物事業所及び地域住民</u>に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。</p> <p>5. 防災用資機材の整備 <u>町、消防機関及び関係機関は、</u>複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対し</p>	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>第3. 危険物施設</p> <p>2. 施設基準維持の指導 危険物施設の<u>_____設計基準</u>については、年々強化され構造上の安全対策が講じられている<u>ところであるが、</u>法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導する。</p> <p>3. 自衛消防組織等の育成 <u>_____</u>事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。</p> <p>4. 広報・啓発の推進 <u>危険物安全協会等の関係団体の育成に努め、これら団体を通じて事業所及び一般の住民</u>に対し、危険物等による災害防止について広報、啓発に努める。</p> <p>5. 防災用資機材の整備 <u>_____</u>複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対し</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

	<p>ても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>第4. 高圧ガス取扱事業所 高圧ガス取扱事業所は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p>第5. 毒物・劇物貯蔵施設 <u>町、消防機関及び関係機関は、運搬する上で規則を受ける毒物・劇物(23種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。</u></p>	<p>ても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。</p> <p>第4. 高圧ガス取扱事業所 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p>第5. 毒物・劇物貯蔵施設 <u>毒物劇物業者等は、毒物及び劇物取締法令に基づき、日頃から事業所等で貯蔵する毒物劇物の適切な保管管理を行うとともに、毒物劇物危害防止規定の作成や緊急対応のための防護資材等の整備を図り、毒物劇物に由来する災害の防止に努める。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																								
26	<p>第9節 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="264 799 1064 979"><thead><tr><th>重点項目</th><th>行政</th><th>住民・地域</th><th>民間事業所</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>—</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>(追加)</u></td><td><u>—</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>第1. 目的 地震により災害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合には、迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、<u>平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画を定めておくものとする。</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	<u>—</u>			<u>(追加)</u>	<u>—</u>			(略)				<p>第9節 職員の配備体制</p> <table border="1" data-bbox="1108 799 1915 979"><thead><tr><th>重点項目</th><th>行政</th><th>住民・地域</th><th>民間事業所</th></tr></thead><tbody><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>●防災担当職員の育成</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td><u>●感染症対策</u></td><td><u>○</u></td><td></td><td></td></tr><tr><td>(略)</td><td></td><td></td><td></td></tr></tbody></table> <p>第1. 目的 地震により災害が発生した<u>場合</u>、又は発生するおそれがある場合には、迅速に災害応急対策を推進するため、また、優先度の高い通常業務の継続のため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期するものとする。このため、<u>町及び防災関係機関は、平常時から各組織の配備・動員計画や、業務継続計画を定めておくものとする。</u> <u>また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>●防災担当職員の育成</u>	<u>○</u>			<u>●感染症対策</u>	<u>○</u>			(略)				<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
<u>(追加)</u>	<u>—</u>																																										
<u>(追加)</u>	<u>—</u>																																										
(略)																																											
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
<u>●防災担当職員の育成</u>	<u>○</u>																																										
<u>●感染症対策</u>	<u>○</u>																																										
(略)																																											

27	<p>第2. 町の配備体制 2. 職員参集手段等の検討 休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等 <u>職員</u> の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築するものとする。</p> <p>第3. 防災関係機関等の配備体制 <u>災害が発生し、または発生するおそれがある場合は、</u>必要な職員を動員し、町及び県、自衛隊等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、町地域防災計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備するものとする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第5. 人材確保対策</u> 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>価・検証等を踏まえた改訂等を行う。</u></p> <p>第2. 町の配備体制 2. 職員参集手段等の検討 休日、夜間等勤務時間外に災害等が発生した場合を想定し、特に町長等 <u>幹部職員及び災害担当部署職員</u> の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築するものとする。</p> <p>第3. 防災関係機関等の配備体制 <u>地震による災害時、防災関係機関は、</u>必要な職員を動員し、町及び県、自衛隊等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、町地域防災計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備するものとする。</p> <p><u>第5. 防災担当職員の育成</u> <u>町及び防災関係機関等は、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討する。</u></p> <p><u>第6. 人材確保対策</u> 町は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、<u>災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。また、</u>退職者(自衛隊等の国の機関の退職者も含む)の活用や、民間の人材の任期付き雇用等の人材確保方策をあらかじめ整えるように努める。</p> <p><u>第7. 感染症対策</u> <u>町及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等のマスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策を徹底する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	---	---

28	<p><u>第6.</u> 応急活動のためのマニュアルの作成 (略)</p> <p><u>第7.</u> 業務継続計画(B C P) 1. 業務継続性の確保 (2) 業務継続体制の確保 町及び防災関係機関は、_____業務継続体制を確保するため、_____食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。 <u>(追加)</u></p> <p>3. 移動手段の確保対策 東日本大震災時に、燃料不足が深刻になったことを踏まえ、再生可能エネルギーを利用するなど、燃料に依存しない移動手段の確保を<u>今後</u>検討する。</p>	<p><u>第8.</u> 応急活動のためのマニュアルの作成 (略)</p> <p><u>第9.</u> 業務継続計画(B C P) 1. 業務継続性の確保 (2) 業務継続体制の確保 町及び防災関係機関は、<u>実効性ある</u>業務継続体制を確保するため、<u>地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ</u>、食料等必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、代替施設等の検討などを行う。 <u>特に、町は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも町長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。</u></p> <p>3. 移動手段の確保対策 東日本大震災時に、燃料不足が深刻になったことを踏まえ、再生可能エネルギーを利用するなど、燃料に依存しない移動手段の確保を<u>　</u>検討する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化
30	<p>第10節 情報通信連絡網の整備 第1. 目的 大規模<u>震災</u>時には、固定<u>電話</u>や携帯電話が不通、あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのI T化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サーバの負</p>	<p>第10節 情報通信連絡網の整備 第1. 目的 大規模な<u>災害</u>時には、固定<u>一般回線</u>や携帯電話が不通、あるいは発信規制やふくそうといった事態が予想されることから、町及び防災関係機関は、情報の収集・伝達手段の複数化、ネットワークの多ルート化やシステムのI T化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化や非常電源の確保、サー</p>	記述の適正化

荷分散を図り、**地震災害発生**時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

(略)

第2. 町における災害通信網の整備

1. 情報伝達ルートの多重化

このため、町では、避難所間の通信を確保するために**MCA**無線の導入を行うなど、情報伝達ルートの多重化に努めているところである。

《**MCA**無線の現況》

町所有（避難所・自主防災）	30台
---------------	-----

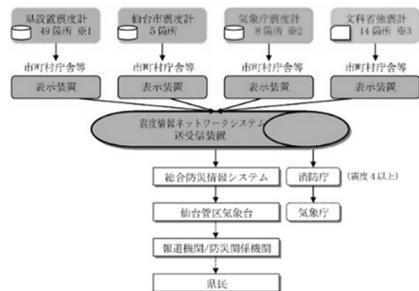
(資料：町総務課防災対策室 平成25年3月)

《町防災行政無線の現況》

防災無線通信施設等													有線放送加入件数
同報無線						移動無線							
免許区分		局数				免許区分		局数					
防災行政用	地方行政用 農・漁協用 その他	親局	中継局	同報小局		防災行政用	地方行政用 農・漁協用 その他	基地局	中継局	移動局			
				屋外方式	屋内方式					車載型	可搬型	携帯型	
1			1		52								

(資料：町総務課防災対策室 平成29年4月)

《震度情報ネットワークシステム》



バの負荷分散を図り、**_____災害_____**時の応急対策を迅速に推進するため万全を期するものとする。

(略)

第2. 町における災害通信網の整備

1. 情報伝達ルートの多重化

このため、町では、避難所間の通信を確保するために**IP**無線の導入を行うなど、情報伝達ルートの多重化に努めているところである。

《**IP**無線の現況》

町所有（避難所・自主防災）	30台
---------------	-----

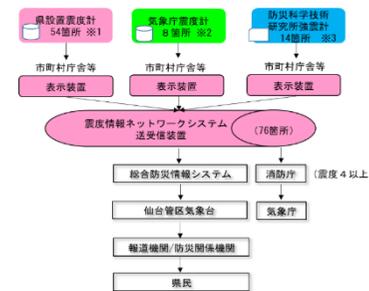
(資料：_____防災対策室 令和5年1月)

《町防災行政無線の現況》

防災無線通信施設等													有線放送加入件数
同報無線						移動無線							
免許区分		局数				免許区分		局数					
防災行政用	地方行政用 農・漁協用 その他	親局	中継局	同報小局		防災行政用	地方行政用 農・漁協用 その他	基地局	中継局	移動局			
				屋外方式	屋内方式					車載型	可搬型	携帯型	
1			1		52								

(資料：_____防災対策室 令和5年1月)

《震度情報ネットワークシステム》



31

33

実態に
合わせ修正

実態に合
わせ修正

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

<p>34</p>	<p>4. 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p> <p>町は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>衛星携帯電話</u>、衛星通信、電子メール、町防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p><u>震災</u>時の情報伝達手段として、町防災行政無線のみならず、<u>NHK</u>、民放放送、<u>インターネット</u>、<u>CATV</u>、<u>コミュニティFM</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送等のほか、<u>各種ボランティア等</u>の協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>6. 非常用電源の確保</p> <p>また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性のある堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p><u>※1 県設置震度計 下記以外の市町村</u></p> <p><u>※2 気象庁震度計 大崎市(旧古川市)、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗原市、旧栗駒町、登米市(旧中田町)、南三陸町(旧志津川町)(気象庁震度計 16 基のうちネットワークに接続のもの 8 基)</u></p> <p><u>※3 防災科学技術研究所強震計 仙台市(宮城野区)、石巻市(旧石巻市、旧北上町、旧牡鹿町)、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、大崎市(旧鳴子町)、栗原市(旧築館町)、登米市(旧東和町、旧豊里町)、南三陸町(旧歌津町)</u></p> <p>4. 地域住民等に対する通信手段の整備</p> <p>(1) 地域住民等からの情報収集体制の整備</p> <p>町は、県と連携し、災害時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、<u>衛星通信</u>、電子メール、町防災行政無線等の通信手段を活用し、民間企業、報道機関、住民等からの多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。</p> <p>(2) 情報伝達手段の確保</p> <p><u>災害</u>時の情報伝達手段として、町防災行政無線のみならず、<u>Lアラート(災害情報共有システム)</u>を介し、NHK、民放放送、<u>ケーブルテレビ(CATV)</u>、<u>ラジオ(コミュニティFMを含む。)</u>等のメディアへの情報配信や活用への働きかけ、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、衛星携帯電話やワンセグ、データ放送、<u>ツイッターなどのソーシャルメディア及び各種ボランティア</u>の協力等を含めたあらゆる情報伝達手段の活用について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備・充実に努める。</p> <p>6. 非常用電源の確保</p> <p>また、無線設備や非常用電源設備の保守点検の実施と的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に耐震性があり、かつ浸水する危険性が低いなど堅固な場所への設置等に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	---	---

35	<p>第3. 防災関係機関における災害通信網の整備</p> <p>防災関係機関は、大規模<u>震災</u>時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用____無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信<u>回</u>線導入等について検討を加え、町及び県と連携強化が図られるよう努める。</p> <p>また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進<u>する</u>。</p> <p>1. 消防無線通信施設</p> <p>(2) 消防無線通信施設の整備推進</p> <p>消防本部は、県からの消防無線通信施設整備の指導にそつて、____の整備推進に努める。</p> <p>なお、消防救急無線についても、____</p> <p>____</p> <p>大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、<u>県</u>防災行政無線等の代替的手段の活用について検討する。</p>	<p>第3. 防災関係機関における災害通信網の整備</p> <p>防災関係機関は、大規模<u>災害</u>時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用<u>又は</u>無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信<u>回</u>線導入等について検討を加え、町及び県と連携強化が図られるよう努める。</p> <p>また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進<u>し、各設備等については、耐震性の強化に努める</u>。</p> <p>1. 消防無線通信施設</p> <p>(2) 消防無線通信施設の整備推進</p> <p>消防本部は、県からの消防無線通信施設整備の指導にそつて、<u>消防無線通信施設</u>の整備推進に努める。</p> <p>なお、消防救急無線についても、<u>ふくそうの緩和やデータ通信、秘匿性の向上による利用高度化を推進するとともに、</u>大規模災害時における適切な無線統制体制の構築や衛星通信、____防災行政無線等の代替的手段の活用について検討する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
37	<p>第11節 防災拠点等の整備____</p> <p>第1. 目的</p> <p><u>震災</u>時における防災対策を推進する上で重要となる<u>避難地、避難路、防災拠点等の災害時における防災に資する公共施設</u>について、<u>関係機関等と緊密な連携を図りつつ、整備・拡充を図る</u>。</p> <p>(略)</p> <p>第2. 防災拠点の整備及び連携</p> <p><u>町は、県及び防災関係機関等、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努める</u>。</p> <p>町は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部の補助機能として生涯学習センターを防災拠点施設に位置づけ、救出・救助、避難誘導、医療・救護等の活動を行う。</p>	<p>第11節 防災拠点等の整備・<u>充実</u></p> <p>第1. 目的</p> <p><u>災害</u>時における防災対策を推進する上で重要となる____<u>防災拠点等</u>____について、____整備・拡充を図る。</p> <p>(略)</p> <p>第2. 防災拠点の整備及び連携</p> <p>____</p> <p>____</p> <p>町は、災害応急対策を実施するに当たり、災害対策本部の補助機能として生涯学習センターを防災拠点施設に位置づけ、救出・救助、避難誘導、医療・救護等の活動を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

<p>また、 災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備__充実にも努める。</p> <p>第3．防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1．防災中枢機能強化、保有施設運用のための備蓄、訓練</p> <p>町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、 代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間 の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>2．物資供給・通信途絶を想定した備蓄、非常用通信手段の確保 <u>(追加)</u></p> <p>町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p><u>町は、災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるほか、</u>災害現場での災害応急活動が迅速かつ円滑に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備・充実にも努める。<u>また、応援部隊の集結場所や物資の集積・配送拠点等となる地域防災拠点の確保を進めるとともに、災害の規模や状況に応じて圏域防災拠点又は広域防災拠点が開設される場合、それらの拠点との連携に努める。</u></p> <p><u>防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震性の維持を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災拠点の整備・充実</u>に努める。</p> <p>第3．防災拠点機能の確保・充実</p> <p>1．防災中枢機能強化、保有施設運用のための備蓄、訓練</p> <p>町及び防災関係機関は、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー等の</u>代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備、L Pガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間<u>(最低3日間)</u>の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>2．物資供給・通信途絶を想定した備蓄、非常用通信手段の確保</p> <p><u>庁舎等が被災した場合の代替拠点等バックアップ対策について検討し、これらの代替施設においても最低限必要な対応ができるよう、衛星携帯電話等の通信設備の設置や非常用発電機の燃料確保の方法について検討する。</u></p> <p><u>また、</u>町及び防災関係機関は、防災拠点施設において、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保を図る。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
---	--	---

39	<p>第4. ヘリポートの整備 <u>県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、平成13年4月からは県、仙台市で共同し、ヘリポートを整備し、24時間体制で各種災害に対応している。</u> (略)</p> <p>第5. 防災用資機材等の整備・充実 <u>(追加)</u> 1. 防災用資機材 応急活動用資機材の整備__充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備__充実を図る。また、<u>震災</u>時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備・充実にも努める。</p> <p>2. 水防用資機材 <u>震災</u>時における水防用資機材<u>や</u>、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備・充実を図る。</p> <p>3. 防災特殊車両等 災害対策に必要な<u>防災・消防</u>車両等の整備<u>拡充</u>を図る。</p> <p>4. 化学消火薬剤等 化学消火薬剤等の備蓄に努める。 なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、連携・応援体制の<u>充実を図る。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4. ヘリポートの整備 <u>県では、東日本大震災により被災し、使用不能となったヘリポートについて、仙台市とともに新たなヘリコプター運航拠点の整備を図り、平成30年4月から供用を開始している。</u> (略)</p> <p>第5. 防災用資機材等の整備・充実 1. 町が整備する資機材 (1) 防災用資機材 応急活動用資機材の整備<u>・</u>充実について、防災活動拠点の整備と関連付けて整備・充実を図る。また、<u>災害</u>時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災用資機材の整備<u>・</u>充実にも努める。</p> <p>(2) 水防用資機材 <u>地震災害</u>時における水防用資機材<u>の充実強化を図るとともに</u>、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備<u>・</u>充実を図る。</p> <p>(3) 防災特殊車両等 災害対策に必要な_____車両等の整備<u>・</u>充実を図る。</p> <p>(4) 化学消火薬剤等 化学消火薬剤等の備蓄に努める。 なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるよう、施設の相互利用も含め、連携・応援体制の<u>整備に努める。</u></p> <p>2. 防災関係機関 <u>迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備・充実を図る。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	---	---

	<p>第6. 防災用資機材の確保対策</p> <p>1. 地域内での確保対策 (略) <u>(追加)</u></p> <p>2. 備蓄困難な資機材 <u>(仮設トイレ等)</u> の確保対策 町は、支援物資を取り扱う <u>業者</u> 一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス <u>など</u> の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p>	<p>第6. 防災用資機材の確保対策</p> <p>1. 地域内での確保対策 (略) <u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u></p> <p>2. 備蓄困難な資機材 _____ の確保対策 町は、支援物資を取り扱う <u>事業者</u> 一覧の作成や、仮設トイレ・ハウス <u>等</u> の備蓄困難な資機材に対するメーカー等との災害協定の締結を行い、備蓄困難な資機材が確保できるように努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
40	<p>第12節 相互応援体制の整備</p> <p>第1. 目的 大規模な <u>震災</u> 時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに <u>あ</u> たって、<u>地域の各種機関等</u> 被災していない地域の機関等の協力が必要となる。 このため、町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備 <u>充</u> 実を図る。 なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との _____ 協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。</p> <p>第2. 相互応援体制の整備</p> <p>1. 受入れ体制の整備 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、他市町村及び防災関係機関から応援を</p>	<p>第12節 相互応援体制の整備</p> <p>第1. 目的 大規模 <u>災害</u> 時には、その業務量と時間的制約等により、町だけでの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに <u>当</u> たって、<u>被災していない地域の機関等</u> の協力が必要となる。 このため、町及び防災関係機関は、他の地方公共団体等との広域的相互応援体制の整備 <u>充</u> 実を図り、<u>その実効性の確保に留意する。</u> なお、相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な地震災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との <u>間</u> の協定締結も考慮するとともに、多種・多様な団体との災害時の応援協定の締結を推進する。</p> <p>第2. 相互応援体制の整備</p> <p>1. 受入れ体制の整備 町及び防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の都道府県、他市町村及び防災関係機関から応援を</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

41	<p>受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について_____必要な整備を<u>図る</u>。 <u>(追加)</u></p> <p>2. 協定の締結 _____生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害<u>発生</u>時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。</p> <p>第3. 町の相互応援協定</p> <p>2. 県内全市町村間の相互応援協定 県及び県内全市町村は、<u>災害時における「宮城県市町村相互応援協定」</u>に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。</p> <p>4. 訓練及び情報交換の実施 相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の<u>部隊</u>の応援等に係る情報交換を行う。</p> <p>5. 後方支援体制の構築 <u>市町村</u>は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれ</p>	<p>受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について<u>実効性の確保に努め</u>、必要な整備を<u>整える</u>。</p> <p><u>また、町は、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、適切な空間の確保に配慮する。</u></p> <p>2. 協定の締結 <u>人</u>生命を守るための災害応急対策は、時間との競争であるため、町及び防災関係機関等は、平素から関係機関間で協定を締結するなど、計画具体化・連携の強化を推進し、災害_____時に各実施主体が迅速かつ効果的に対応できるよう努める。</p> <p>第3. 町の相互応援協定</p> <p>2. 県内全市町村間の相互応援協定 県及び県内全市町村は、<u>「災害時における_____宮城県市町村相互応援協定書」</u>に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努める。</p> <p>4. 訓練及び情報交換の実施 相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の<u>具体</u>の応援等に係る情報交換を行う。</p> <p>5. 後方支援体制の構築 <u>町</u>は、必要に応じ、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにお</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	---	---

<p>42</p>	<p>において、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>第5. 非常時連絡体制の確保 <u>(追加)</u> 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める <u>(追加)</u></p>	<p>いて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。</p> <p>第5. 非常時連絡体制の確保 <u>1. 非常時連絡手段の確保</u> 町は、災害発生直後から、連携した応急対策活動が必要な災害時応援協定の締結機関と、確実に連絡がとれるように、非常時の通信手段を確保するよう努める。 <u>2. 通信不通時の連絡ルールの策定</u> <u>町は、通信不通時の連絡方法(担当者が集合する場所など等)についても、事前にルールを決めておくなど、連絡体制の確保に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>43</p>	<p>第7. 救援活動拠点の確保 町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、<u>宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点</u>の確保<u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</u></p> <p>第8. 関係団体との連携強化 町及び県は、他市町村等関係機関<u>や、</u>平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、<u>訓練を実施するほか、</u><u>活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。</u> また、民間事業者^{に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送}<u>等)</u>については、<u>あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく</u><u>など、</u></p>	<p>第7. 救援活動拠点の確保 町及び県は、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開<u>及び</u>宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、<u>緊急輸送ルート等</u>の確保<u>及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有</u>に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p> <p>第8. 関係団体との連携強化 町及び県は、他市町村等関係機関<u>間</u>や、平常時からその所管事務に関係する企業、団体等との間で応援協定の締結を進めるとともに、あらかじめ応援部隊の活動拠点を確保し、<u>訓練を実施するほか、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続きの確認を行う、</u>活動拠点に係る関係機関との情報の共有を図るなど、日頃から連携強化を進めることにより、災害<u>時</u>に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行える体制の整備に努める。 また、民間事業者^{に委託可能な災害対策に係る業務(被災情報の整理、支援物資の管理・輸送、避難者の運送等)}については、<u>あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど、</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p>民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	<p><u>協力体制を構築し</u>、民間事業者のノウハウや能力等の活用を図る。</p>	
44	<p>第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備(略) また、<u>港湾等</u>管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、<u>緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。</u></p> <p>2. 緊急輸送道路の確保及び整備 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、<u>発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</u></p>	<p>第13節 緊急輸送体制の整備 第2. 緊急輸送道路の確保 1. 緊急輸送道路ネットワーク計画の策定、関係施設の整備(略) また、<u>港湾</u>管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、<u>耐震性の維持を図り、海上輸送拠点として緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。</u></p> <p>2. 緊急輸送道路の確保及び整備 道路管理者<u>は</u>、<u>緊急輸送道路の確保のため</u>、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正</p>
45	<p>4. 道路啓開体制の整備 道路管理者<u>は</u>、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。 (略)</p> <p>第3. 臨時ヘリポートの確保 町は、大規模災害時における空路輸送の拠点となるヘリコプターの離着陸場の候補地を、施設の管理者と連携を取りつつ、関係機関と協議の上、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に<u>周知徹底</u>を図る。</p>	<p>4. 道路啓開体制の整備 道路管理者、<u>港湾管理者又は漁港管理者</u>は、発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について民間団体等との協定等の締結に努める。 また、道路管理者は、道路啓開等を迅速に行うため、協議会の設置等による道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案する。 (略)</p> <p>第3. 臨時ヘリポートの確保 町は、大規模災害時における空路輸送の拠点となるヘリコプターの離着陸場の候補地を、施設の管理者と連携を取りつつ、関係機関と協議の上、これらの場所を災害時に有効に利用し得るよう、関係機関及び住民等に<u>対する</u>周知徹底を図る。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化</p>

48	<p>(1) 医療救護拠点の指定活動の担当部門の設置</p> <p>●町は、_____円滑な医療救護活動を実施するために、_____母子センターに医療救護拠点を設置する。</p> <p>(略)</p> <p>●(追加)</p> <p>●(追加)</p>	<p>(1) 医療救護拠点の指定活動の担当部門の設置</p> <p>●町は、災害が発生したときに円滑な医療救護活動を実施するために、町災害対策本部内に医療救護を担当する部門を設け母子センターに医療救護拠点を設置し、責任者をあらかじめ決めておく。</p> <p>(略)</p> <p>●町は、病院、救護所の被害状況や傷病者の受入れ情報の収集方法をあらかじめ定めておく。</p> <p>●町は、医療救護体制について県が設置した県地域災害医療支部への連絡方法についてあらかじめ決めておく。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>●町は、_____あらかじめ_____応急処置等を行うための_____療救護所の指定及び整備を行うとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。_____</p> <p>(略)</p> <p>●町は、障害者などの要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、_____に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(追加)</p> <p>(3) 医療救護班の編成 (略)</p> <p>(4) 応急救護設備の整備と点検 (略)</p>	<p>(2) 医療救護所の指定</p> <p>●町は、医師会等医療機関の協力を得て、あらかじめ初期医療救護に相当する応急処置等を行うための「医療救護所」を指定及び整備を行うとともに、住民への周知徹底を図る。設置場所は、原則として避難所とする。また重症患者等の処置及び収容を行う病院をあらかじめ指定しておく。</p> <p>(略)</p> <p>●町は、_____要配慮者が避難する福祉避難所、あるいは福祉施設において、医療救護の支援が必要となるときは、地域保健医療調整本部に医療救護班の派遣を要請することとし、要請と受入れに係る計画を事前に策定しておく。</p> <p>(3) 地域医療関係機関との連携体制 町は、地域の医師会、歯科医師会等と活動体制や内容について事前に協議しておくとともに、必要に応じ協定を締結しておく。</p> <p>(4) 医療救護班の編成 (略)</p> <p>(5) 応急救護設備の整備と点検 (略)</p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化 記述の適正化

49	<p><u>(5)</u> 住民向けの知識の普及啓発 (略)</p> <p>2. 医療機関の役割 <u>(追加)</u></p> <p>●<u>町内</u>の医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。</p> <p>● <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>● <u>(追加)</u></p> <p><u>第3.</u> 在宅要医療患者の医療救護体制 (略)</p> <p><u>第4.</u> 搬送体制の確立 (略)</p> <p><u>第5.</u> 心のケアへの対応 _____災害により心に強い衝撃を受けた人に対し、適切なケアができるよう、精神科医<u>など</u>へ震災時の協力を依頼しておく。</p>	<p><u>(6)</u> 住民向けの知識の普及啓発 (略)</p> <p>2. 医療機関の役割 <u>(1) 医療機関</u></p> <p>●<u>すべて</u>の医療機関は、災害時における救急患者への医療支援に備え、災害時における情報の収集・発信方法、救急患者の受入れ方法、医療救護班・DMAT等の派遣及び受入れの方法、医薬品・食糧・水等の備蓄の充実等を記載した災害対策マニュアルを作成するとともに、業務継続計画(BCP)の作成に努める。</p> <p>●<u>透析医療機関は、被災により人工透析が困難となる場合に備え、他の医療機関との協力体制を確立しておく。</u></p> <p>(略)</p> <p>●<u>病院の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。</u></p> <p><u>(2)</u> 在宅要医療患者の医療救護体制 (略)</p> <p><u>第3.</u> 搬送体制の確立 (略)</p> <p><u>第4.</u> 心のケアへの対応 <u>町は</u>、災害により心に強い衝撃を受けた人に対し、適切なケアができるよう、精神科医<u>等</u>へ震災時の協力を依頼しておく。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
50	<p><u>第6.</u> 医薬品、医療資機材の整備</p> <p>2. <u>マンパワー</u>の確保</p> <p>町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、塩釜医師会や塩釜薬剤師会とあらかじめ協議しておく。</p>	<p><u>第5.</u> 医薬品、医療資機材の整備</p> <p>2. <u>薬剤師</u>の確保</p> <p>町は、医療救護所で医薬品の管理等を行う薬剤師の派遣について、塩釜医師会や塩釜薬剤師会とあらかじめ協議しておく。</p>	<p>記述の適正化</p>

51	<p>第15節 火災予防対策 第1. 目的</p> <p>地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、<u>町</u>は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。</p> <p>第3. 出火防止、火災予防の徹底</p> <p>地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、<u>町は消防機関と連携協力し、出火防止、火災予防の施策を講じるとともに</u>、住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第15節 火災予防対策 第1. 目的</p> <p>地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、<u>町及び防災関係機関</u>は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。</p> <p>第3. 出火防止、火災予防の徹底</p> <p>地震災害時の出火要因には、発火源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、<u>町及び消防関係機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る</u>。住民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震災害時における出火をできる限り防止する。</p> <p><u>1. 防災教育の推進</u> <u>町及び消防関係機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、住民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備え等の防災教育を推進する。</u> <u>また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブの育成指導を強化する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
52	<p><u>1. 火気使用設備・器具の安全化</u> (略)</p> <p><u>消防本部</u>は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。</p>	<p><u>2. 火気使用設備・器具の安全化</u> (略)</p> <p><u>消防機関</u>は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用防災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

2. 住民指導の強化

3. 出火防止のための査察指導

町及び消防本部は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い、スーパーマーケット、飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

第4. 消防力の強化

1. 消防資機材等の整備

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町は消防本部における消防資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備 努めるものとし、設備整備を積極的に進める。

《本町の消防力の現況》

(平成29年4月1日現在)

消防本部・署所							
消防本部設置年月日	消防署数	出張所数	消防職員等			普通消防ポンプ車 化学車等	高規格救急車
			計	消防職員	その他の職員		
S45.4.1	5	1	228	223	5	37	7

(削除)

3. 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震による火災が発生した場合、人命への影響が極めて高い、スーパーマーケット、飲食店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員の対応等について指導する。

第4. 消防力の強化

1. 消防資機材等の整備

火災発生時には、早期消火、延焼拡大を阻止することが必要であることから、町は消防本部における消火活動に必要な車両及び資機材等の整備や人員の確保、消防施設の整備 促進充実を図るよう指導するとともに、財政援助に努める

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、令和3年度を初年度とする第5次宮城県地震防災緊急事業五箇年計画に基づき整備促進を図る。

《本町の消防力の現況》

(令和4年4月1日現在)

消防本部・署所							
消防本部設置年月日	消防署数	出張所数	消防職員等			普通消防ポンプ車 化学車等	高規格救急車
			計	消防職員	その他の職員		
S45.4.1	5	1	220	215	5	38	8

記述の適正化

「宮城県地域防災計画」の修正

実態に合わせ修正

53

火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等を活用する消防水利の多様化を促進するものとする。

《本町の消防水利の現況》
(平成28年4月1日現在)

計 (A) + (B)	消火栓			小計+(B)			(C)+(D)		公設(C)		
	小計 (A)	公設	私設	防火水槽			井戸		防火水槽		
				100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20 ～ 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	20～ 40 m ³ 未満	100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満
494	381	381	—	4	103	8			4	100	8

第6. 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、震災時において、消防本部及び消防団が適切、かつ、効果的な消防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等の詳細については、消防本部が別に定める「消防計画」によるものとする。

第7. 海上における火災の防止

1. 地震による火災の防止

(1) 危険物積載船

危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模火災になると予想されるので、地震発生時には荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の指導を強化する。

消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用水路等これらの施設整備を促進するものとする。県は消防水利としての活用を指導する。

《本町の消防水利の現況》
(令和4年4月1日現在)

計 (A) + (B)	消火栓			小計+(B)			(C)+(D)		公設(C)		
	小計 (A)	公設	私設	防火水槽			井戸		防火水槽		
				100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20 ～ 40 m ³ 未満	40 m ³ 以上	20～ 40 m ³ 未満	100 m ³ 以上	40～ 100 m ³ 未満	20～ 40 m ³ 未満
494	379	379	—	4	103	8			4	101	9

第6. 消防計画の充実強化

消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切、かつ、効果的な消防活動を行うための活動体制、活動要領の基準等の詳細については、消防本部が別に定める「消防計画」を参照する。

第7. 海上における火災の防止

1. 地震による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模火災になると予想されるので、地震発生時における荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の実施について指導を強化する。

計画」の修正

実態に合わせ修正

記述の適正化

記述の適正化

55	<p>2. 火災の予防</p> <p>●在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防<u>防災関係機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。</u> <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p>	<p>2. 火災の予防</p> <p>●在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防_____ <u>設備等を点検し、指導を強化する。</u></p> <p>●<u>防災措置実施機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。</u></p> <p>(略)</p>	
56	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>震災</u>時には、<u>地震、あるいは火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。</u></p> <p>このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、七ヶ浜町避難計画で定める「減災対応システム」の考えに基づき、緊急に避難する一時避難場所や指定緊急避難場所、避難路・避難階段等の整備<u>など</u>、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>の適切な避難行動に対する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>第2. 徒歩避難の原則の周知</p> <p>地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。</p> <p>このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。 _____</p>	<p>第16節 避難対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>災害</u>時には、_____ <u>避難者が多数発生するおそれがある。</u></p> <p>このため、町は、人命を守ることを最優先に、救助の万全を期するため、必要な計画の作成、強力な救助組織の確立並びに労務、施設、設備、物資及び資金の整備に努め、七ヶ浜町避難計画で定める「減災対応システム」の考えに基づき、緊急に避難する一時避難場所や指定緊急避難場所、避難路・避難階段等の整備<u>等</u>、災害発生後に住民や外来者が円滑に避難できるよう、避難対策を強化するとともに、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉の連携により、高齢者<u>のに対し、適切な避難行動に関する</u>理解の促進を図るものとする。</p> <p>第2. 徒歩避難の原則の周知</p> <p>地震発生時には、家屋の倒壊、落下物、道路の損傷、渋滞・交通事故等が発生するおそれがあることから、地震発生時の避難については、徒歩によることを原則とする。</p> <p>このため、町は、自動車免許所有者に対する継続的な啓発を行うなど、徒歩避難の原則の周知に努める。<u>ただし、徒歩避難が困難な場合は、車避難を可能とする。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>

58	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>3. 指定緊急避難場所の条件指定基準等</u> <u>指定緊急避難場所として指定する場合、高齢者、障害者、幼児、妊産婦等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定し、次の条件に留意する。</u></p> <p style="text-align: center;">《指定緊急避難場所の指定基準》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●管理条件：災害が<u>差し迫った状況や災害時</u>において、<u>_____</u>居住者等が<u>緊急的に避難し、身の安全を確保できるように指定緊急避難場所が確実に</u>を開放される管理体制を有していること。 ●立地条件：<u>安全区域（異常な現象が発生した場合において人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる町の区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。</u> ●構造条件：<u>安全区域内に立地されていることが望ましいが、仮に立地条件を満たさない場合であっても、当該施設が当該異常な現象に対して安全な構造であることや、洪水又は津波等に係る施設については、想定水位以上の高さに避難をしてきた居住者等を受け入れる部分があり、かつ当該部分までの避難上有効な経路があること。</u> </div> <p>また、上記の条件のほか、次の条件に留意する。</p> <p style="text-align: center;">《地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●当該施設が地震に対して、安全な構造「<u>新耐震基準</u>」を有している場合や、当該場所又はその周辺に人の生命又は身体に危険をおよぼすおそれのある建築物、工作物がないこと。 </div>	<p><u>進め、これらを指定緊急避難場所として活用し、災害時の避難が容易となるよう努める。</u></p> <p><u>6. 備蓄倉庫及び通信設備の確保</u> <u>町は、指定緊急避難場所と位置付けられる学校等に、備蓄倉庫、通信設備の整備等を進めるよう努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。</u></p> <p><u>7. 指定緊急避難場所の条件指定基準等</u> <u>地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準は次のとおり。</u></p> <p style="text-align: center;">《指定緊急避難場所の指定基準》</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●管理条件：災害が<u>切迫した状況_____</u>において、<u>速やかに、</u>居住者等<u>_____</u>に当該指定緊急避難場所<u>_____</u>を開放できる管理体制を有していること。 <p><u>(削除)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ●構造条件：<u>_____</u>当該施設が<u>_____</u>地震に対して安全な構造であること。<u>_____</u>又は<u>_____</u>場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がないこと。 </div> <p>また、上記の条件のほか、次の条件に留意する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	---

《指定緊急避難場所の選定条件》

●要配慮者が歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

(追加)

●二次災害・複合災害の危険性ない場所であること。

(略)

●対象とする地区の住民、就業者、来訪者、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

●危険物施設等が近くにないこと。

(略)

第4. 避難路の確保

(略)

(略)

●万一に備えた複数路の経路の確保を考慮すること。

●

●津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路であること _____。

●また、 _____ 避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設 _____ の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。また、津波等の避難に対し、高背地への避難を容易にするため、避難路の新たな整備のほか、既存道路の改良及び山林等の下刈りに努める。

(追加)

(削除)

●要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に場所を確保するよう行政区別に指定すること。

●火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。

●がけ崩れのおそれのない場所であること。

(略)

●対象とする地区の住民、就業者、観光客、幹線道路通行者等を収容する広さを確保すること。

(削除)

(略)

第4. 避難路の確保

(略)

(略)

●万一に備えた複数路の _____ 確保 _____。

●二次災害・複合災害の危険性ない場所であること。

●津波、がけ崩れ等の危険箇所を通過しない経路 _____ の選定。

● _____ 町は、上記条件を満たす 避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクールゾーンにおける危険施設 (ブロック塀等) の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。また、津波等の避難に対し、高背地への避難を容易にするため、避難路の新たな整備のほか、既存道路の改良及び山林等の下刈りに努める。

●避難場所から避難所への避難経路、積雪寒冷地においては、防寒機能を備えた屋内の二次避難の経路等。

計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

59	<p>第5. 避難路等の整備</p> <p>1. 避難路・避難階段の整備・改善 (略)</p> <p>なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯<u>など</u>による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。</p> <p>2. 避難路等の安全性の向上</p> <p>町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。_____</p> <p>3. 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>町は、_____避難路について、誘導標識等を設置し、_____避難場所や避難路・避難階段の位置<u>などを</u>_____示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。_____</p> <p>(2) 多言語化の推進</p> <p>町は、_____避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の</p>	<p>第5. 避難路等の整備</p> <p>1. 避難路・避難階段の整備・改善 (略)</p> <p>なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯、<u>積雪等</u>による交通渋滞や事故の発生等を十分考慮する。</p> <p>2. 避難路等の安全性の向上</p> <p>町は、避難経路に面する建物の耐震化、ブロック塀の転倒防止等を進めるための安全基準の普及・啓発を推進するとともに、避難経路における電線の地中化、落橋防止、盛土部の沈下防止、液状化等の影響により避難路等が寸断されないよう耐震化の対策を実施する。<u>なお、積雪寒冷地においては、避難経路の除雪・防雪・凍結防止対策に配慮する。</u></p> <p>3. 避難誘導標識等の設置</p> <p>(1) 避難誘導標識等の整備</p> <p>町は、<u>指定した</u>避難路について、誘導標識等を設置し、<u>指定緊急</u>避難場所や避難路・避難階段の位置<u>等をまちの至る所</u>に示すことや、蓄光石やライト、太陽光パネルを活用した避難誘導灯を整備し、夜間でも分かりやすく誘導できるよう表示するなど、住民等が日常の生活の中で、常に地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような取組を行う。<u>誘導標識を設置する際には、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害に対応した避難場所であるのか明示するよう努めるとともに、県と協力して、災害種別一般図記号を使った避難場所標識の見方について、周知を図るよう努める。</u></p> <p>(2) 多言語化の推進</p> <p>町は、<u>指定緊急</u>避難場所や避難経路の標示等、災害に関する案内板等については、多言語の併記標示を進め、外国人の</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	--	---

60	<p>避難に支障のないよう努める。</p> <p>第6. 避難誘導體制の整備</p> <p>3. 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</p> <p>町は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導<u>するため</u>、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p><u>4. 避難勧告等の発令対象区域の設定</u></p> <p><u>(1) 土砂災害</u></p> <p><u>土砂災害の避難勧告等の発令対象区域は、危険度に応じてできるだけ絞り込んだ範囲とすることが望ましく、土砂災害警戒区域・危険箇所等を避難勧告等の発令の要素として定めておきつつ、発令時には、大雨警報（土砂災害）の危険度分布で危険度が高まっているメッシュと重なった土砂災害警戒区域・危険箇所等に避難勧告等を発令することを基本とする。また、状況に応じて、その周辺区域も含めて避難勧告等を発令することを検討する。</u></p> <p><u>(2) 高潮災害</u></p> <p><u>避難勧告等の発令区域は浸水のおそれのある区域とし、高潮警報等で発表される予想最高潮位に応じて想定される浸水区域を基本とする。</u></p> <p><u>また、同一の浸水区域内においても、氾濫水の到達に要する時間に大きな差がある場合は、到達時間に応じて避難勧告の発令対象区域を徐々に広げていくという方法も考えられる。</u></p>	<p>避難に支障のないよう努める。</p> <p>第6. 避難誘導體制の整備</p> <p>3. 避難行動要支援者の避難誘導體制の整備</p> <p>町は、災害が発生し、又は災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な避難行動要支援者を適切に避難誘導<u>し、安否確認を行うため</u>、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、上記の行動ルールを踏まえつつ、これらの者に係る避難誘導體制の整備を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	---

61	<p>第7. 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>2. 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導 <u>する</u> <u>ため</u>、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 <u>社会福祉協議会等の</u> <u>協力</u>を得ながら、 <u>平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備</u> <u>を一層を図る。</u></p> <p>3. 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) 動員計画及び非常 <u>召集</u>体制等の確立</p> <p>(3) 非常時持ち出し品の確保対策</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の <u>持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行って</u> <u>おくよう努める。</u></p> <p>4. 在宅者対応</p> <p>(1) 情報共有及び個別 <u>支援方針</u>の <u>策定</u></p> <p>町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、 <u>避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別 <u>支援方針</u>の <u>策定</u>に努める。</u></p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>町は、 <u>個別支援方針の策定と関連し、</u> <u>避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する <u>等</u>、</u> <u>避難支援に配慮した方策の検討も行う。</u></p>	<p>第7. 避難行動要支援者の支援方策</p> <p>2. 避難行動要支援者の支援体制の整備</p> <p>町は、避難行動要支援者を適切に避難誘導 <u>し、安否確認を行う</u> <u>ため</u>、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、 <u>介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、社会福祉協議会等の <u>多様な主体</u>の</u> <u>協力</u>を得ながら、 <u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、</u> <u>平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、関係者との共有に努めるとともに、避難行動要支援者への対応を強化するため、情報伝達体制の整備、避難誘導體制の整備、</u> <u>避難訓練の実施</u> <u>を一層図る。</u></p> <p>3. 社会福祉施設等における対応</p> <p>(1) 動員計画及び非常 <u>招集</u>体制等の確立</p> <p>(3) 非常時持ち出し品の確保対策</p> <p>社会福祉施設等の管理者は、入居者の名簿やカルテ等のデータのバックアップ、就寝中の避難に備えた着替えや防寒具等の <u>避難場所での備蓄等</u> <u>持ち出し品の確保に時間を掛けない工夫を普段から行って</u> <u>おくよう努める。</u></p> <p>4. 在宅者対応</p> <p>(1) 情報共有及び個別 <u>避難計画</u>の <u>作成</u></p> <p>町は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、 <u>避難行動要支援者本人の同意を得た上で、</u> <u>避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、個別 <u>避難計画</u>の <u>作成</u>に努める。</u></p> <p>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</p> <p>町は、 <u>個別避難計画を検討する中で、</u> <u>避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示する <u>など</u>、</u> <u>避難支援に配慮した方策の検討も行う。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	--	---

61	<p>5. 外国人等への対応</p> <p>町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や<u>来訪者</u>等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●地域全体での外国人や<u>来訪者</u>等の支援体制の整備に努める。 ●<u> </u>避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等により、わかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 <p><u>(追加)</u></p> </div> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>5. 外国人等への対応</p> <p>町及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や<u>旅行者</u>等が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、以下のような環境の整備に努める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●地域全体での外国人や<u>旅行者</u>等の支援体制の整備に努める。 ●<u>指定緊急</u>避難場所や避難路の標識等について、ピクトグラムの活用等により、わかりやすく効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。 ●<u>多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。</u> </div> <p><u>第8. 消防機関等の対応</u></p> <p><u>1. 救助・救急活動の実施体制確保</u></p> <p><u>町は、消防機関等による被災者の迅速かつ適切な救助・救急活動の実施体制の整備について、必要に応じて、適切な助言等を行う。</u></p> <p><u>2. 消防職員の安全確保対策</u></p> <p><u>職員の安全確保については、強い揺れを感じたとき、又は弱くても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたとき、揺れを感じなくても津波警報等が発表されたときのいずれにおいても、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
62	<p><u>第8. 教育機関における対応</u></p> <p>1. 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 引渡しに関するルールの方策</p> <p>町<u> </u>は、学校等が保護者との間で、災害<u>発</u><u>生</u>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p> <p>学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震が発生した場合又は市町村等が<u>避難の勧告若しくは指示を行</u></p>	<p><u>第9. 教育機関における対応</u></p> <p>1. 児童生徒等の安全対策</p> <p>(1) 引渡しに関するルールの方策</p> <p>町<u>並びに教育委員会</u>は、学校等が保護者との間で、災害<u> </u>時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促す。</p> <p>(2) 安全確保対策の検討</p> <p>学校等の校長又は園長(以下「校長等」という。)は、地震が発生した場合又は市町村等が<u>避難情報の発令を行った場合</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>

63	<p><u>った場合</u>等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>2. 連絡・連携体制の構築 町は、小学校就学前の子どもたちが安全で確実な避難が出来るように、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と_____の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p><u>第9. 避難計画の整備作成</u></p> <p>1. 町の対応 町は、_____平成24年10月に七ヶ浜町避難計画を策定し、平成25年4月に広く住民等に周知している。今後、国・県における指針等を踏まえ、<u>町における防災訓練等での検証を基に、下記の事項に留意して避難計画の見直しを行う。</u></p> <div data-bbox="259 756 1064 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●避難の勧告または指示避難情報の発令を行う具体的な基準及び伝達方法 ●避難路及び_____誘導方法 (略) </div> <p>2. 公的施設等の管理者 学校、病院_____等、_____不特定多数の人が集まる施設の管理者は、<u>利用者や従業員の安全確保のため、防災の責任者、連絡体制、避難誘導計画等を作成し、従業員等の防災教育、訓練を行うよう努める。</u></p> <p><u>第10. 避難時に困難が生じると予想される者への対応</u></p> <p>1. 避難行動要支援者対策 町は、<u>避難行動要支援者の速やかな避難誘導を図るため、自主防災組織及び福祉関係者と連携を綿密に行っておくよう努める。</u></p>	<p>等における、児童生徒等の安全の確保を図るための対策をあらかじめ検討する。</p> <p>2. 連絡・連携体制の構築 町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害_____時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と<u>市町村間、施設間</u>の連絡・連携体制の構築に努める。</p> <p><u>第10. 避難計画の整備作成</u></p> <p>1. 町の対応 町では、<u>令和5年1月に七ヶ浜町津波ハザードマップ、令和5年3月に七ヶ浜町避難計画を改定し、_____</u>広く住民等に周知している。今後、国・県における指針等を踏まえ、<u>津波ハザードマップ、避難計画の見直しを行う。</u></p> <div data-bbox="1106 756 1910 874" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●避難の勧告または指示避難情報の発令を行う具体的な基準及び伝達方法 ●避難路及び<u>避難経路</u>、誘導方法 (略) </div> <p>2. 公的施設等の管理者 学校、病院、<u>公民館等、その他</u>不特定多数の人が利用する施設の管理者は、<u>大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図るとともに、訓練の実施に努める。</u> <u>なお、この際、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。</u></p> <p><u>第11. 避難時に困難が生じると予想される者への対応</u> <u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	---

	<p><u>(1) 社会福祉施設</u></p> <p><u>(2) 来訪者</u>対策</p> <p><u>2.</u> 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策</p> <p><u>第11.</u> 避難に関する広報 町は、<u> </u>避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施し、<u>住民への避難場所、避難所、避難路等の周知</u>を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。</p>	<p><u>1.</u> 社会福祉施設等の対策</p> <p><u>2.</u> 旅行者対策</p> <p><u>3.</u> 不特定かつ多数の利用者がいる施設等の対策</p> <p><u>第12.</u> 避難に関する広報 町は、<u>指定</u>避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、<u> </u>避難場所、避難所、避難路等<u> </u>を記載した地図の住民への作成・配布等を積極的に行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
64	<p>第17節 避難<u>収容</u>対策 第1. 目的 大規模<u>地震</u>災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。</p>	<p>第17節 避難<u>受入れ</u>対策 第1. 目的 大規模<u> </u>災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難が長期化するおそれがある。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
65	<p>第2. 避難所の確保 2. <u> </u>避難所の指定と周知 町は、県と連携し、<u> </u> <u> </u>地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を<u>収容するための、指定避難所として避難収容施設を</u> あらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。<u> </u> <u> </u></p> <p>3. 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>第2. 避難所の確保 2. <u>指定</u>避難所の指定と周知 町は、県と連携し、<u>地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、</u>地震による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を<u>受入れ避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所を、その管理者の同意を得た上で</u>あらかじめ指定、確保し、整備を図るとともに、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。<u>また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。</u></p> <p>3. 指定緊急避難場所と指定避難所の違いの周知徹底 (略) <u>指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

<p>レや手すりなど高年齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 物資等の備蓄 町は、<u> </u>避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u> </u>避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、<u> </u>常備薬、<u> </u>炊き出し用具、毛布、<u>燃料、感染症予防のためのマスク、うがい薬・消毒薬等のほか、要配慮者に対応した物資（簡易トイレや介護用品、ベビー用品など）</u>の備蓄に努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>7. 避難所の運営・管理 <u>(追加)</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等<u> </u>の普及に努め<u> </u>ること。<u> </u></p> </div>	<p>めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。</p> <p><u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</u></p> <p>(2) 物資等の備蓄 町は、<u>指定</u>避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、<u>指定</u>避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、<u>携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド、簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等</u>の備蓄に努める。</p> <p><u>加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</u></p> <p>7. 避難所の運営・管理 <u>「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>●町は、住民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の<u>住民への普及に努め、住民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</u></p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	---	---

	<p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>●感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など等、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めること。</p> <p>●指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努めること。</p>	
68	<p>10. 広域避難の対策</p> <p>町は、大規模<u>災害時に円滑な広域避難</u>が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、<u>発災時</u>の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>10. 広域避難の対策</p> <p>町は、大規模<u>広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在</u>が可能となるよう、他県や他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、<u>災害時</u>の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
69	<p>第4. 避難所における愛護動物の対策</p> <p>町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	<p>第4. 避難所における愛護動物の対策</p> <p>町は、避難所におけるペットの扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペットの同行避難者の受入体制を整備するとともに、飼育管理の方法について、生活スペースから離れた場所でケージにおいて飼育するなどの注意事項を避難所マニュアルに記載する。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

70	<p>なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と_____宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。</p> <p>第5. 応急仮設住宅対策</p> <p>1. 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備</p> <p>県は、応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(社)プレハブ建築協会や<u>地元企業</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づく<u>応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保のため、(社)プレハブ建築協会の建設能力の把握に努めるほか、災害の規模により、地元企業の活用による</u>応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備確保を行うことから、町はこれに協力する。</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p><u>県及び</u>町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、_____応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)用の用地を把握し、(社)プレハブ建築協会_____と連携を図って応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>第6. 帰宅困難者対策</p> <p>3. 企業・学校等の取組の促進</p> <p>町は、企業・学校等が_____一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震化_____, 大型の什器・備品の固定の促進を図る。</p> <p><u>4. 事業継続計画(BCP)</u></p> <p><u>県は、企業による従業員の安全な帰宅手段を確保し、帰宅困</u></p>	<p>なお、被災地域が広域にわたる際の愛護動物の救護活動を見据え、県と(公社)宮城県獣医師会との間で救護活動に関する協定を強化する。</p> <p>第5. 応急仮設住宅対策</p> <p>1. 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の確保</p> <p>(1) 応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備</p> <p>県は、応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備が可能な公用地等を把握し、(一社)プレハブ建築協会や<u>宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき_____建設能力の把握に努め_____応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備確保を行うことから、町はこれに協力する。</p> <p>(2) 居住施設の供給体制の整備</p> <p>_____町は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き家等の把握を行うとともに、<u>各種災害に対する安全性に配慮した</u>応急仮設住宅(建設型応急住宅)用の用地を把握し、(一社)プレハブ建築協会や<u>宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>と連携を図って応急仮設住宅(建設型応急住宅)の整備に要する供給体制の整備に努める。</p> <p>第6. 帰宅困難者対策</p> <p>3. 企業・学校等の取組の促進</p> <p>町は、企業・学校等が<u>従業員や顧客、児童・生徒等を</u>一定期間施設内に留めるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄や建物の耐震性の維持、大型の什器・備品の固定の促進を図る。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災</p>
----	---	--	---

71	<p><u>難者の多数発生を防ぐため、企業に対し事業継続計画(BCP)の作成支援を行う中で、帰宅困難者対策の事例等を示すことにより、企業の取組を促進することから、町はこれに協力する。</u></p> <p><u>5. 避難対策</u></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>町は、<u>帰宅困難者用</u>の一時滞在施設の確保に努めるとともに、<u>避難所</u>マニュアルの作成や一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>発災時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から<u>施設管理者</u>等との連携を強化する。また、<u>施設管理者</u>との情報伝達体制を確保する_____。</p> <p>7. 帰宅支援対策</p> <p>町は、バス_____等の交通事業者と連携し、災害時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。</p> <p>第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1. 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、<u>被災者等への情報伝達手段として、特に整備を図るとともに、CATV、コミュニティFM等のメディアの活用</u>、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ<u>など</u>のあらゆる媒体の活用による<u>多様な伝達手段の整備</u>に努める。<u>多様な主体への情報伝達体制の整備に努める。</u></p>	<p><u>4. 避難対策</u></p> <p>(1) マニュアルの作成</p> <p>町は、<u>県と連携して帰宅困難者用</u>の一時滞在施設の確保に努めるとともに、<u>開設基準や運営</u>マニュアルの作成<u>及び</u>一時滞在施設における飲料水等の計画的な備蓄を進める。</p> <p>(2) 情報伝達体制の整備</p> <p>町は、帰宅困難者用の一時滞在施設の場所の周知や<u>災害時</u>の施設への円滑な誘導等の対応を図るため、平常時から<u>バス事業者</u>等との連携を強化する。また、<u>バス事業者</u>との情報伝達体制を確保する<u>とともに、帰宅困難者に対して携帯電話やインターネット等を活用し迅速に情報を提供できるように、対策の検討を行う。</u></p> <p>7. 帰宅支援対策</p> <p>町は、バス<u>事業者</u>等の交通事業者と連携し、災害時に公共交通が不通となった場合の帰宅困難者の移動支援対策をあらかじめ講じる。</p> <p>第7. 被災者等への情報伝達体制等の整備</p> <p>1. 情報伝達手段の確保</p> <p>(1) 多様な伝達手段の確保</p> <p>町は、<u>町防災行政無線等の無線系(戸別受信機を含む)の整備や、IP通信網、CATV、コミュニティFM等のメディア_____</u>、携帯電話(緊急速報メール機能を含む)、ソーシャルメディア、衛星携帯電話やワンセグ<u>等</u>のあらゆる媒体の活用を図り、<u>災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保</u>に努める。</p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	---

	<p><u>(追加)</u></p> <p>(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者_____等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>3. 生活情報伝達体制・施設・設備の整備 町_____は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を_____常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>4. 居住地以外の市町村への避難者への対応 <u>県</u>は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る<u>ことから、町はこれに協力する。</u></p>	<p><u>電気事業者は、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。また、電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。</u></p> <p>(2) 多様な主体への情報伝達体制の整備 町は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者、都市部における帰宅困難者、<u>外国人</u>等情報が入手困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p> <p>3. 生活情報伝達体制・施設・設備の整備 町<u>及び放送事業者等</u>は、地震に関する情報及び被災者に対する生活情報を<u>大規模停電時も含め</u>常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図る。</p> <p>4. 居住地以外の市町村への避難者への対応 <u>町</u>は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことのできるよう、被災者の所在地等の情報を避難元と避難先の市町村が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図る_____。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
72	<p>第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保 第1. 目的 住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合__は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p>	<p>第18節 食料・飲料水及び生活物資の確保 第1. 目的 住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合<u>に</u>は、被災者への生活救援物資の迅速な供給が必要である。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

73	<p>このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水_____及び生活物資の供給が行われるよう、町_____は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。</p> <p>第3. 食料及び生活物資等の供給計画の策定 町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件_____等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、_____その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めるように努める。</p> <p>第4. 食料及び生活物資等の備蓄 <u>(追加)</u></p> <p><u>2. 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> (略)</p> <p><u>3. 備蓄拠点の整備</u> (略)</p> <p><u>4. 備蓄物資の選定時の配慮</u> (略)</p>	<p>このため、発災直後から、時間経過に応じ、被災者に対し円滑に食料、飲料水、<u>燃料</u>及び生活物資の供給が行われるよう、町<u>及び関係機関</u>は物資の備蓄、調達及び輸送体制の整備を図る。</p> <p>第3. 食料及び生活物資等の供給計画の策定 町は、大規模な地震災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件<u>や過去の災害</u>等も踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、<u>ブルーシート、土のう袋</u>、その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それらの必要な物資の供給のための計画を定めるように努める。</p> <p>第4. 食料及び生活物資等の備蓄 <u>2. 公共用地、国有財産の有効活用</u> <u>町は、備蓄にあたり、国と連携し、公共用地、国有財産の有効活用を図る。</u></p> <p><u>3. 集中備蓄・分散備蓄体制の整備</u> (略)</p> <p><u>4. 備蓄拠点の整備</u> (略)</p> <p><u>5. 備蓄物資の選定時の配慮</u> (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
74	<p><u>5. データベースの構築とパッケージ化の検討</u> (略)</p> <p>第5. 食料及び生活物資等の調達体制 2. 生活物資の確保 <u>(追加)</u></p>	<p><u>6. データベースの構築とパッケージ化の検討</u> (略)</p> <p>第5. 食料及び生活物資等の調達体制 2. 生活物資の確保 <u>なお、供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や</u></p>	<p>「宮城県地域防災</p>

	<p>第6. <u>飲料水の調達</u> <u>1. 飲料水及び応急給水資機材の確保</u> (略) 町は、<u> </u>日本水道協会宮城県支部<u>など</u>の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。</p>	<p><u>子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u></p> <p>第6. <u>飲料水及び応急給水資機材の確保</u> <u>(削除)</u> (略) 町は、<u> </u>日本水道協会宮城県支部<u>等</u>の関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。</p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>				
76	<p>第19節 ボランティアの<u>受入れ</u> 第1. 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアの救援活動等が大きな役割を果たした。のため、今後、地域団体やNPO <u> </u>等 <u>(以下、「ボランティア関係団体」という。)</u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという<u>崇高な</u>ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 (略) さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>受入れや登録</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>第2. ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="264 1257 1043 1422"> <tr> <td data-bbox="264 1257 483 1422">生活支援に関する業務</td> <td data-bbox="483 1257 1043 1422"> ① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助 </td> </tr> </table>	生活支援に関する業務	① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助	<p>第19節 ボランティアの<u>コーディネート</u> 第1. 目的 東日本大震災及び近年の各種災害において、ボランティアの救援活動等が大きな役割を果たした。のため、今後、地域団体・NPO・<u>ボランティア等</u> <u> </u>は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという <u> </u>ボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。 (略) さらに、災害時におけるボランティア活動の実効を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの<u>コーディネート</u>等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。</p> <p>第2. ボランティアの役割 ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1111 1238 1868 1402"> <tr> <td data-bbox="1111 1238 1330 1402">生活支援に関する業務</td> <td data-bbox="1330 1238 1868 1402"> ① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助 </td> </tr> </table>	生活支援に関する業務	① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
生活支援に関する業務	① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助						
生活支援に関する業務	① 避難所及び災害ボランティアセンターの運営補助 ② 炊き出し、食料等の配付 ③ 救援物資等の仕分け、輸送 ④ 高齢者、障害者等の介護補助						

77	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="235 148 481 316"></td> <td data-bbox="481 148 1086 316"> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ <u>泥かき、瓦礫整理等の</u>清掃活動 ⑥ <u>在宅避難者支援</u> ⑦ <u>児童、生徒等の運動・学習支援</u> ⑧ <u>その他被災地での軽作業</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="235 316 481 762"> <p>専門的な知識を要する業務</p> </td> <td data-bbox="481 316 1086 762"> <ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 <u>(追加)</u> ② 被災宅地の危険度判定 ③ 外国人のための通訳 ④ 被災者<u>の</u>メンタルヘルスケア ⑤ 高齢者、障害者等への介護 ⑥ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑦ 公共土木施設の調査等 ⑧ <u>災害ボランティアコーディネート</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ <u>泥かき、瓦礫整理等の</u>清掃活動 ⑥ <u>在宅避難者支援</u> ⑦ <u>児童、生徒等の運動・学習支援</u> ⑧ <u>その他被災地での軽作業</u> 	<p>専門的な知識を要する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 <u>(追加)</u> ② 被災宅地の危険度判定 ③ 外国人のための通訳 ④ 被災者<u>の</u>メンタルヘルスケア ⑤ 高齢者、障害者等への介護 ⑥ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑦ 公共土木施設の調査等 ⑧ <u>災害ボランティアコーディネート</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1086 148 1332 316"></td> <td data-bbox="1332 148 1937 316"> <ul style="list-style-type: none"> ⑤ _____ 清掃活動 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ⑥ <u>その他被災地での軽作業</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 316 1332 762"> <p>専門的な知識を要する業務</p> </td> <td data-bbox="1332 316 1937 762"> <ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 ② <u>被災建築物の応急危険度判定</u> ③ 被災宅地の危険度判定 ④ 外国人のための通訳 ⑤ 被災者<u>への</u>メンタルヘルスケア ⑥ 高齢者、障害者等への介護 ⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑧ 公共土木施設の調査等 <u>(削除)</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 </td> </tr> </table>		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ _____ 清掃活動 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ⑥ <u>その他被災地での軽作業</u> 	<p>専門的な知識を要する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 ② <u>被災建築物の応急危険度判定</u> ③ 被災宅地の危険度判定 ④ 外国人のための通訳 ⑤ 被災者<u>への</u>メンタルヘルスケア ⑥ 高齢者、障害者等への介護 ⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑧ 公共土木施設の調査等 <u>(削除)</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
		<ul style="list-style-type: none"> ⑤ <u>泥かき、瓦礫整理等の</u>清掃活動 ⑥ <u>在宅避難者支援</u> ⑦ <u>児童、生徒等の運動・学習支援</u> ⑧ <u>その他被災地での軽作業</u> 									
<p>専門的な知識を要する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 <u>(追加)</u> ② 被災宅地の危険度判定 ③ 外国人のための通訳 ④ 被災者<u>の</u>メンタルヘルスケア ⑤ 高齢者、障害者等への介護 ⑥ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑦ 公共土木施設の調査等 ⑧ <u>災害ボランティアコーディネート</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 										
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ _____ 清掃活動 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> ⑥ <u>その他被災地での軽作業</u> 										
<p>専門的な知識を要する業務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 救護所等での医療、看護、保健予防 ② <u>被災建築物の応急危険度判定</u> ③ 被災宅地の危険度判定 ④ 外国人のための通訳 ⑤ 被災者<u>への</u>メンタルヘルスケア ⑥ 高齢者、障害者等への介護 ⑦ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑧ 公共土木施設の調査等 <u>(削除)</u> ⑨ IT機器を利用した情報の受発信 ⑩ その他専門的な技術・知識が必要な業務 										
<p>第3. 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>町は日本赤十字<u>、</u>社会福祉協議会、ボランティア<u>団体及びNPO</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア<u>団体・NPO</u>等の活動支援や<u>これらの異なる組織の</u>活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が<u>円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。</u></p> <p>また、町は、<u>行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>研修</u>制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></u></p>	<p>第3. 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>町は日本赤十字<u>社、</u>社会福祉協議会、<u>NPO・ボランティア</u>等との連携を図るとともに、中間支援組織（<u>NPO・ボランティア</u>等の活動支援や<u>活動調整を行う組織</u>）を含めた連携体制の構築を図り、災害時において災害ボランティア活動が<u>自主性にに基づきその支援力を向上し、町、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備を図る。</u></p> <p>また、町は、<u>災害ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練</u>の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について<u>整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</u></u></p>										

(追加)

第5. 専門ボランティアの登録

平成 20 年 4 月現在、県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	県は、地震で被災した建築物や宅地について、 <u>余震など</u> による二次災害の防止を目的として、その <u>安全性</u> を判定する作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録する。 (略)
(略)	(略)
防災エキスパート制度	防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の <u>処理</u> 、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。 東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。
災害時の通訳ボランティア	大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。 このため、通訳ボランティアの <u>派遣を要請し</u> 、被災地に派遣する。 県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も <u>併せて</u> 行う。

第6. 一般ボランティアの受入れ体制

1. 一般ボランティアの受入れ体制づくり

一般ボランティアの受入れは、災害の発生時には七ヶ浜町社会福祉協議会が中心となって行う。そのため、発災時に速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げ

さらに、町は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家庭からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。また、町は、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努める。

第5. 専門ボランティアの登録

平成 30 年 4 月現在、県で確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定	県は、地震で被災した建築物や宅地について、 <u>その後の地震等</u> による二次災害の防止を目的として、その <u>危険性</u> を判定する作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録する。 (略)
(略)	(略)
防災エキスパート制度	防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の <u>事務</u> 処理、施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。 東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被災状況を把握する。
災害時の通訳ボランティア	大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し町や県の職員だけでは十分対応できない。 このため、通訳ボランティア <u>として活動できる方を一般から募集し</u> 、被災地に派遣する。 県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成も <u>あわせて</u> 行う。

第6. 一般ボランティアのコーディネート体制

1. 一般ボランティアのコーディネート体制づくり

一般ボランティアのコーディネートは、災害の発生時には七ヶ浜町社会福祉協議会及びNPO等関係機関が中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に速やかに災害ボランティア

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正
「宮城県

78

79	<p>られるよう、町は、_____県、関係<u>団体</u>等と協力し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1) ボランティアコーディネーターの養成 セヶ浜町社会福祉協議会は、<u>地震</u>が発生した場合に、<u>ボランティアがすぐに活動ができるように</u>、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平<u>時</u>から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>団体</u>とのネットワークの整備 災害ボランティア<u>活動</u>支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア<u>団体</u>等とのネットワークを構築する。</p>	<p>センターが立ち上げられるよう、町は、<u>平常時から</u>県、関係<u>機関</u>等と協力し、次のような準備、取り組みを行う。</p> <p>(1) ボランティアコーディネーターの養成 セヶ浜町社会福祉協議会は、<u>災害</u>が発生した場合、_____被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平<u>常</u>時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。</p> <p>(4) 災害ボランティア関係<u>機関等</u>とのネットワークの整備 災害ボランティア<u>コーディネート</u>支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場として、行政機関、宮城県社会福祉協議会、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア_____等とのネットワークを構築する。</p>	<p>地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>																																																
80	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1" data-bbox="264 837 1064 1056"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●社会福祉施設の<u>予防</u>対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●要配慮者等の<u>災害</u>予防対策</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>(追加)</u></td> <td><u>—</u></td> <td><u>—</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●外国人への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●<u>来訪者</u>への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 <u>大規模震災時には、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、アレルギー等の慢性疾患を有する者、外国人等の要配慮者、また、来訪者等も被災することが考えられ、その場合、より危険困難な状態に置かれる可能性があること、さらに避難後の生活においても配慮を必要とすることが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●社会福祉施設の <u>予防</u> 対策	○		○	●要配慮者等の <u>災害</u> 予防対策	○	○		● <u>(追加)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>		●外国人への支援対策	○		○	● <u>来訪者</u> への支援対策	○		○	<p>第20節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1" data-bbox="1111 837 1910 1056"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●社会福祉施設の<u>安全確保</u>対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●要配慮者等への<u>避難</u>支援対策</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>避難行動要支援者への災害</u>予防対策</td> <td><u>○</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●外国人への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>●<u>旅行者</u>への支援対策</td> <td>○</td> <td></td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 <u>大規模災害に備え、社会福祉施設の安全確保に加え、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や高齢者、障害者等の避難行動要支援者、外国人や旅行者への支援対策などについて定める。</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	●社会福祉施設の <u>安全確保</u> 対策	○		○	●要配慮者等への <u>避難</u> 支援対策	○	○		● <u>避難行動要支援者への災害</u> 予防対策	<u>○</u>	<u>○</u>		●外国人への支援対策	○		○	● <u>旅行者</u> への支援対策	○		○	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
●社会福祉施設の <u>予防</u> 対策	○		○																																																
●要配慮者等の <u>災害</u> 予防対策	○	○																																																	
● <u>(追加)</u>	<u>—</u>	<u>—</u>																																																	
●外国人への支援対策	○		○																																																
● <u>来訪者</u> への支援対策	○		○																																																
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
●社会福祉施設の <u>安全確保</u> 対策	○		○																																																
●要配慮者等への <u>避難</u> 支援対策	○	○																																																	
● <u>避難行動要支援者への災害</u> 予防対策	<u>○</u>	<u>○</u>																																																	
●外国人への支援対策	○		○																																																
● <u>旅行者</u> への支援対策	○		○																																																

81	<p>第2. 要配慮者<u>高齢者、障害者等</u>への____支援対策 <u>一般に要配慮者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等</u>に関し、<u>身体的機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。</u> <u>このため、町は相談窓口等を設置し、防災関係機関、社会福祉施設、自主防災組織と連携して、要配慮者の災害予防に万全を期するものとする。</u></p> <p><u>1. 社会福祉施設の安全確保対策</u> <u>(1) 防災点検及び防災資材の配備</u> 社会福祉施設__は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、<u>建築年<u>度</u></u>や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。</p> <p><u>(2) 組織体制の整備</u> (略)</p> <p><u>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</u> 社会福祉施設は、入所者及び<u>従事者</u>施設職員等に対し、避難経路及び避難__所、<u>災害発生時の適切な行動のとり方など</u>を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、<u>発災時</u>において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施<u>する。</u> <u>また、施設の構造や利用者の身体的特徴等</u>を考慮した避難誘導方法を確立<u>しておく。</u></p> <p><u>(4) 業務継続体制の構築</u> (略)</p>	<p>第2. 要配慮者_____への<u>避難</u>支援対策 <u>(削除)</u></p> <p><u>1. 防災点検及び防災資材の配備</u> <u>(削除)</u> 社会福祉施設<u>等</u>は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、<u>建築年<u>数</u></u>や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行い、災害に対する安全性の確保に努める。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。</p> <p><u>2. 組織体制の整備</u> (略)</p> <p><u>3. 防災教育及び避難誘導方法の確立</u> 社会福祉施設は、入所者及び従事者<u>施設職員等</u>に対し、避難経路及び避難<u>場所</u>_____を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び従事者が、<u>災害時</u>において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施____<u>し、</u>____施設の構造や利用者の身体的特徴__を考慮した避難誘導方法を確立<u>する。</u></p> <p><u>4. 業務継続体制の構築</u> (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
----	--	--	---

82	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>2. 要支援者の災害予防対策</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(1) 要支援者</u> _____ の定義</p> <p>_____ 要支援者 _____ とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(2) 要支援者情報の収集・共有・管理等</u></p> <p>① 要支援者の把握(保有情報の活用)</p> <p>災害発生時における _____ の安否確認、避難行動の支援、避難所等での生活支援を迅速に、かつ、的確に行うためには、町、行政区長、自主防災会、消防団、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係事業者等、関係機関における情報共有が必要不可欠であり、関係機関においては、災害時に迅速に活用できるよう、日頃から要支援者の生活状況等を把握しておくことが重要となる。</p> <p>② <u>災害時避難行動</u> 要支援者名簿の整備</p> <p><u>(3) 個別支援方針の策定</u></p> <p>町は、要支援者に関し、円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、個別支援方針を策定するものとする。</p> <p><u>個別支援方針に盛り込む事項は、次に掲げる事項とする</u></p>	<p><u>第3. 要配慮者への避難支援対策</u></p> <p><u>乳幼児、妊産婦等の要配慮者に対する避難支援は、避難所運営などにおいて配慮する必要がある、避難所の運営に関するマニュアル等で定める。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第4. 避難行動要支援者への避難支援対策</u></p> <p><u>1. 避難行動要支援者の定義</u></p> <p><u>避難行動要支援者(以下「要支援者」という。)</u>とは、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者で、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p><u>2. 避難行動要支援者への避難支援体制</u></p> <p>(1) 要支援者情報の収集・共有・管理等</p> <p>① 要支援者の把握(保有情報の活用)</p> <p>災害 _____ 時における <u>要支援者</u> の安否確認、避難行動の支援、避難所等での生活支援を迅速に、かつ、的確に行うためには、町、行政区長、自主防災会、消防団、町社会福祉協議会、民生委員児童委員、介護関係事業者等、関係機関における情報共有が必要不可欠であり、関係機関においては、災害時に迅速に活用できるよう、日頃から要支援者の生活状況等を把握しておくことが重要となる。</p> <p>② _____ 要支援者名簿の整備</p> <p><u>(2) 個別支援方針の策定</u></p> <p>町は、要支援者に関し、円滑かつ迅速な避難支援等につなげるため、個別支援方針を策定するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
----	---	--	---

83	<p><u>(1)関係者等による要支援者に関する情報共有体制の構築に関すること。</u> <u>(2)避難支援体制の構築に関すること。</u> <u>(3)その他要支援者の支援に関し必要な事項</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(4) 避難支援体制 ②<u>避難協力者</u>避難支援等実施者 <u>町は、行政区長、自主防災会、消防分団、民生委員児童委員と連携し、予め要支援者一人ひとりに対応する避難協力を複数名登録しておくものとする。また、避難協力者の選定に当たっては、近隣の出来るだけ身近な人で、長期にわたり支援できる方を選ぶよう努めるものとする。</u> <u>なお、町は、要支援者に対し、避難協力者が支援に行くことができない場合もあること、避難の協力にあっては必ずしも避難協力者の責任が伴うものではないこと等を事前に説明するものとする。</u></p> <p>(5) 防災設備等の整備 町は、<u>ひとりぐらしの高齢者や障害者を対象とした「緊急通報システム」の普及拡大に努めるほか、聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</u></p> <p><u>(6) 相互協力体制の整備</u> <u>町は、社会福祉協議会、民生委員、ケアマネージャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体、高齢者団体等</u></p>	<p><u>(3) 個別避難計画の策定</u> <u>町は、要支援者名簿に基づき、対象者の同意のもと、避難支援のための個別避難計画を策定する。</u> <u>なお、個別避難計画の策定に関する指針等は別途定める。</u></p> <p>(4) 避難支援体制 ② _____ 避難支援等実施者 <u>町は、個別避難計画作成指針に基づき、民生委員児童委員、区長、自主防災会長の個人と、町地域包括支援センター、町社会福祉協議会の団体を避難支援等実施者と定める。</u> <u>なお、避難支援等実施者の役割などについては、個別避難計画作成指針に定める。</u></p> <p>(5) 防災設備等の整備 町は、 _____ _____ 聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うための文字放送受信装置等の普及に努めるとともに、在宅者の安全性を高めるため、自動消火装置及び火災報知器等の設置を推進する。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災</p>
----	---	---	---

<p>86</p>	<p><u>の福祉関係者、要配慮者の近隣住民(自主防災組織等)、ボランティア組織などとの連携により、要配慮者の安全確保に関する相互協力体制を整備する。</u></p> <p>4. 福祉避難所の<u>指定</u> (1) 福祉避難所の<u>指定</u>確保 福祉避難所は、<u> </u>要支援者のうち医療的ケアなど特別の配慮が必要な者の避難生活を支援するための施設となるものである。町では、<u>次に</u>掲げる施設を福祉避難所として指定し、容体に変化がある場合は速やかに医療機関に搬送することとする。</p> <p>なお、民間施設の福祉避難所指定に当たっては、事前に協定を締結し、福祉避難所としての開設、受入れ、運営が円滑になされるよう協議しておくこととする。</p> <table border="1" data-bbox="255 758 1041 842"> <tr> <td>(1)七ヶ浜町老人福祉センター</td> </tr> <tr> <td>(2)七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」</td> </tr> </table> <p><u>第3. 外国人への支援対策</u> <u> </u>災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は、<u>外国人の防災意識の啓発及び支援体制の整備に努める。</u></p> <p>1. 外国人支援対策</p> <table border="1" data-bbox="255 1203 1061 1406"> <tr> <td>● <u> </u>在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、<u> </u>適切な配慮を行う。</td> </tr> <tr> <td>●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルの<u>作成を検討するほか</u>、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難<u>所</u>、さらには避難経路の周知徹底を図る。</td> </tr> </table>	(1)七ヶ浜町老人福祉センター	(2)七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」	● <u> </u> 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、 <u> </u> 適切な配慮を行う。	●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルの <u>作成を検討するほか</u> 、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難 <u>所</u> 、さらには避難経路の周知徹底を図る。	<p>4. 福祉避難所の<u>確保</u> (1) 福祉避難所の<u>確保</u> 福祉避難所は、<u>要配慮者や</u>要支援者のうち医療的ケアなど特別の配慮が必要な者の避難生活を支援するための施設となるものである。町では、<u> </u>掲げる施設を福祉避難所として指定し、容体に変化がある場合は速やかに医療機関に搬送することとする。</p> <p>なお、民間施設の福祉避難所指定に当たっては、事前に協定を締結し、福祉避難所としての開設、受入れ、運営が円滑になされるよう協議しておくこととする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>第5. 外国人への支援対策</u> 在住外国人が災害<u> </u>時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、町は、<u> </u><u>県と連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、外国人旅行者についても念頭に置きながら、防災意識の啓発や災害予防対策を行う。</u></p> <p>1. 外国人支援対策</p> <table border="1" data-bbox="1108 1203 1910 1406"> <tr> <td>●<u>防災計画の作成に当たり</u>、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、<u>外国人に対する適切な配慮</u>を行う。</td> </tr> <tr> <td>●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを<u>作成・配付するとともに</u>、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難<u>場所</u>、さらには避難経路の周知徹底を図る。</td> </tr> </table>	● <u>防災計画の作成に当たり</u> 、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、 <u>外国人に対する適切な配慮</u> を行う。	●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを <u>作成・配付するとともに</u> 、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難 <u>場所</u> 、さらには避難経路の周知徹底を図る。	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
(1)七ヶ浜町老人福祉センター									
(2)七ヶ浜町障害者地域活動支援センター「あさひ園」									
● <u> </u> 在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、 <u> </u> 適切な配慮を行う。									
●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルの <u>作成を検討するほか</u> 、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難 <u>所</u> 、さらには避難経路の周知徹底を図る。									
● <u>防災計画の作成に当たり</u> 、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、 <u>外国人に対する適切な配慮</u> を行う。									
●外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを <u>作成・配付するとともに</u> 、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難 <u>場所</u> 、さらには避難経路の周知徹底を図る。									

	<p>(略)</p> <p>●災害時の広報活動<u>に</u>備え、通訳<u>等</u>必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルの作成を<u>検討</u>する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>●町は<u>県や県国際化協会と協力し</u>、外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。</p> <p><u>第4. 来訪者への支援対策</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>●災害時の広報活動<u>等</u>に備え、通訳<u>者</u>等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを<u>作成</u>する。</p> <p>●<u>県は、外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援もあわせて行うことから、町はこれに協力する。</u></p> <p>(略)</p> <p>●町、<u>県及び(公財)宮城県国際化協会は、</u>外国人が日常生活の中で抱える防災面を含む様々な問題について、身近なところで気軽に相談し適切なアドバイスを受けられるよう、外国人相談窓口の充実を図る。</p> <p><u>第6. 旅行者への支援対策</u></p> <p><u>1. 情報連絡体制の整備</u></p> <p><u>2. 観光施設における防災訓練等の実施</u></p> <p><u>町は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。</u></p> <p><u>3. 外国人旅行者の安全確保</u></p> <p><u>外国人旅行者は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有することから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有することから、このため、県及び町は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月国土交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行者の安全確保に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																								
88	<p><u>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬対策</u></p> <table border="1" data-bbox="264 1203 1064 1358"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●遺体安置所備品の備蓄</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成</u>	○			●遺体安置所備品の備蓄	○			<p><u>第21節 遺体等の搜索・処理・埋葬</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1203 1915 1358"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>業務対応マニュアルの作成</u></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●遺体安置所備品の備蓄</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的</p> <p><u>大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>業務対応マニュアルの作成</u>	○			●遺体安置所備品の備蓄	○			<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
● <u>遺体収容、確認のための業務対応マニュアルの作成</u>	○																										
●遺体安置所備品の備蓄	○																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
● <u>業務対応マニュアルの作成</u>	○																										
●遺体安置所備品の備蓄	○																										

	<p>東日本大震災では本町でも多くの方が亡くなり、遺体安置所では実際の確認作業、ご遺族への対応のためのマニュアル作成の必要性があったことから、<u>以下の項目について</u>事前対応を検討する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの捜索、処理を速やかに行う。また、東日本大震災では本町でも多くの方が亡くなり、遺体安置所では実際の確認作業、ご遺族への対応のためのマニュアル作成の必要性があったことから、事前の対応を検討する。</u></p> <p><u>第2. 遺体等の捜索</u></p> <p><u>町は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の捜索を行う。</u></p> <p><u>第3. 遺体の処置、収容</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●<u>町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合に、遺体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。</u> ●<u>町は、被害地域の周辺の適切な場所（寺院、公共建物、公園等）に遺体の収容所（安置所）を設置する。被害が集中し、遺体の収容や収容所の設営が困難となった場合、町は、周辺市町村へ協力要請を行う。</u> ●<u>町は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体調査）又は検案を経ないで死亡届出が出された遺体の数及び警察で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。</u> </div> <p><u>第4. 遺体の火葬、埋葬</u></p> <p><u>町は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。また、被災による遺体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	--	--	---

89	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>1. 被災状況の報告</u> <u>災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。</u></p> <p><u>2. 広域火葬の要請</u> <u>広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。</u></p> <p><u>3. 火葬場との調整</u> <u>県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。</u></p> <p><u>4. 遺族への説明</u> <u>遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。</u></p> <p><u>5. 広域火葬の終了</u> <u>広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行い、広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。</u></p> <p><u>6. 一時的な埋葬について</u> <u>広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に基づき、事務を行う。</u> <u>町は、身元の判明しない遺骨については遺留品とともに公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第</u></p>	
----	---	--	--

		<u>遺族に引き渡す。また、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体 安置所等に相談窓口を設置する。</u>	
90	<p>第2 2節 <u> </u> 廃棄物対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模地震発生後、大量に発生する <u> </u> 廃棄物 (<u>粗大ごみ、可燃性ごみ、生ごみ、し尿など</u>) や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、<u> </u> 廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、<u>処理体制の整備を推進するとともに、混乱の中でも行えるリサイクルのための分別方法や排出方法を定め、啓発を行う。</u></p> <p>第2. 処理体制</p> <p>1. 町の<u>処理体制</u></p> <p>町は、<u> </u> 迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画 <u> </u> に定めるとともに、組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し、<u>使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2 2節 <u>災害</u> 廃棄物対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模地震発生後、大量に発生する <u>災害</u> 廃棄物 (<u>災害によって発生する廃棄物及び被災者の生活に伴い発生する廃棄物</u>) や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。</p> <p>このため、<u>町及び関係機関は、廃棄物処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう、大量の災害廃棄物が発生した場合に必要な広域処理も含めた災害廃棄物の処理体制の確立を図る。</u></p> <p>第2. 処理体制</p> <p>1. 町の<u>役割</u></p> <p>町は、<u>円滑かつ</u> 迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を地域防災計画 <u>や災害廃棄物処理計画等</u> に定めるとともに、組合施設の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し、<u>使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。</u></p> <p><u>2. 事業者の役割</u></p> <p><u>事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの 責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

91	<p>《本町のごみ・し尿処理運搬車両の整備状況》 (平成 25 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">ごみ</th> </tr> <tr> <th colspan="3">直営分</th> <th colspan="3">委託業者分</th> <th colspan="3">許可業者分</th> </tr> <tr> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>7台</td> <td>9台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3. 主な措置内容 <u>(追加)</u></p> <p>1. 緊急出動体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>(追加)</u> ● <u>町は、</u> 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を宮城東部衛生処理組合と検討すること。 ● <u>(追加)</u> </div> <p>2. <u>震災</u>時における応急体制の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>町は、</u> 仮置き場の <u>配置や災害廃棄物の方法等</u> <u>について具体的に示した災害 廃棄物処理計画</u> <u>を作成する。また、</u> ● <u>広域的な市町村等との協力・応援体制を整備</u> <u>する。</u> </div>	ごみ									直営分			委託業者分			許可業者分			収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	一台	一台	一台	7台	9台	一台	一台	一台	一台	<p>《本町のごみ・し尿処理運搬車両の整備状況》 (令和 5 年 1 月 1 日現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="9">ごみ</th> </tr> <tr> <th colspan="3">直営分</th> <th colspan="3">委託業者分</th> <th colspan="3">許可業者分</th> </tr> <tr> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> <th>収集車</th> <th>運搬車</th> <th>伝馬船等船舶</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>10台</td> <td>7台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> <td>一台</td> </tr> </tbody> </table> <p>第 3. 主な措置内容 <u>町は、</u> 廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、<u>以下の措置を行うよう努める。</u></p> <p>1. 緊急出動体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>廃棄物処理業者は、収集運搬車両や清掃機器等を常時整備すること。</u> ● <u>廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を宮城東部衛生処理組合と検討すること。</u> ● <u>廃棄物処理施設については、災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めること。</u> </div> <p>2. <u>災害</u>時における応急体制の確保</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>仮置 場の 確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物処理について具体的に示した災害廃棄物処理計画を策定すること。</u> ● <u>広域的な市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</u> </div>	ごみ									直営分			委託業者分			許可業者分			収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	一台	一台	一台	10台	7台	一台	一台	一台	一台	<p>実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
	ごみ																																																																										
直営分			委託業者分			許可業者分																																																																					
収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶																																																																			
一台	一台	一台	7台	9台	一台	一台	一台	一台																																																																			
ごみ																																																																											
直営分			委託業者分			許可業者分																																																																					
収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶	収集車	運搬車	伝馬船等船舶																																																																			
一台	一台	一台	10台	7台	一台	一台	一台	一台																																																																			

93	<p>させるとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。</p> <p>なお、防災教育は、各所属にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含むものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>2. 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>①総合防災訓練、講習会等の実施</p> <p>(略)</p> <p>実施に際しては、広報紙等 _____ を活用し、広く周知するとともに、<u>地域</u>住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割分担等を住民に周知させる。</p> <p>②防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>町は、 _____ 「防災とボランティア週間」、 _____ の「防災とボランティアの日」<u>など、国や県が実施する行事にあわせて広く地域住民</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、 _____ 防災に関する _____</p>	<p>るとともに、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。</p> <p>なお、防災教育は、各所属にて行い、その内容は少なくとも次の事項を含める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識 <u>(後発地震への注意を促す情報が発信された場合を含む)</u></p> <p>(略)</p> <p>●<u>後発地震への注意を促す情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</u></p> <p>(略)</p> </div> <p>2. 住民等への防災知識の普及</p> <p>(1) 防災関連行事の実施</p> <p>①総合防災訓練、講習会等の実施</p> <p>(略)</p> <p>実施に際しては、<u>広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体</u>を活用し、広く周知するとともに、<u>住民等</u>の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割分担等を住民等に周知させる。</p> <p>②防災とボランティア関連行事の実施</p> <p>町は、<u>毎年1月15日から21日までの</u>「防災とボランティア週間」、<u>1月17日の</u>「防災とボランティアの日」<u>にも広く住民等</u>を対象とした、防災関連行事の実施に努める。</p> <p>(2) ハザードマップ等の活用</p> <p>町は、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、<u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、</u>防災に関する _____</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	---	--	---

95	<p>・ <u>3日</u> 分の食料、飲料水、携帯トイレ、 _____ トイレトペーパー等の備蓄</p> <p>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、 _____ 等)の準備</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>・ 出火防止等の対策の内容</p> <p>(略)</p> <p>・ <u>保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え など</u></p> <p><u>⑦災害時にとるべき行動</u></p> <p>(略)</p> <p>・ その他 <u>避難指示(緊急)等</u>の発令時 _____ にとるべき行動</p> <p>・ <u>避難場所での行動</u></p> <p>・ 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 <u>など</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>⑧その他</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>災害時の家族内の連絡体制の確保</u></p> <p>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 <u>など</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>・ 「<u>最低3日間、推奨一週間</u>」分の食料、飲料水、携帯トイレ、 <u>簡易トイレ</u>、トイレトペーパー等の備蓄</p> <p>・ 非常持出品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池、 <u>防寒具</u>等)の準備</p> <p>・ <u>自動車へのこまめな満タン給油</u></p> <p>(略)</p> <p>・ <u>保険、共済等の生活再建に向けた事前の備え</u></p> <p>・ 出火防止等の対策の内容</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>⑧災害時にとるべき行動</u></p> <p>(略)</p> <p>・ その他 <u>避難情報</u>の発令時、<u>後発地震への注意を促す情報が発信された場合</u>にとるべき行動</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>・ 様々な条件下(家庭内、路上、自動車運転中等)でとるべき行動、指定緊急避難場所や指定避難所での行動 _____</p> <p>・ <u>避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること など</u></p> <p><u>⑨その他</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>・ 帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」 _____</p> <p>・ <u>通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</u></p> <p>・ <u>家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生活の再建に資する行動</u></p> <p>・ <u>住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
95	<p>(5) 要配慮者及び <u>来訪者</u> 等への配慮</p> <p>① 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等</p>	<p>(5) 要配慮者及び <u>観光客</u> 等への配慮</p> <p>① 要配慮者への配慮</p> <p>町は、防災知識等の普及に当たり、外国語パンフレット等</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p>の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>高齢者、障害者、外国人等の要配慮者に配慮</u>し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等<u>男女双方の視点</u>に十分配慮する。</p> <p>②<u>来訪者</u>等への対応 町は、現地の地理に不案内な<u>来訪者</u>等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>等</u>、広報に努める。</p>	<p>の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、<u>要配慮者に配慮</u>し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT等）</u>のニーズの違い等<u>等</u>に十分配慮する。</p> <p>②<u>観光客</u>等への対応 町は、現地の地理に不案内な<u>観光客</u>等に対しては、避難等に必要パンフレットやチラシの配布に努めるとともに、町及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>など</u>、広報に努める。</p>	
96	<p><u>(追加)</u></p> <p>4. 地域での防災知識の普及 (1) ハザードマップの整備 ①ハザードマップの作成・周知 町は、急傾斜地崩壊危険箇所<u>等</u>を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p>	<p><u>(8)「暴力は許されない」意識の普及、徹底</u> <u>町は、災害発生後に、指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」意識の普及、徹底を図る。</u></p> <p>4. 地域での防災知識の普及 (1) ハザードマップの整備 ①ハザードマップの作成・周知 町は、急傾斜地崩壊危険箇所<u>や必要に応じて積雪寒冷地特有の課題</u>等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、住民等に対し周知を図る。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
97	<p>(3) <u>来訪者</u>、海水浴客等の一時滞在者への周知 町は、<u>来訪者</u>等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	<p>(3) <u>観光客</u>、海水浴客等の一時滞在者への周知 町は、<u>観光地、観光施設といった観光客</u>等の一時滞在者が多く見込まれる箇所や車両の多い道路の沿道等において、避難場所や避難路・避難階段の位置や方向を示すなど、一時滞在者や通行者も地震災害の危険性を認知し、円滑な避難ができるような整備を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

98	<p>6. 社会教育施設や防災拠点の活用 町は、_____社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>第3. 学校等教育機関における防災教育 学校等教育機関は、町、県及び防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、<u>水害、土砂災害のリスクや過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。</u></p> <p>2. 生涯学習</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> </div> <p>3. 防災教育の推進や防災機能の整備 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての学校に防災主任を配置するとともに、_____拠点となる学校に<u>防災</u>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>4. 防災に関する教育の充実 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的<u>な</u>防災教育に関する指導内容の整理、</p>	<p>6. 社会教育施設や防災拠点の活用 町は、<u>公民館等の</u>社会教育施設を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。</p> <p>第3. 学校等教育機関における防災教育 学校等教育機関は、町、県及び防災関係機関と連携し、住んでいる地域の特徴や地震のリスク、_____過去の地震の教訓等を踏まえた継続的な防災教育に努める。</p> <p>2. 生涯学習</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>(4) 町及び教育委員会は、各学校等において、防災主任、安全担当主幹教諭を中心に、学校防災計画や学校防災マニュアルの策定が行われるよう促すとともに、児童生徒等への防災意識の内面化や校内研修の企画・実施等防災教育及び防災体制の推進について、積極的に支援を行う。</u></p> <p><u>(5) 町及び教育委員会は、生涯学習内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、防災関連の講座等を実施し、地震防災上必要な知識の普及に努める。</u></p> <p><u>(6) 町及び教育委員会は、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。</u></p> </div> <p>3. 防災教育の推進や防災機能の整備 町及び教育委員会は、防災教育及び防災体制の充実のために町内全ての学校に防災主任を配置するとともに、<u>地域の</u>拠点となる学校に<u>安全</u>担当主幹教諭を配置し、防災教育計画の立案・実践及び校内研修の企画・実施を行い、防災教育の推進や学校の防災機能の整備を図る。</p> <p>4. 防災に関する教育の充実 町及び教育委員会は、「みやぎ学校安全基本指針」を基にして、学校における体系的<u>かつ地域の災害リスクに基づいた</u>防災</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
----	--	---	---

<p>99</p>	<p>防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保<u>など</u>、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>第4. 住民の取り組み</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>発災時には自らの身の安全を守るよう行動し、災害時には初期消火_____、近隣の負傷者を救助する</u>などの防災への寄与に努める。</p> <p>1. 食料・飲料水等の備蓄</p> <p><u>概ね3日分</u>に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置<u>など</u>に努める。</p> <p>第5. 防災指導員の育成</p> <p><u>_____</u>地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者<u>_____</u>を養成するための講習等を開催し、修了者を<u>_____</u>防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図る。</p> <p><u>_____</u>なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。</p> <p>1. 目的</p> <p><u>自治会</u>、町内会、自主防災組織のリーダー<u>_____</u>において積極的に震災対策を推進する者<u>など</u>、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。</p>	<p>教育に関する指導内容の整理、防災意識の向上に向けた学校教育の現場における取組方針や指導の手引き等の整備、防災教育のための指導時間の確保<u>等</u>、防災に関する教育の充実に努める。</p> <p>第4. 住民の取り組み</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人ひとりが平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、<u>災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、_____初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助ける</u>などの防災への寄与に努める。</p> <p>1. 食料・飲料水等の備蓄</p> <p><u>「最低3日間、推奨1週間」</u>分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出や定期的な点検、玄関や寝室への配置<u>等</u>に努める。</p> <p>第5. 防災指導員の育成</p> <p><u>県では、</u>地域防災力の向上を目指し、地域社会において、リーダーとして活躍する者<u>及び主に事業所における震災対策を推進する者</u>を養成するための講習等開設し、修了者を<u>宮城県</u>防災指導員として位置づけ、その活動の推進を図<u>っている</u>。</p> <p><u>町は、県へ受講者の推薦を行う。</u>なお、地域の防災力向上のためには、女性の参画が重要であることから、講習等への女性の積極的な参加を促す。</p> <p>1. 目的</p> <p><u>行政区</u>、町内会、自主防災組織のリーダー<u>や事業所</u>において積極的に震災対策を推進する者<u>等</u>、地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----------	---	--	---

100	<p>第6. 災害教訓の伝承</p> <p>1. 資料の収集及び公開</p> <p>町は、県や国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう_____公開に努める。</p>	<p>第6. 災害教訓の伝承</p> <p>1. 資料の収集及び公開</p> <p>町は、県や国と連携し、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう<u>地図情報その他の方法により</u>公開に努める。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正																																
101	<p>第2.4節 地震防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="264 517 1066 663"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>—</u></td> <td></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1. 定期的な実施</p> <p>町は_____定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施、又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に_____とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>2. 地域の実情に応じた内容</p> <p>町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策<u>について盛り込むなど</u>、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>(追加)</u>	<u>—</u>		<u>—</u>	(略)				<p>第2.4節 地震防災訓練の実施</p> <table border="1" data-bbox="1115 517 1917 663"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>●救助・救急関係機関の教育訓練</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 防災訓練の実施とフィードバック</p> <p>1. 定期的な実施</p> <p>町は<u>地域の災害リスクに基づいた</u>定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施、又は行うよう指導し、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、住民に<u>対し、</u>とるべき身を守る行動や地震発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。</p> <p>2. 地域の実情に応じた内容</p> <p>町は、防災訓練を少なくとも年1回以上実施し、地震発生から津波襲来までの円滑な津波避難のための災害応急対策<u>を盛り込んだ訓練や後発地震への注意を促す情報等が発信された場合を想定した訓練等</u>、地域の実情に応じた内容とする。また、避難行動に支障をきたすと考えられる冬期における実施についても配慮する。</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				<u>●救助・救急関係機関の教育訓練</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	(略)				<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
<u>(追加)</u>	<u>—</u>		<u>—</u>																																
(略)																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
<u>●救助・救急関係機関の教育訓練</u>	<u>○</u>		<u>○</u>																																
(略)																																			

102	<p>第3. 町の防災訓練</p> <p>1. 訓練の実施・参加</p> <p>(1) 訓練の実施・参加</p> <p><u>法令及び防災計画の定めるところにより、単独又は防災関係機関と共同して防災訓練を実施する。</u></p> <p><u>防災訓練は、町及びその他の防災関係機関の職員のほか、住民その他関係ある公私の団体の参加、協力により実施する。</u></p> <p>(2) 訓練の実施にあたって</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●<u>高齢者や障害者、外国人等の要配慮者への情報伝達、避難等の訓練と、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>●<u>各地域の特性に応じた訓練の実施</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p> </div>	<p>第3. 町の防災訓練</p> <p>1. 訓練の実施・参加</p> <p>(1) 訓練の実施・参加</p> <p><u>自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、NPO・ボランティア団体等及び多様な世代から多数の住民が参加する防災訓練を実施する。</u></p> <p>(2) 訓練の実施に<u>当</u>たって</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●<u>要配慮者への情報伝達、避難等の訓練と、防災訓練への積極的な参加の呼びかけ</u></p> <p>(略)</p> <p>●<u>被災時の男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等多様な視点での配慮</u></p> <p>●<u>ボランティア活動、災害状況や被害想定、重点訓練項目の明確化</u></p> <p>●<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備えた、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練</u></p> <p>●<u>大規模な訓練だけではなく、コミュニティ単位で住民等の工夫を取り入れながら行う小規模な訓練の実施</u></p> <p>(略)</p> <p>●<u>複合災害を想定した訓練の実施</u></p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
103	<p>2. 訓練の内容</p> <p><u>「防災とボランティア週間」、「防災とボランティアの日」など、国や県が実施する行事にあわせて広く地域住民を対象とした、防災関連行事・訓練の実施に努める。</u></p> <p><u>この際の訓練内容は次のとおりとし、自衛隊、海上保安庁といった防災関係機関等の参加も得ながら、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体等及び多様な世代から多数の住民が参加し、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等避</u></p>	<p>2. 訓練の内容</p> <p><u>町は、毎年、6月12日(みやぎ県民防災の日)、9月1日(防災の日)及び11月5日(津波防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練の実施に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

104	<p><u>要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮やボランティア活動など、災害状況や被害想定、重点訓練項目を明確にし、より実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><<訓練内容>></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) (略)</p> <p>●通信情報訓練 (町防災行政無線、<u>MCA</u>無線機、衛星携帯電話等<u>等</u>の取り扱い訓練)</p> <p>(略)</p> </div> <p>4. 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の視点に立ち、要配慮者</u>本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第6.</u> 通信関係機関の非常通信訓練 (略)</p> <p><u>第7.</u> 学校等の防災訓練 (略)</p>	<p style="text-align: center;"><<訓練内容>></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略) (略)</p> <p>●通信情報訓練 (町防災行政無線、<u>IP</u>無線機、衛星携帯電話等<u> </u>の取り扱い訓練)</p> <p>(略)</p> </div> <p>4. 男女共同参画及び要配慮者の視点に立った訓練の実施 訓練の実施に当たっては、男女共同参画の視点を取り入れ、女性の積極的な参加が得られるよう努めるとともに、<u>要配慮者</u>本人の参加を得て避難所への避難誘導訓練等を行うことなどに努める。</p> <p><u>第6.</u> <u>救助・救急関係機関の教育訓練</u> <u>町は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</u></p> <p><u>第7.</u> 通信関係機関の非常通信訓練 (略)</p> <p><u>第8.</u> 学校等の防災訓練 (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
-----	---	---	---

105	<p>第8. 企業の防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業は、<u>災害</u>大規模な地震発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。 ●企業等敷地・施設等が指定<u> </u>避難場所として指定されている場合は、<u>災害</u>発生の際に<u> </u>避難場所・<u>避難所</u>となることを想定し、避難者の受け入れや<u>避難所運営の訓練等</u>を実施する。 ●災害<u>発生</u>時に備え、周辺自治体及び各<u>自治会</u>行政区、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 ●<u>要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、必要に応じて所有者又は管理者が定める洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。</u> ●<u>大規模工場等の所有者又は管理者は、必要に応じて所有者又は管理者が定める洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。</u> <p style="text-align: center;"><<訓練内容>></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・<u>浸水防止訓練</u> ・(略) </div>	<p>第9. 企業の防災訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> ●企業は、<u>大規模な地震</u>発生を想定し、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のための防災訓練を実施する。 ●企業等敷地・施設等が指定<u>緊急</u>避難場所として指定されている場合は、<u>地震</u>発生の際に<u>指定緊急</u>避難場所<u> </u>となることを想定し、避難者の受け入れ<u>等</u>や避難所運営の訓練<u> </u>を実施する。 ●災害<u> </u>時に備え、周辺自治体及び各<u>行政区</u>、地域住民の方々並びに各企業・事務所等による防災、被害軽減のため、「地域で助け合う共助」の体制を構築するための合同訓練の実施に努める。 <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;"><<訓練内容>></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・(略) ・(削除) ・(略) </div>	「宮城県地域防災計画」の修正																								
106	<p>第2 5 節 地域における防災体制 第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割 1. 自主防災組織の必要性 大規模<u>地震発生</u>時には、<u> </u>被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 (略)</p> <p style="text-align: center;">《本町の民間防火クラブの現況》</p> <p style="text-align: right;">(平成 29 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>婦人防火団体</th> <th>少年防火団体</th> <th>幼年防火団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>クラブ員数</td> <td><u>6,591</u></td> <td><u>236</u></td> <td><u>325</u></td> </tr> </tbody> </table>		婦人防火団体	少年防火団体	幼年防火団体	クラブ数	13	3	5	クラブ員数	<u>6,591</u>	<u>236</u>	<u>325</u>	<p>第2 5 節 地域における防災体制 第2. 地域における自主防災組織の果たすべき役割 1. 自主防災組織の必要性 大規模<u>災害</u>時には、<u>消火</u>、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。 (略)</p> <p style="text-align: center;">《本町の民間防火クラブの現況》</p> <p style="text-align: right;">(令和 4 年 4 月 1 日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th></th> <th>婦人防火団体</th> <th>少年防火団体</th> <th>幼年防火団体</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>13</td> <td>3</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>クラブ員数</td> <td><u>6,802</u></td> <td><u>184</u></td> <td><u>249</u></td> </tr> </tbody> </table>		婦人防火団体	少年防火団体	幼年防火団体	クラブ数	13	3	5	クラブ員数	<u>6,802</u>	<u>184</u>	<u>249</u>	「宮城県地域防災計画」の修正 実態に合わせ修正
	婦人防火団体	少年防火団体	幼年防火団体																								
クラブ数	13	3	5																								
クラブ員数	<u>6,591</u>	<u>236</u>	<u>325</u>																								
	婦人防火団体	少年防火団体	幼年防火団体																								
クラブ数	13	3	5																								
クラブ員数	<u>6,802</u>	<u>184</u>	<u>249</u>																								

107	<p>第3. 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1. 町の役割 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町内会 行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。 ● <u> </u> 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u> </u> 地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会<u> </u>の設置について検討する。 	<p>第3. 自主防災組織の育成・指導</p> <p>1. 町の役割 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町は 行政区等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。 ● 町は 県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。その際、女性の参画の促進に努める。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 町は 地域の自主防災組織と消防団との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るため、防災関係機関と協力し、町自主防災組織連絡協議会等の設置について検討する。 	「宮城県地域防災計画」の修正																				
108	<p>第4. 自主防災組織の活動</p> <p>1. 平常時の活動 (1) 訓練の実施等</p> <p>自主防災組織は、自らの防災力のみならず、地域の防災力の向上を図るため、防災訓練への参加や各種訓練の実施、防災知識の普及に努める。</p> <table border="1" data-bbox="246 917 1075 1340"> <tr> <td>(略)</td> <td>自主防災組織は、地震<u> </u>が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である<u>ので</u>、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</td> </tr> <tr> <td>消火訓練<u> </u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難訓練<u> </u></td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救護訓練<u> </u></td> <td>家屋の流出やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</td> </tr> </table>	(略)	自主防災組織は、地震 <u> </u> が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。	(略)	被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ので</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。	消火訓練 <u> </u>	(略)	避難訓練 <u> </u>	(略)	救出・救護訓練 <u> </u>	家屋の 流出 やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。	<p>第4. 自主防災組織の活動</p> <p>1. 平常時の活動 (1) 訓練の実施等</p> <p>自主防災組織は、自らの防災力のみならず、地域の防災力の向上を図るため、防災訓練への参加や各種訓練の実施、防災知識の普及に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1097 917 1926 1340"> <tr> <td>(略)</td> <td>自主防災組織は、地震災害が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である<u>ことから</u>、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。</td> </tr> <tr> <td>消火訓練の実施</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>避難訓練の実施</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>救出・救護訓練の実施</td> <td>家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。</td> </tr> </table>	(略)	自主防災組織は、地震 災害 が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。	(略)	被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ことから</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。	消火訓練 の実施	(略)	避難訓練 の実施	(略)	救出・救護訓練 の実施	家屋の 倒壊 やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。	「宮城県地域防災計画」の修正
(略)	自主防災組織は、地震 <u> </u> が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。																						
(略)	被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ので</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。																						
消火訓練 <u> </u>	(略)																						
避難訓練 <u> </u>	(略)																						
救出・救護訓練 <u> </u>	家屋の 流出 やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。																						
(略)	自主防災組織は、地震 災害 が発生したときに適切な措置をとることができるよう、町、関係機関と協力し、次の防災訓練を実施するとともに、町等が実施する防災訓練へ参加する。																						
(略)	被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの日頃の備え及び災害時の的確な行動が大切である <u>ことから</u> 、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。																						
消火訓練 の実施	(略)																						
避難訓練 の実施	(略)																						
救出・救護訓練 の実施	家屋の 倒壊 やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。																						

109	避難所開設・運営訓練の実施	災害時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの <u>取得</u> に努める。	避難所開設・運営訓練の実施	災害時に迅速かつ円滑な避難所開設・運営を行うため、町担当者や施設管理者と協力し、必要なノウハウの <u>習得</u> に努める。	記述の適正化
	<p><u>(5) 情報の収集・伝達体制の確立</u> <u>地域内に発生した被害の状況の把握及び町への報告が速やかに行えるよう、情報の収集・伝達体制の確立を図る。</u></p> <p><u>(6) 避難行動要支援者の情報把握・共有</u></p> <p>2. 地震・津波発生時の活動 (1) 情報の収集・伝達 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (略) ● <u> </u> 防災関係機関<u>連絡網</u> (略) </div> <p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u>等</u>により建物の<u> </u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官若しくは海上保安官等から<u>避難指示（緊急）</u>が<u>発令された</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>あ</u>たっては、次の点に留意する。</p>		<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(5) 避難行動要支援者の情報把握・共有</u></p> <p>2. 地震・津波発生時の活動 (1) 情報の収集・伝達 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> (略) ● <u>連絡をとる</u> 防災関係機関 <u> </u> (略) </div> <p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u> </u>により建物の<u>倒壊等により</u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官<u>若しくは海上保安官</u>等から<u>避難の指示等</u>が<u>行われた</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>当</u>たっては、次の点に留意する。</p>		
<p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u>等</u>により建物の<u> </u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官若しくは海上保安官等から<u>避難指示（緊急）</u>が<u>発令された</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>あ</u>たっては、次の点に留意する。</p>		<p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u> </u>により建物の<u>倒壊等により</u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官<u>若しくは海上保安官</u>等から<u>避難の指示等</u>が<u>行われた</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>当</u>たっては、次の点に留意する。</p>		「宮城県地域防災計画」の修正	
<p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u>等</u>により建物の<u> </u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官若しくは海上保安官等から<u>避難指示（緊急）</u>が<u>発令された</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>あ</u>たっては、次の点に留意する。</p>		<p>(3) 救出・救護活動の実施 がけ崩れ<u> </u>により建物の<u>倒壊等により</u>下敷きになった者等の負傷者が発生した時ときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。</p> <p>(4) 避難の実施 町長又は、警察官<u>若しくは海上保安官</u>等から<u>避難の指示等</u>が<u>行われた</u>場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ、円滑に避難場所に誘導する。 避難の実施に<u>当</u>たっては、次の点に留意する。</p>		「宮城県地域防災計画」の修正	

110	<div data-bbox="257 193 1064 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●<u>避難誘導責任者は、火災、落下物、危険物、がけ崩れ、地すべり、津波等の危険がないかを確認しながら実施する。</u></p> <p>(略)</p> <p>●<u>高齢者、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</u></p> </div> <p>第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>町__の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町__の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<div data-bbox="1104 193 1910 438" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(略)</p> <p>●_____避難行動要支援者に対しては、地域住民の協力の下に避難させる。</p> </div> <p>第5. 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進</p> <p>町<u>内</u>の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。</p> <p>(略)</p> <p>町は、地域防災計画に地区防災計画を位置づけるよう町<u>内</u>の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、町地域防災計画に地区防災計画を定める。</p> <p><u>町は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正
111	<p>第26節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2. 企業等の役割</p> <p>1. 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第26節 企業等の防災対策の推進</p> <p>第2. 企業等の役割</p> <p>1. 企業等の活動</p> <p>(1) 企業等の防災上の位置づけ</p> <p>(略)</p> <p><u>自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応</u></p>	「宮城県地域防災

	<p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。<u>また</u>、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化_____、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等<u>を行う</u>など、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>(3) <u>事業継続計画(BCP)の策定</u></p> <p><u>事業継続計画(BCP)においては、災害発生後の緊急時対応(人命救助、安否・安全確認等)と復旧対応(片付け、施設・設備復旧等)を峻別し、規定するとともに、平常時から継続して対応すべき業務についても配慮したものとする。</u></p> <p>2. 県、町及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び町は、<u>企業防災の取組に資する情報の提供等を進めるとともに</u>、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築<u>等に向けた企業からの</u>ニーズへの対応に取り組む。</p> <p>町、商工会・<u>商工会議所</u>は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画支援の策定に努めるものとする。</p> <p>また、県及び町は、あらかじめ商工会・<u>商工会議所</u>と連携</p>	<p><u>じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。</u></p> <p>(2) 事業継続上の取組の実施</p> <p>企業等は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画(BCP)を策定するよう努める。<u>とともに</u>、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化・<u>耐浪化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保</u>、予想被害からの事業復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等の重要なライフラインの供給不足への対応の手順化、取引先とのサプライチェーンの確保等<u>の事業継続上の取組を継続的に実施する</u>など、事業継続マネジメント(BCM)の取組を通じて防災活動の推進に努める。</p> <p>(3) <u>被害の拡大防止</u></p> <p><u>企業は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。</u></p> <p>2. 県、町及び防災関係機関の役割</p> <p>(2) 企業防災の取組支援</p> <p>県及び町は、_____企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画(BCP)策定支援及び事業継続マネジメント(BCM)構築<u>支援等の高度な</u>ニーズへの対応に取り組む。</p> <p>町、商工会_____は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画支援の策定に努めるものとする。</p> <p>また、県及び町は、あらかじめ商工会_____と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を</p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	--	---	---

116	<p>1. 活動体制 <u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 情報の収集・伝達体制の整備 <u>町は、複合災害時に関係機関相互で確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び町防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>1. 活動体制 <u>複合災害時においては、それぞれの災害が別の災害の影響を受けるため、従来業務に付加される業務を明確にし、それが適切な災害対応の支障とならないよう、あらかじめ対応方法等について検討する。</u></p> <p><u>県及び町は、一定の条件を満たした大規模自然災害が発生した時は、原子力災害の同時期発生といった不測の事態に備え、原子力防災に係る警戒態勢を速やかにとることを考慮する。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. 情報の収集・伝達体制の整備 <u>複合災害時には、関係市町村の災害対策本部等から得られる避難場所の被害状況、道路の損壊及び道路交通の状況等の自然災害情報についても、関係機関で共有化が図られるよう情報共有に努める。</u></p> <p><u>町、防災関係機関及び原子力事業者等複合災害の発生に関係する機関は、国とも連携し、複合災害時にも相互に確実に情報の収集及び連絡を行うため、必要な情報収集・連絡体制及び防災行政無線、専用回線、衛星回線等、複数の通信手段の整備に努める。</u></p> <p><u>町、防災関係機関及び原子力事業者等は、複合災害時の情報伝達に当たり関係機関での情報の共有化を図り、救助活動等を実施する者に対して、原則として、それぞれの組織の指揮命令系統を通じて効果的な情報の提供を行う。</u></p> <p><u>(1) 地方公共団体の機関や派遣依頼により救助活動等を実施している者</u> <u>派遣部隊の指揮系統を通じて、情報を提供する。その際、伝達に要する時間を考慮するとともに、情報の欠落や誤報等の防止に留意する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	--	---

	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>第3. 複合災害に関する防災活動</u> 町_____は、<u>発生の可能性が高い</u>複合災害を想定した訓練等を実施し、<u>職員</u>の参集、_____災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</p>	<p><u>(2) ボランティア等の公の指揮系統外で救助活動等に当たっている者</u> <u>広報車、自主防災組織の情報連絡網等によるほか、移動系防災無線(車載型、携帯型)、携帯電話等を活用することに留意する。</u> <u>複合災害時において、町、防災関係機関及び原子力事業者等は、現状認識や今後の方針について、地域住民等の不安解消や混乱防止のため、適切な広報に努める。</u></p> <p><u>第3. 避難・退避体制の整備</u> <u>複合災害時には、避難指示や避難誘導に影響を及ぼす事象が多数にわたる可能性があることから、情報の把握、意思決定、諸手続き等に関し、国等関係機関との必要な相互連携が確実に図られる状態になるよう留意する。</u> <u>町は、複合災害時に迅速に避難誘導が実施できるよう、大規模自然災害に関するハザードマップ等から、避難場所の被害の程度、経路の障害の程度を想定し、複数の代替ルート、輸送手段等を考慮した「避難誘導計画の基本型」をあらかじめ作成し、平素から多様な避難手段を把握しておくよう努める。また、「避難誘導計画の基本型」について、<u>図上訓練やシミュレーション等による検証により、より実効性の高いものとなるよう見直しを図る。</u></u></p> <p><u>第4. 複合災害に関する防災活動</u> <u>町及び防災関係機関は、様々な複合災害を想定した訓練やシミュレーションを行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。</u> <u>また、地域特性に応じて発生の可能性が高い複合災害を想定し、要員の参集、<u>合同</u>の災害対策本部の立上げ等の実動訓練の実施に努める。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
--	--	---	---

117	<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">重点項目</th> <th style="width: 10%;">行政</th> <th style="width: 15%;">住民・地域</th> <th style="width: 45%;">民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>震災</u>時の配備体制</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>消防機関等</u>の活動</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 (略) なお、<u>応急復旧</u>段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (略)</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>震災</u> 時の配備体制	○			(略)				● <u>消防機関等</u> の活動	○			(略)				<p style="text-align: center;">第2章 災害応急対策</p> <p>第1節 防災活動体制</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">重点項目</th> <th style="width: 10%;">行政</th> <th style="width: 15%;">住民・地域</th> <th style="width: 45%;">民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>災害</u>時の配備体制</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>消防機関等</u>の活動</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 (略) なお、<u>災害応急</u>段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。 (略)</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>災害</u> 時の配備体制	○			(略)				● <u>消防機関等</u> の活動	○			(略)				記述の適正化
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
(略)																																																			
● <u>震災</u> 時の配備体制	○																																																		
(略)																																																			
● <u>消防機関等</u> の活動	○																																																		
(略)																																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																																
(略)																																																			
● <u>災害</u> 時の配備体制	○																																																		
(略)																																																			
● <u>消防機関等</u> の活動	○																																																		
(略)																																																			
118	<p>第2. 初動対応の基本的考え方</p> <p><u>発災当初の72時間</u>は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>第3. 町の活動</p> <p>町は、<u>災害が発生し、又は発生するおそれがある場合</u>において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画<u>及び町地域防災計画</u>の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。</p> <p>1. 活動体制</p> <p><u>(1) 組織、配備体制</u></p>	<p>第2. 初動対応の基本的考え方</p> <p><u>町及び防災関係機関においては</u>、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分する。</p> <p>第3. 町の活動体制</p> <p>町は、<u>地震による災害時</u>において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画<u>及び町地域防災計画</u>の定めるところにより、県、他市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。</p> <p>1. 活動体制 <u>組織、配備体制</u> <u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																																

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ町地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と整合を図り、災害に対処する組織、配備内容及び職員の動員等について定める。

(追加)

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

(3) 市町村間の応援協定

市町村間で応援協定を締結するなどし、必要に応じ応援要請等を行う。

119 第4. 動員計画
1. 配備基準

《地震・津波・風水害時の配備体制》

区分	本 部 体 制	配備基準	配備内容	配備課
警戒 配備	0 号	1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 町内で震度4の地震が観測されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 防災対策室

町は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ災害等に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定める。その際、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

また、町は、県と一体となった体制が取れるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図るとともに、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ災害規模等に応じた登庁者等について定める。

2. 災害救助法が適用された場合の体制

3. 市町村間の応援協定

町は、市町村間で応援協定を締結するなどし、必要に応じ応援要請等を行う。

第4. 動員計画
1. 配備基準

《地震・津波・風水害時の配備体制》

区分	本 部 体 制	配備基準	配備内容	配備課
警戒 配備	0 号	1 大雨、洪水、高潮等の注意報が発表され、災害の発生が予想されるとき。 2 町内で震度4の地震が観測されたとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。	特に関係ある課の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る体制とする。	総務課 防災対策室

計画」の
修正

記述の適
正化
記述の適
正化

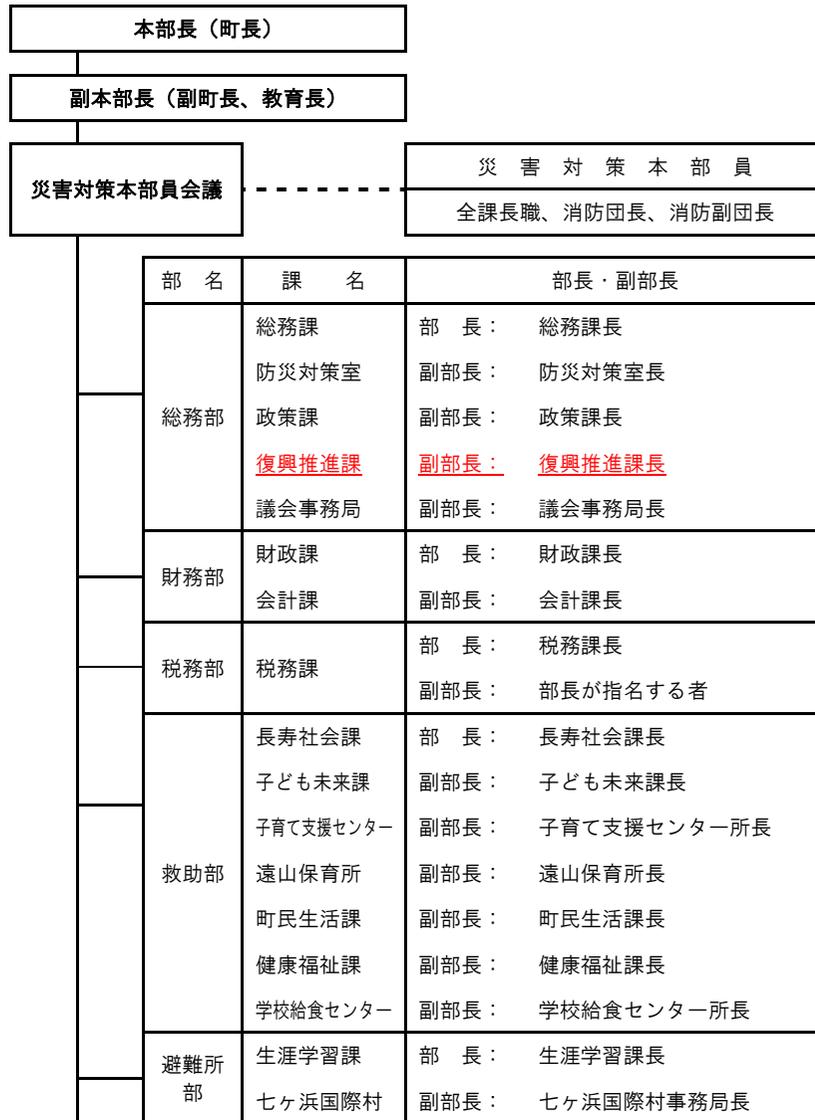
記述の適
正化

特別警戒配備	1号	警戒本部	<p>1 大雨、洪水、高潮等の警報が発表され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき又は被害が発生したとき。</p> <p>2 町内で震度4の地震が観測され、<u>被害が発生したとき。</u></p> <p>3 <u>県内</u>に津波注意報が発表されたとき。</p> <p>4 その他特に町長が必要と認めるとき。</p>	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	全課長____等参集
	2号	特別警戒本部	<p>1 宮城県に津波警報が発表されたとき。</p> <p>2 大雨、洪水、高潮等の警報・特別警報が発表され、広範囲かつ大規模な災害の発生が予想されるとき。又は被害が発生したとき。</p> <p>3 町内で震度5弱以上の地震が観測されたとき。</p> <p>4 その他特に町長が必要と認めるとき。</p>	関係各課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	全職員参集
	3号	災害対策本部	<p>1 宮城県に大津波警報（特別警報）<u> </u>が発表されたとき。</p> <p>2 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。</p> <p>3 その他災害が発生し、<u>また</u>は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想されるとき。</p> <p>4 その他特に町長が必要と認めるとき。</p>	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	全職員参集
非常配備	3号	災害対策本部	<p>1 宮城県に大津波警報（特別警報）<u>※</u>が発表されたとき。</p> <p>2 町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。</p> <p>3 その他災害が発生し、<u>又</u>は災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想されるとき。</p> <p>4 その他特に町長が必要と認めるとき。</p>	組織の全力をあげて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することができる全職員。	全職員参集
<p>第5. 災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部の設置は次のとおりとする。</p> <p>●<u>宮城県</u>に<u> </u>に大津波警報（特別警報）が発表された場合。（自動設置）（略）</p>					
<p>第5. 災害対策本部</p> <p>1. 災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部の設置は次のとおりとする。</p> <p>●<u> </u>県内に<u> </u>特別警報<u> </u>が発表された場合。（自動設置）（略）</p>					
記述の適正化					

123

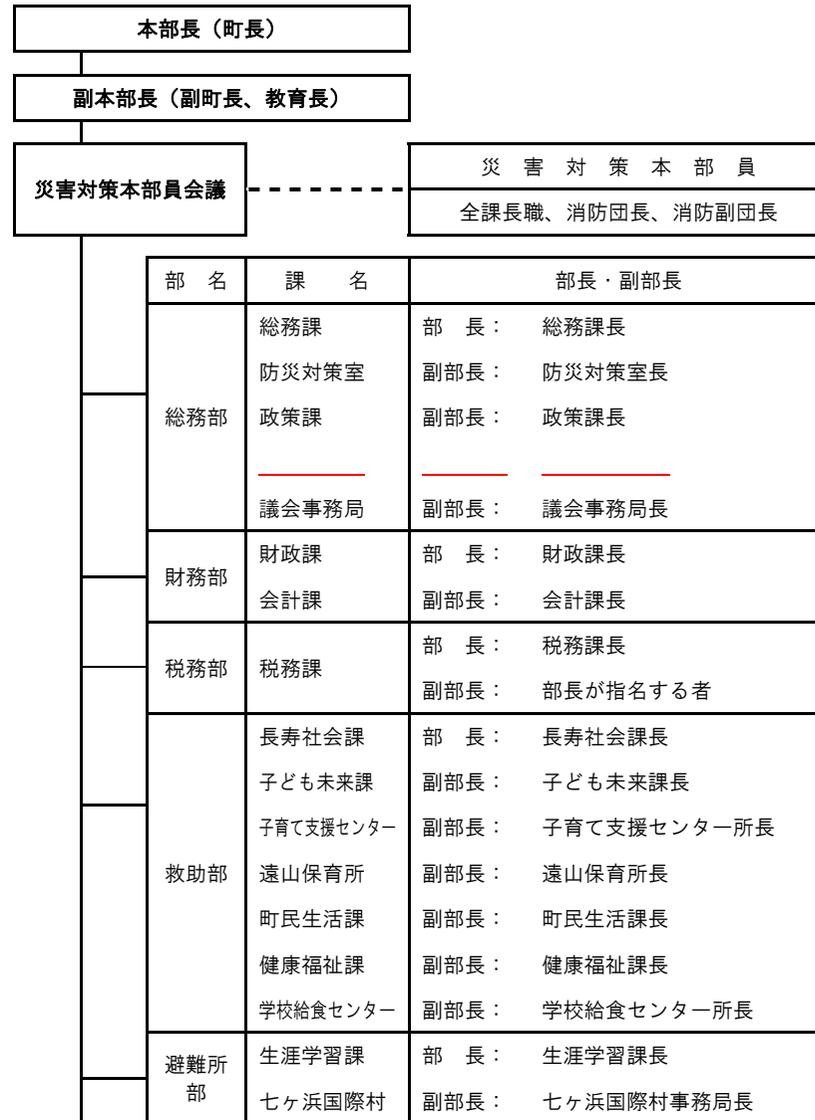
6. 災害対策本部の組織及び分掌事務
 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

《災害対策本部の組織図》



6. 災害対策本部の組織及び分掌事務
 災害対策本部の組織及び分掌事務は、次のとおりである。

《災害対策本部の組織図》



実態に
 合わせ修正

	産業部	産業課	部 長： 産業課長 副部長： 部長が指名する者
	建設部	建設課	部 長： 建設課長 副部長： 部長が指名する者
	水道部	水道事業所	部 長： 水道事業所長 副部長： 部長が指名する者
	教育部	教育総務課	部 長： 教育総務課長 副部長： 部長が指名する者
	消防部	消防団	部 長： 消防団長 副部長： 消防副団長

	産業部	産業課	部 長： 産業課長 副部長： 部長が指名する者
	建設部	建設課	部 長： 建設課長 副部長： 部長が指名する者
	水道部	水道事業所	部 長： 水道事業所長 副部長： 部長が指名する者
	教育部	教育総務課	部 長： 教育総務課長 副部長： 部長が指名する者
	消防部	消防団	部 長： 消防団長 副部長： 消防副団長

《災害対策本部各部の分掌事務》
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

《災害対策本部各部の分掌事務》
(平成 26 年 4 月 1 日現在)

実態に合
わせ修正

124

部 名	課 名	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	1 災害対策本部の設置に関する事。
	防 災 対 策 室	2 防災機関との連絡調整に関する事。
	政 策 課	3 <u> </u> 避難所開設・運営に伴う指示に関する事。
	<u>復興推進課</u>	4 気象予警報の受理及び伝達に関する事。
	議 会 事 務 局	5 各部の行う災害対策の総合調整に関する事。
		6 本部の庶務に関する事。
		7 危険物保安全般に関する事。
		8 職員の動員と参集状況の把握及び配置調整に関する事。
		9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請、受入れ体制に関する事。
		10 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

部 名	課 名	分 掌 事 務
総 務 部	総 務 課	1 災害対策本部の設置に関する事。
	防 災 対 策 室	2 防災機関との連絡調整に関する事。
	政 策 課	3 <u>指定</u> 避難所開設・運営に伴う指示に関する事。
	<u> </u>	4 気象予警報の受理及び伝達に関する事。
	議 会 事 務 局	5 各部の行う災害対策の総合調整に関する事。
		6 本部の庶務に関する事。
		7 危険物保安全般に関する事。
		8 職員の動員と参集状況の把握及び配置調整に関する事。
		9 関係機関、団体に対する協力及び応援要請、受入れ体制に関する事。
		10 自衛隊の災害派遣要請に関する事。

			11 報道機関との連絡調整に関する事 こと。			11 報道機関との連絡調整に関する事 こと。	
			12 渉外に関する事 こと。			12 渉外に関する事 こと。	
			13 応急対策要員の確保に関する事 こと。			13 応急対策要員の確保に関する事 こと。	
			14 対策物資の輸送に関する事 こと。			14 対策物資の輸送に関する事 こと。	
			15 自主防災組織との連絡調整に関する事 こと。			15 自主防災組織との連絡調整に関する事 こと。	
			16 優先通行標識、身分証明の交付に関する事 こと。			16 優先通行標識、身分証明の交付に関する事 こと。	
			17 情報の収集及び伝達に関する事 こと。			17 情報の収集及び伝達に関する事 こと。	
			18 被害状況の収集、集計及び報告に関する事 こと。			18 被害状況の収集、集計及び報告に関する事 こと。	
			19 災害の広報調整に関する事 こと。			19 災害の広報調整に関する事 こと。	
			20 災害の記録に関する事 こと。			20 災害の記録に関する事 こと。	
			21 災害救助法の適用及び事務に関する事 こと。			21 災害救助法の適用及び事務に関する事 こと。	
			22 帰宅困難者及び町外からの避難者の収容に 関すること。			22 帰宅困難者及び町外からの避難者の収容に 関すること。	
			23 その他、他部に該当しない分掌事務に 関すること。			23 その他、他部に該当しない分掌事務に 関すること。	
	財 務 部	財 政 課 会 計 課	1 応急対策予算の調整に関する事 こと。		財 務 部	財 政 課 会 計 課	1 応急対策予算の調整に関する事 こと。
			2 町有財産等の貸付、使用に関する事 こと。				2 町有財産等の貸付、使用に関する事 こと。
			3 他部に属さない町有財産の被害調査に 関すること。				3 他部に属さない町有財産の被害調査に 関すること。
			4 町所有車両の配車に関する事 こと。				4 町所有車両の配車に関する事 こと。
			5 義援金の受付・出納保管に関する事 こと。				5 義援金の受付・出納保管に関する事 こと。
			6 会計に関する事 こと。				6 会計に関する事 こと。
	税 務 部	税 務 課	1 家屋の被害状況調査に関する事 こと。		税 務 部	税 務 課	1 家屋の被害状況調査に関する事 こと。
			2 <u>り</u> 災証明に関する事 こと。				2 <u>罹</u> 災証明に関する事 こと。
			3 災害による町税の猶予及び減免に 関すること。				3 災害による町税の猶予及び減免に 関すること。

129	<p>第10. 警察の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察は、<u>重大な災害が発生した際、又は発生するおそれのある場合は</u>、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 ●災害対策本部に警察官を派遣し、被害情報、活動状況の情報交換、活動状況等の検討を行う。 ●警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災町、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 <p>第11. 消防機関等の活動 (略)</p> <p><u>洪水、津波又は高潮による水害が発生した場合は、非常配備の規程等に基づき消防団員（水防団員と兼任）を招集し、水防活動体制を確立する。その後、速やかに水位や堤防決壊等の通報、応急対策、被害情報の収集など所要の活動を行う。</u></p> <p>1. 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動 消防本部は、<u>災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。</u></p> <p>2. 消防団（水防団）の活動 (略)</p> <p><u>また、水害が発生した場合、原則として設置主体である水防管理団体の管理者の指揮下に入り、常備消防と協力して水閘門・陸閘門等の施設の操作、各種通報、避難誘導等の活動を行う。</u></p>	<p>第10. 警察の活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●警察は、<u>地震による重大な災害時</u>は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。 ●災害対策本部に警察官を派遣し、被害情報、活動状況の情報交換、活動状況等の検討を行う。 ●警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、<u>町</u>、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。 <p>第11. 消防機関等の活動 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1. 塩釜地区消防事務組合消防本部の活動 消防本部は、<u>地震</u>災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、町災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。</p> <p>2. 消防団（水防団）の活動 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	---	---	---

	<p>第12. 防災関係機関の活動</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備・動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係各社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ円滑な活動体制を敷く。</p> <p>第13. 関係機関等との連携</p> <p>●災害が発生した際、又は発生するおそれのある場合、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打合せ、調整等は、災害対策本部で行う。 (略)</p>	<p>第12. 防災関係機関の活動</p> <p>防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備・動員計画等に従い、関係職員を呼集し、速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社（本部）、関係者等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ円滑な活動体制を敷く。</p> <p>第13. 関係機関等との連携</p> <p>●災害時、町長は県、関係機関等と密接に連絡を取り合い、必要な対策を講じる。各機関から派遣される職員との打合せ、調整等は、災害対策本部で行う。 (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
131	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1. 目的</p> <p>地震や津波による被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。</p> <p>第2. 緊急地震速報</p> <p>1. 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。_____ _____ _____ なお、_____ _____ 震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報(警報)は、地震動特別警報に位置づけられる。 仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。</p>	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <p>第1. 目的</p> <p>地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。特に要配慮者への伝達に万全を期する。また、円滑な応急対策活動を実施するため、各防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。</p> <p>第2. 緊急地震速報</p> <p>1. 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域に対し、緊急地震速報(警報)を発表する。日本放送協会(NHK)は、テレビ、ラジオで放送する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報(予報)を発表する。なお、緊急地震速報(警報)のうち予想震度が6弱以上のものを特別警報に位置付けている。 仙台管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

132

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に 間に合わない場合がある。

2. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急放送メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

（削除）

3. 緊急地震速報を見聞きした場合に取るべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、 まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> (略) ・ <u> </u> 扉を開けて避難路を確保する。

※ 緊急地震速報(警報)は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わないことがある。

2. 緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し日本放送協会（NHK）に伝達するとともに、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む）、携帯電話（緊急速報メール機能含む）、ワンセグ等を用いて広く国民一般への緊急地震速報の提供に努める。

総務省消防庁の全国瞬時警報システム(J-ALERT)を通じて受理した町は、伝達を受けた緊急地震速報を町防災行政無線(戸別受信機を含む)等により、住民等への伝達に努める。

また、町は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たって、町防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

3. 緊急地震速報を見聞きした場合にとるべき行動

緊急地震速報が発表されてから強い揺れが来るまではわずかな時間しかないため、緊急地震速報を見聞きした時は、あわてず、まずは自分の身の安全を守る行動をとる必要がある。

入手場所	とるべき行動の具体例
自宅など 屋内	頭を保護し、大きな家具からは離れ、丈夫な机の下などに隠れる。 <注意> (略) ・ <u>扉の近くにいれば</u> 、扉を開けて避難路を確保する。

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

133	<p>第3. 地震・津波情報</p> <p>仙台管区気象台は、地震_____情報を伝達する。これら<u>気象台から</u>の情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知<u>するように努める</u>。</p> <p>1. 情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を<u>約190</u>地域に区分)と地震の揺れの<u>発現時刻</u>を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>または<u>津波注意報</u>を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配<u>ない</u>」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報 _____</td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・<u>大津波警報</u>、<u>津波警報</u>または<u>津波注意報発表時</u> ・<u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・緊急地震速報(警報)を発表した場合</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を<u>観測した地域名と市町村名</u>を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報 _____</td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 _____ _____ _____</td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を <u>約190</u> 地域に区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配 <u>ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報 _____	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報発表時</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を <u>観測した地域名と市町村名</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報 _____	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 _____ _____ _____	<p>第3. 地震・津波情報</p> <p>仙台管区気象台は、地震・<u>津波</u>情報を伝達する。これら_____の情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知<u>される</u>。</p> <p>1. 情報の種類 (略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地震情報の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>震度速報</td> <td>・震度3以上</td> <td>地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を<u>188</u>地域に区分)と地震の揺れの<u>検知時刻</u>を速報。</td> </tr> <tr> <td>震源に関する情報</td> <td>・震度3以上 (<u>津波警報</u>又は<u>注意報</u>を発表した場合は発表しない)</td> <td>「津波の心配<u>がない</u>」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</td> </tr> <tr> <td>震源・震度に関する情報 <u>(注)</u></td> <td>以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・<u>津波警報</u>・<u>津波注意報発表</u>又は<u>若干の海面変動が予想される場合</u> _____</td> <td>地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の<u>地域名と市町村名</u>の<u>観測した震度</u>を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。</td> </tr> <tr> <td>各地の震度に関する情報 <u>(注)</u></td> <td>・震度1以上</td> <td>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u></td> </tr> </tbody> </table>	地震情報の種類	発表基準	内容	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を <u>188</u> 地域に区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報。	震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配 <u>がない</u> 」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。	震源・震度に関する情報 <u>(注)</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>津波警報</u> ・ <u>津波注意報発表</u> 又は <u>若干の海面変動が予想される場合</u> _____	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の <u>地域名と市町村名</u> の <u>観測した震度</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。	各地の震度に関する情報 <u>(注)</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を <u>約190</u> 地域に区分)と地震の揺れの <u>発現時刻</u> を速報。																															
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配 <u>ない</u> 」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															
震源・震度に関する情報 _____	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>大津波警報</u> 、 <u>津波警報</u> または <u>津波注意報発表時</u> ・ <u>若干の海面変動が予想される場合</u> ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上を <u>観測した地域名と市町村名</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																															
各地の震度に関する情報 _____	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 _____ _____ _____																															
地震情報の種類	発表基準	内容																															
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名(全国を <u>188</u> 地域に区分)と地震の揺れの <u>検知時刻</u> を速報。																															
震源に関する情報	・震度3以上 (<u>津波警報</u> 又は <u>注意報</u> を発表した場合は発表しない)	「津波の心配 <u>がない</u> 」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。																															
震源・震度に関する情報 <u>(注)</u>	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・ <u>津波警報</u> ・ <u>津波注意報発表</u> 又は <u>若干の海面変動が予想される場合</u> _____	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の <u>地域名と市町村名</u> の <u>観測した震度</u> を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。																															
各地の震度に関する情報 <u>(注)</u>	・震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>																															

その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。			
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。
			長周期地震動に関する観測情報	・震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20~30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。
遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。	遠地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
	・北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものと評価された場合	後発地震への注意を促す情報「北海道・三陸沖後発地震注意情報」等が発令された場合、地震発生から1週間程度、住民へ地震への備えの再確認等防災対応の呼びかけを行う	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など ・北海道の太平洋沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアでMw7.0以上の地震が発生した場合 ・想定震源域の外側でMw7.0以上の地震が発生した場合は、地震のMwに基づき想定震源域への影響が評価され、影響を与えるものと評価された場合	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。 後発地震への注意を促す情報「北海道・三陸沖後発地震注意情報」等が発令された場合、地震発生から1週間程度、住民へ地震への備えの再確認等防災対応の呼びかけを行う
(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。			(注) 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。また、「気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」についてどちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。		

<p>134</p>	<p>2. 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、大津波警報、津波警報<u>また</u>は津波注意報（以下「津波警報等」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により<u>市町村等関係機関</u>へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接<u>沿岸市町村</u>及び防災<u>関係機関</u>等に周知<u>する</u>ように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を、<u>住民</u>に広く周知することに努める。</p>	<p>2. 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>(1) 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、大津波警報、津波警報<u>又は</u>津波注意報（以下「津波警報等」という。）、地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により <u>町</u>へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接 <u>町</u> 及び防災 <u>機関</u>等に周知 <u>できる</u>ように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（J-A L E R T）により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>(2) 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を <u>住民</u>に広く周知することに努める。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
<p>135</p>	<p>3. その他の情報等の発表</p> <p>(略)</p> <p><u>例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないことを予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起こるおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。</u></p> <p>4. 放送事業者の対応</p> <p>放送事業の管理者は、次の措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び<u>来訪者</u>等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。 ●<u>震災</u>後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容 </div>	<p>3. その他の情報等の発表</p> <p>(略)</p> <p><u>また、町で震度5強以上を観測する地震が発生した場合は、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報(土砂災害)・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</u></p> <p>4. 放送事業者の対応</p> <p>放送事業の管理者は、次の措置を講じる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●放送事業者は、各計画主体と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等、防災関係機関や居住者等及び<u>観光客</u>等が必要な情報の放送に努めるよう留意する。 ●<u>災害</u>後も円滑に放送を継続し、地震情報等を報道出来るようあらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講じ、その具体的な内容 </div>	<p>記述の適正化</p>

を管理者ごとに定める。

第4. 災害情報の収集・伝達

1. 地震発生直後の被害の収集・伝達

●町及び防災関係機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。

(追加)

なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。

●行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 （外国人のうち、来訪者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡する。

(追加)

(追加)

(追加)

(略)

を管理者ごとに定める。

第4. 災害情報の収集・伝達

1. 地震発生直後の被害の収集・伝達

●町及び消防機関は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ報告するとともに、119番通報に係る状況についても併せて総務省消防庁及び県に報告する。

●災害が発生した場合は、速やかに県に被害概況を報告し、総合防災情報システム（MIDORI）を活用して情報収集する。

● 県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を報告し、事後速やかにその旨を県に報告する。

●行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であることから、町は、住民登録の有無にかかわらず、 町 内で行方不明となった者について、 警察等 の協力に基づき正確な情報の把握に努める。

また、行方不明として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村 又は県（外国人のうち、旅行者等住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等） に連絡する。

●町は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

●道路等の途絶による孤立集落については、早期解消の必要があることから、町及び指定地方公共機関は、それぞれの所管する道路のほか、通信サービス、電気、ガス、上下水道等のライフラインの途絶状況を把握するとともに、その復旧状況と併せて、町に連絡する。また、町は、当該地域における備蓄の状況、医療的援助が必要な者等要配慮者の有無の把握に努める。

●町は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、官邸及び非常本部等を含む防災関係機関へ提供し共有を図る。

(略)

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

137

(移動)

2. 情報の収集

町は、町防災行政無線及び消防無線により、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告または通報する。

138

3. 情報の伝達

県と町の間において情報伝達は、主として県防災行政無線 を用いる。県防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。 町は、町防災行政無線、消防無線、携帯電話、ワンセグ等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

4. 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

町及び防災関係機関が、 交換する災害情報 は次のとおりである。

- 災害に関 する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- 災害が発生するおそれがある場合または災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針または措置に関すること。
- 法令または防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に

《国（消防庁）の連絡先》

区分 回線別	平日(8:30~18:45) ※広域応援室		左記以外 ※危機管理センター
	N T T 電 話	03-5253-7569	03-5253-7777
回 線	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

2. 情報の収集

町は、 防災行政無線及び消防無線により 情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。

防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

3. 情報の伝達

県と町の間において 情報伝達は、主として 防災行政無線と衛星携帯電話を用いる。町は、防災行政無線が使用できない場合は、非常通信ルート等を用いて対応する。また、町は、町防災行政無線、消防無線、携帯電話、ワンセグ等を活用して住民に対し情報の伝達を行う。

4. 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

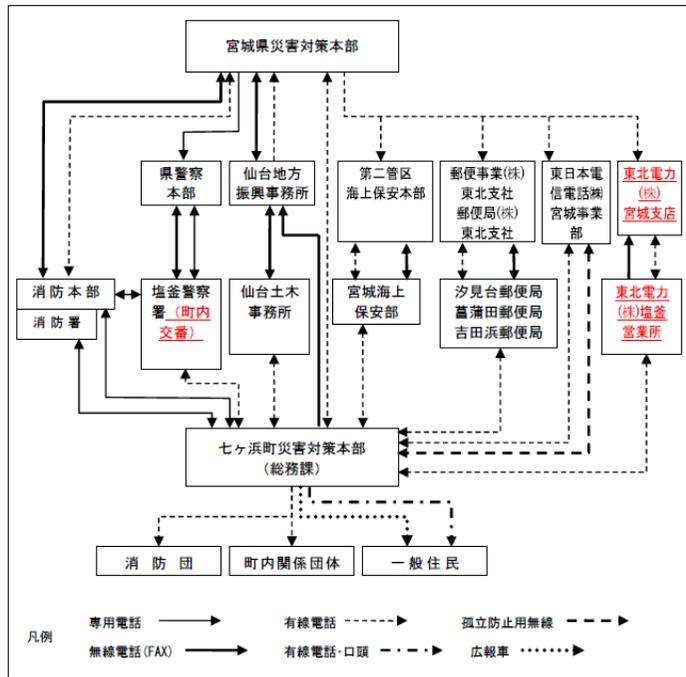
町及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること。
- 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること。
- 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に

「宮城県
地域防災
計画」の
修正記述の適
正化「宮城県
地域防災
計画」の
修正

<p>関すること。</p> <p>●その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。</p>	<p>すること。</p> <p>●その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項。</p>	<p>「宮城県 地域防災 計画」の 修正</p> <p>記述の適 正化</p>
<p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>町、<u>県</u>、及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。</p> <p><u>また、町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため、<u>情報収集に関わる組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めるものとする。</u></u></p> <p>_____</p> <p><u>(3) 被害情報等の報告</u></p> <p><u>●町は、被害状況報告要領に基づき、速やかに被害情報を収集して県に報告するものとする。</u></p> <p><u>●また、応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、町は10日以内に県へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上、報告するものとする。</u></p>	<p>(2) 災害情報等の相互交換体制</p> <p>町、<u>_____</u>及び防災関係機関等は、災害事態についての認識を一致させ、迅速な意思決定を行うために、関係機関相互で連絡する手段や体制を確保し、緊密に連絡をとること、関係機関で連絡調整のための職員を相互に派遣すること、災害対策本部長の求めに応じて情報の提供、意見の表明を行うことなどにより、情報共有を図るよう努める。</p> <p><u>_____町及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため<u>必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておく。</u></u></p> <p><u>町は、<u>応急対策の活動状況、対策本部設置状況、応援の必要性等を県に連絡する。</u></u></p> <p><u>(削除)</u></p>	

《災害情報連絡系統図》



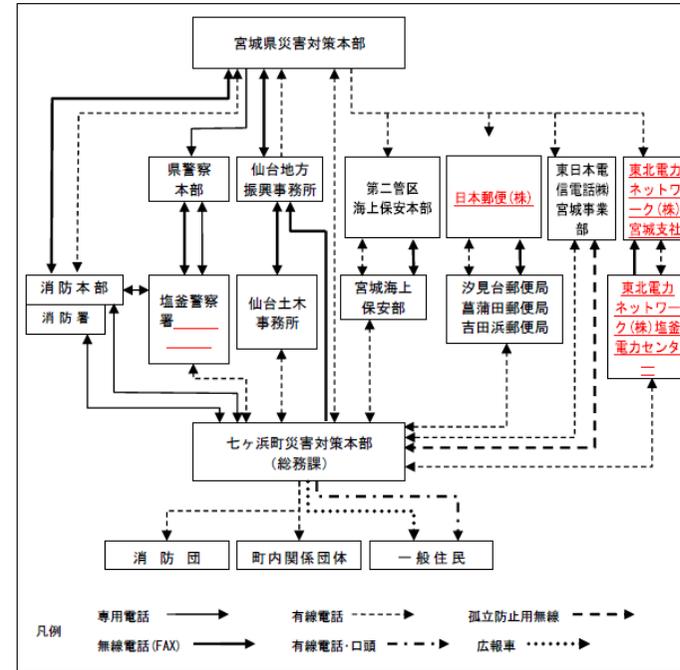
5. 被害状況等の報告

(1) 県への報告

(2) 災害発生直後の被害状況の収集・伝達

- 町及び消防機関は、人的被害の状況、の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へするとともに、119番通報状況についても併せて県にする。
- 県への被害報告は、市町村被害状況報告要領に基づき、原則として県防災行政無線ファクシミリにより、仙台地方振興事務所を経由して行う（夜間、休日等で、

《災害情報連絡系統図》



5. 被害状況等の報告

(1) 県への報告

町(町災害対策本部長)は、被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。

(削除)

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

特に指示があった場合は、直接県危機対策課に報告する。

●県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況をし、事後速やかにその旨を県に報告する。

《国（消防庁）の連絡先》

区分		平日(9:30~17:45)	左記以外
回線別		※広域応援室	※宿直室
N T T	電話	03-5253-7527	03-5253-7777
回線	F A X	03-5253-7537	03-5253-7553

141

第6. 通信・放送手段の確保

1. 災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

(略)

《通信手段の状況・特徴》

通信手段	状況・特徴
(略)	
PHS	使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
衛星携帯電話	静止衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
MCA無線システム	(一財)移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。
(略)	
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話・PHS事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

(移動)

第6. 通信・放送手段の確保

1. 災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

(略)

《通信手段の状況・特徴》

通信手段	状況・特徴
(略)	
衛星携帯電話	衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。
地域衛星通信ネットワーク	全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
IP無線システム	キャリア回線を経由して通信を行う携帯型無線システムで、従来のデジタル簡易無線とは違い、広範囲での通信及び電話と同様の相互同時通話が可能である。また、データ回線を使用するため災害時に電話回線が混雑している際でも通信体制が確保できる。
(略)	
災害用伝言ダイヤル(171)・災害用伝言板(web171)	災害発生時、その規模により東日本電信電話(株)が運用するサービス。災害用伝言ダイヤル(171)は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板(web171)はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件について東日本電信電話(株)で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。
災害用伝言板	大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。

「宮城県地域防災計画」の修正

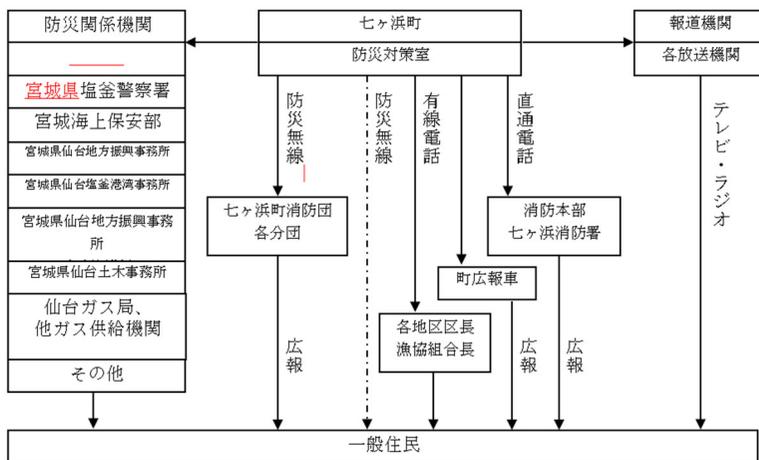
143	<p>(3) 非常時の通信の確保 (略)</p> <p style="text-align: center;">《町内無線局》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;"><u>吉田浜漁業無線局</u></td> <td style="width: 35%;"><u>釣船無線局</u></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td><u>宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所</u></td> <td><u>えびすや釣具店</u></td> </tr> <tr> <td>呼出符号</td> <td><u>しちがはまぎょぎょうかいがん局</u></td> <td><u>しおがまヨット</u></td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td><u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u></td> <td><u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u></td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td><u>常時 A3 27907MC</u> <u>緊急時 27524MC</u></td> <td><u>常時 A3 27564MC</u> <u>緊急時 27524MC</u></td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td><u>塩竈市、利府町、松島町、 鳴瀬町、七ヶ浜町、所属船舶</u></td> <td><u>塩竈市、仙台市、七ヶ浜町、 利府町、松島町等 50 人</u></td> </tr> </table>		<u>吉田浜漁業無線局</u>	<u>釣船無線局</u>	設置場所	<u>宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所</u>	<u>えびすや釣具店</u>	呼出符号	<u>しちがはまぎょぎょうかいがん局</u>	<u>しおがまヨット</u>	出力	<u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u>	<u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u>	周波数	<u>常時 A3 27907MC</u> <u>緊急時 27524MC</u>	<u>常時 A3 27564MC</u> <u>緊急時 27524MC</u>	加入者	<u>塩竈市、利府町、松島町、 鳴瀬町、七ヶ浜町、所属船舶</u>	<u>塩竈市、仙台市、七ヶ浜町、 利府町、松島町等 50 人</u>	<p>(3) 非常時の通信の確保 (略)</p> <p style="text-align: center;">《町内無線局》</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="width: 35%;"><u>宮城外洋帆走協会無線局</u></td> <td style="width: 35%;"></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td><u>一般社団法人宮城外洋帆走協会</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>呼出符号</td> <td><u>みやぎがいよう</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>出力</td> <td><u>10W</u> <u>使用範囲 20 海里（金華山沖付近迄）</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>周波数</td> <td><u>常時 F3 156.875MHz</u> <u>緊急時 161.575MHz</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加入者</td> <td><u>無線海岸局加盟の船舶局</u></td> <td></td> </tr> </table>		<u>宮城外洋帆走協会無線局</u>		設置場所	<u>一般社団法人宮城外洋帆走協会</u>		呼出符号	<u>みやぎがいよう</u>		出力	<u>10W</u> <u>使用範囲 20 海里（金華山沖付近迄）</u>		周波数	<u>常時 F3 156.875MHz</u> <u>緊急時 161.575MHz</u>		加入者	<u>無線海岸局加盟の船舶局</u>		記述の適 正化
	<u>吉田浜漁業無線局</u>	<u>釣船無線局</u>																																					
設置場所	<u>宮城県漁業協同組合七ヶ浜支所</u>	<u>えびすや釣具店</u>																																					
呼出符号	<u>しちがはまぎょぎょうかいがん局</u>	<u>しおがまヨット</u>																																					
出力	<u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u>	<u>1W</u> <u>使用範囲 30 哩（金華山沖附近迄）</u>																																					
周波数	<u>常時 A3 27907MC</u> <u>緊急時 27524MC</u>	<u>常時 A3 27564MC</u> <u>緊急時 27524MC</u>																																					
加入者	<u>塩竈市、利府町、松島町、 鳴瀬町、七ヶ浜町、所属船舶</u>	<u>塩竈市、仙台市、七ヶ浜町、 利府町、松島町等 50 人</u>																																					
	<u>宮城外洋帆走協会無線局</u>																																						
設置場所	<u>一般社団法人宮城外洋帆走協会</u>																																						
呼出符号	<u>みやぎがいよう</u>																																						
出力	<u>10W</u> <u>使用範囲 20 海里（金華山沖付近迄）</u>																																						
周波数	<u>常時 F3 156.875MHz</u> <u>緊急時 161.575MHz</u>																																						
加入者	<u>無線海岸局加盟の船舶局</u>																																						
144	<p>3. 消防無線通信施設</p> <p>消防機関<u>で</u>は、災害が発生した場合<u>には</u>、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。</p> <p><u>通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講</u> <u>ずる。</u></p> <p>第8. 郵便関係の措置 <u>(追加)</u> (略)</p>	<p>3. 消防無線通信施設</p> <p>消防機関<u>は</u>、災害が発生した場合<u>の</u>、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努める。</p> <p><u>また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替機能を使用するなど必要な措置を講</u> <u>じ</u> <u>る。</u></p> <p>第8. 郵便関係の措置 <u>郵便葉書等の交付に当たっては、以下の通り実施する。</u> (略)</p>	記述の適 正化 記述の適 正化																																				
146	<p>第3節 災害広報活動</p> <p>第1. 目的 (略)</p> <p><u>町及び報道機関は、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者</u> 情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	<p>第3節 災害広報活動</p> <p>第1. 目的 (略)</p> <p><u>また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者</u>等情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。</p>	記述の適 正化																																				

147	<p>なお、情報の提供に<u>あ</u>たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</p> <p>第2. 社会的混乱の防止 2. 住民等への対応 町 _____ は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>第3. 広報活動 1. 災害広報の体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●災害対策本部は、防災関係機関と連携して、浸水・土砂災害等による避難<u>勧告・指示等</u>、住民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。 (略)</p> </div> <p>2. 広報の内容 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●避難<u>(勧告、場所等)</u>に関する情報 (略)</p> <p>●<u>余震</u>、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 (略)</p> <p>●緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制<u>など</u>に関する情報 (略)</p> <p>●被災地域及び<u>避難場</u>所等における犯罪予防等民心 (略)</p> </div> <p>3. 実施方法 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①町防災行政無線</td> <td style="width: 50%;">⑧自主防災組織を通じての連絡</td> </tr> <tr> <td>②屋外拡声装置</td> <td>⑨ホームページ<u>など</u></td> </tr> </table> </div>	①町防災行政無線	⑧自主防災組織を通じての連絡	②屋外拡声装置	⑨ホームページ <u>など</u>	<p>なお、情報の提供に<u>当</u>たっては、要配慮者に十分配慮するよう努める。</p> <p>第2. 社会的混乱の防止 2. 住民等への対応 町<u>及びライフライン事業者</u>は、住民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。</p> <p>第3. 広報活動 1. 災害広報の体制</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●災害対策本部は、防災関係機関と連携して、浸水・土砂災害等による避難<u>情報</u>、住民の身体・財産にかかる「緊急広報」を実施する。 (略)</p> </div> <p>2. 広報の内容 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●避難<u>情報・避難場所等</u>に関する情報 (略)</p> <p>●<u>地震</u>、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報 (略)</p> <p>●緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制<u>等</u>に関する情報 (略)</p> <p>●被災地域及び<u>指定避難</u>所等における犯罪予防等民心安定のための情報 (略)</p> </div> <p>3. 実施方法 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">①町防災行政無線</td> <td style="width: 50%;">⑧自主防災組織を通じての連絡</td> </tr> <tr> <td>②屋外拡声装置</td> <td>⑨ホームページ<u>等</u></td> </tr> </table> </div>	①町防災行政無線	⑧自主防災組織を通じての連絡	②屋外拡声装置	⑨ホームページ <u>等</u>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
①町防災行政無線	⑧自主防災組織を通じての連絡										
②屋外拡声装置	⑨ホームページ <u>など</u>										
①町防災行政無線	⑧自主防災組織を通じての連絡										
②屋外拡声装置	⑨ホームページ <u>等</u>										

	<p>③広報車 ④テレビ・ラジオ・新聞<u>など</u>の報道機関 ⑤広報紙 ⑥チラシ、パンフレット<u>など</u> ⑦避難所への広報広聴班の派遣</p> <p>⑩携帯メールや緊急速報メール</p>	<p>③広報車 ④テレビ・ラジオ・新聞<u>等</u>の報道機関 ⑤広報紙 ⑥チラシ、パンフレット<u>等</u> ⑦避難所への広報広聴班の派遣</p> <p>⑩携帯メールや緊急速報メール ⑪Lアラート（災害情報共有システム）による広報</p>	
148	<p>5. 安否情報</p> <p><u>県及び</u>町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u>県及び</u>町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、<u>県警</u>等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける<u>恐れ</u>がある者等が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。</p> <p>第4. 防災関係機関の広報活動</p> <p>1. 警察の広報 (略) <u>(追加)</u></p>	<p>5. 安否情報</p> <p><u> </u>町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、<u> </u>町は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、<u>警察</u>等と協力して被災者に関する情報の収集に努める。</p> <p>なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受ける<u>おそれ</u>がある者等が含まれる場合は、その加害者に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報管理を徹底するよう努める。</p> <p>第4. 防災関係機関の広報活動</p> <p>1. 警察の広報 (略)</p> <p>●<u>災害区域及び被害状況</u> ●<u>避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報</u> ●<u>道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報</u> ●<u>災害危険箇所及び危険物の所在等二次災害の防止に関する防災広報</u> ●<u>被災地域及び指定避難所等における犯罪予防広報</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
149	<p>2. その他の機関の広報</p>	<p>2. その他の機関の広報</p>	<p>記述の適正化</p>

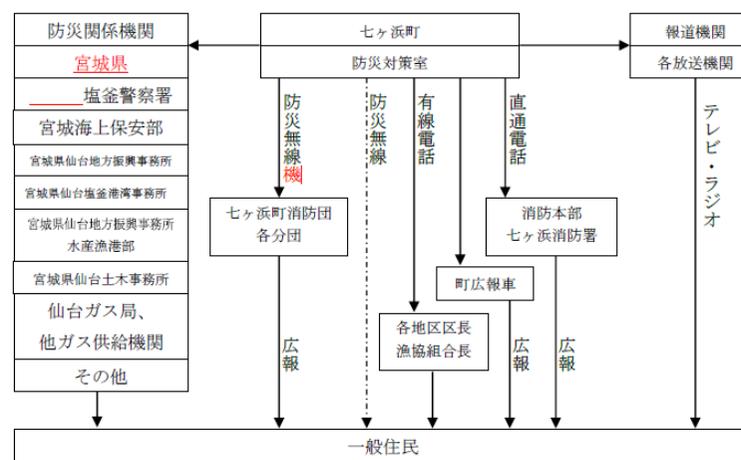
防災関係機関は、各々関係する情報について、住民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、県災害対策本部にも連絡する。

《広報連絡系統図》



防災関係機関は、各々関係する情報について、住民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。さらに、必要事項については、随時、町災害対策本部にも連絡する。

《広報連絡系統図》



150

第4節 災害救助法の適用

第2. 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

(略)

- 多数の者が、生命または身体に危害を受け、または受けるおそれが生じた場合で次に該当する場合
 - ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
 - ・食品の給与等に特殊の補給方法、または救出に特殊の技術を必要とする場合

(追加)

151

2. 災害救助法の適用手続

(略)

災害救助法の実施は、知事に権限が付与されているが、知事は

第4節 災害救助法の適用

第2. 災害救助法の適用

1. 災害救助法の適用基準

本町における災害救助法の適用基準は次のとおりである。

(略)

- 多数の者が、生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合で次に該当する場合
 - ・多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合
 - ・食品の給与等に特殊の補給方法、又は救出に特殊の技術を必要とする場合

●災害が発生するおそれがある段階で、国が災害対策本部を設置し、その所管区域となり、町で被害を受けるおそれがあるとき。

2. 災害救助法の適用手続

(略)

また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を町長

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災

救助を迅速に行うため必要があるときは、救助の実施に関する権限の一部を町長に委任することができる。なお、知事の救助の実施に協力する機関としては、日本赤十字社が規定されている。

(略)

3. 種類

救助の種類は次のとおりである。

(略)

- 被服、寝具その他生活必需品の給与 または貸与
- 医療、助産
- _____
- _____
- 学用品の給与
- 埋葬、遺体の搜索、遺体の処理
- 救急救助のための輸送
- 救急救助のための賃金職員雇 い 上 げ 費

152 第3. 救助の実施の委任

(略)

(追加)

表 1 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

に委任する。

(略)

3. 種類

救助の種類は次のとおりである。

(略)

- 被服、寝具その他生活必需品の給与 又は貸与
- 医療、助産
- 被災者の救出
- 被災した住宅の応急処理
- 学用品の給与
- 埋葬、死体の搜索、死体の処理
- 応急救助のための輸送
- 応急救助のための賃金職員雇 上 上 費

第3. 救助の実施の委任

(略)

【災害の規模に応じた救助の実施者に係る区分】

救助の実施の委任に関し、より迅速な災害対策を行うため、原則として表1のとおり救助の実施者を定める。

ただし、災害毎の被災範囲や被災場所(町の行政機能が損なわれるような状況)等を勘案し、町は県と協議した上で、実施者及び救助の種類を決定する。

表 災害の規模に応じた救助の実施者

実施者		救助の種類
(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)
	(略)	(略)

計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">広域災害の 場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>仙台市を除く区域の応急仮設住宅の<u>給与</u></td> </tr> </table> <p><u>(削除)</u></p>	広域災害の 場合	(略)	(略)	(略)	(略)	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の <u>給与</u>	<table border="1"> <tr> <td rowspan="3">広域災害の 場合</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>県</td> <td>仙台市を除く区域の応急仮設住宅の<u>供与</u></td> </tr> </table> <p><u>※広域災害の場合において、県が実施する「応急仮設住宅の供与」は、広域的な調整が整った後に、町へ委任される。</u></p>	広域災害の 場合	(略)	(略)	(略)	(略)	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の <u>供与</u>																											
広域災害の 場合	(略)		(略)																																								
	(略)		(略)																																								
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の <u>給与</u>																																									
広域災害の 場合	(略)	(略)																																									
	(略)	(略)																																									
	県	仙台市を除く区域の応急仮設住宅の <u>供与</u>																																									
154	<p>第5節 救急・救助活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●惨事ストレス対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>—</u></td> <td></td> <td><u>—</u></td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>—</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●惨事ストレス対策	○			<u>(追加)</u>	<u>—</u>		<u>—</u>	<u>(追加)</u>	<u>—</u>			<p>第5節 救急・救助活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●惨事ストレス対策</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>感染症対策</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td><u>○</u></td> </tr> <tr> <td>●<u>救急・救助用資機材の整備</u></td> <td><u>○</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●惨事ストレス対策	○			● <u>感染症対策</u>	<u>○</u>		<u>○</u>	● <u>救急・救助用資機材の整備</u>	<u>○</u>			「宮城県地域防災計画」の修正
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
●惨事ストレス対策	○																																										
<u>(追加)</u>	<u>—</u>		<u>—</u>																																								
<u>(追加)</u>	<u>—</u>																																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																								
(略)																																											
●惨事ストレス対策	○																																										
● <u>感染症対策</u>	<u>○</u>		<u>○</u>																																								
● <u>救急・救助用資機材の整備</u>	<u>○</u>																																										
156	<p>第4. 消防機関の活動</p> <p>大規模な<u>地震</u>時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、塩釜地区消防事務組合消防本部は、医療機関、<u> </u>宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。</p> <p>第6. 惨事ストレス対策</p> <p><u> </u>救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家派遣を要請する。</p>	<p>第4. 消防機関の活動</p> <p>大規模な<u>災害</u>時においては、広域的に多数の負傷者が発生することが予想されるため、塩釜地区消防事務組合消防本部は、医療機関、<u>(公社)</u>宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。</p> <p>第6. 惨事ストレス対策</p> <p><u>検索、</u>救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は、必要に応じて消防庁等に精神科医等の専門家派遣を要請する。</p>	記述の適正化																																								
157	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p><u>第7. 感染症対策</u></p> <p><u>検索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p><u>第8. 救急・救助用資機材の整備</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正																																								

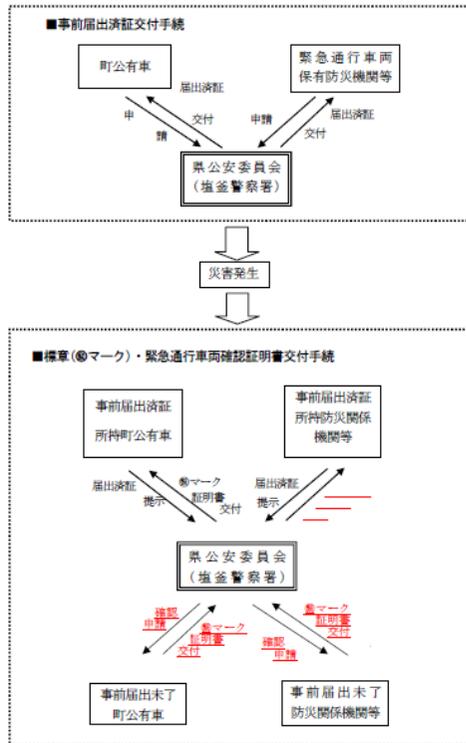
	<p>(略)</p> <p>●町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは<u>県災害医療本部</u>へ調整を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>●町は、医療機関での治療継続が必要な場合は、町内の医療機関若しくは<u>保健医療調整本部</u>へ調整を依頼する。</p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
162	<p>第7節 消火活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震発生</u>時には、同時多発火災の発生等により、極めて甚大な被害が予想される。被害を最小限に食い止めるため、消防機関は、他の消防機関、県、町、住民、自主防災組織、消防団、事業所等との連携を図りつつ、全機能を挙げて<u>_____</u>消火活動を行う。</p>	<p>第7節 消火活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>災害</u>時には、同時多発火災の発生等により、極めて甚大な被害が予想される。被害を最小限に食い止めるため、消防機関は、他の消防機関、県、町、住民、自主防災組織、消防団、事業所等との連携を図りつつ、全機能を挙げて<u>被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や</u>消火活動を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
165	<p>第2. 火災応急対策</p> <p>5. 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難の<u>指示・勧告が出</u>された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第2. 火災応急対策</p> <p>5. 消防団の活動</p> <p>(4) 避難誘導</p> <p>避難<u>情報が発令</u>された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。</p> <p><u>6. 惨事ストレス対策</u></p> <p><u>救助・救急又は消火活動を実施する消防機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。</u></p> <p><u>また、消防機関は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
166	<p><u>6. 事業所の活動</u></p> <p>(略)</p> <p><u>7. 自主防災組織の活動</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>7. 事業所の活動</u></p> <p>(略)</p> <p><u>8. 自主防災組織の活動</u></p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

	<p>(略)</p> <p>2. 緊急輸送の対象 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="273 316 474 718"> <p>第一段階 _____</p> </td> <td data-bbox="474 316 1093 718"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>救助、医療活動の従事者及び医薬品等</u> _____ _____ 物資 ● 消防、水防活動等災害 <u>発生防止</u>、拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、<u>水道施設保安要員など</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 _____ ● <u>医療機関へ搬送する</u> 負傷者等 _____ ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 718 474 877"> <p>第二段階 _____</p> </td> <td data-bbox="474 718 1093 877"> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水 _____ 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="273 877 474 1002"> <p>第三段階 _____</p> </td> <td data-bbox="474 877 1093 1002"> <ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 </td> </tr> </table> <p>3. 緊急輸送道路</p> <p>県が指定した緊急輸送 <u>路</u> と接続する一級町道等の幹線道路を緊急輸送道路として指定するなどして、防災拠点等を結ぶ多重ネットワークの構築に努める。</p> <p>(略)</p>	<p>第一段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>救助、医療活動の従事者及び医薬品等</u> _____ _____ 物資 ● 消防、水防活動等災害 <u>発生防止</u>、拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、<u>水道施設保安要員など</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 _____ ● <u>医療機関へ搬送する</u> 負傷者等 _____ ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 	<p>第二段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水 _____ 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 	<p>第三段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 	<p>(略)</p> <p>2. 緊急輸送の対象 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1124 316 1326 718"> <p>第一段階 <u>(避難期)</u></p> </td> <td data-bbox="1326 316 1944 718"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>救急・救助活動及び</u> 医療活動の従事者 <u>並びに</u> 医薬品等 <u>人命救助に要する人員及び</u> 物資 ● 消防、水防活動等災害 _____ 拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス _____ 施設保安要員 <u>等</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 <u>等</u> ● _____ 負傷者等 <u>の後方医療機関への搬送</u> ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 718 1326 877"> <p>第二段階 <u>(輸送機能確保期)</u></p> </td> <td data-bbox="1326 718 1944 877"> <ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水、<u>燃料</u> 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 877 1326 1002"> <p>第三段階 <u>(応急復旧期)</u></p> </td> <td data-bbox="1326 877 1944 1002"> <ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 </td> </tr> </table> <p>3. 緊急輸送道路</p> <p>県が指定した緊急輸送 <u>道路</u> と接続する一級町道等の幹線道路を緊急輸送道路として指定するなどして、防災拠点等を結ぶ多重ネットワークの構築に努める。</p> <p>(略)</p> <p>8. 輸送拠点の整備 (略)</p>	<p>第一段階 <u>(避難期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>救急・救助活動及び</u> 医療活動の従事者 <u>並びに</u> 医薬品等 <u>人命救助に要する人員及び</u> 物資 ● 消防、水防活動等災害 _____ 拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス _____ 施設保安要員 <u>等</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 <u>等</u> ● _____ 負傷者等 <u>の後方医療機関への搬送</u> ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 	<p>第二段階 <u>(輸送機能確保期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水、<u>燃料</u> 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 	<p>第三段階 <u>(応急復旧期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
<p>第一段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>救助、医療活動の従事者及び医薬品等</u> _____ _____ 物資 ● 消防、水防活動等災害 <u>発生防止</u>、拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、<u>水道施設保安要員など</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 _____ ● <u>医療機関へ搬送する</u> 負傷者等 _____ ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 														
<p>第二段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水 _____ 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 														
<p>第三段階 _____</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 														
<p>第一段階 <u>(避難期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>救急・救助活動及び</u> 医療活動の従事者 <u>並びに</u> 医薬品等 <u>人命救助に要する人員及び</u> 物資 ● 消防、水防活動等災害 _____ 拡大防止のための人員及び物資 ● 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス _____ 施設保安要員 <u>等</u> 初動時の災害応急対策に必要な要員 <u>等</u> ● _____ 負傷者等 <u>の後方医療機関への搬送</u> ● 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資 														
<p>第二段階 <u>(輸送機能確保期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第一段階の続行 ● 食料、飲料水、<u>燃料</u> 等生命の維持に必要な物資 ● 傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ● 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資 														
<p>第三段階 <u>(応急復旧期)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 第二段階の続行 ● 災害復旧に必要な人員及び物資 ● 生活必需品 														
169															
171															

		《輸送拠点》			《輸送拠点》			記述の適 正化
		名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号	
173	第4. 陸上交通の確保 2. 交通規制 (4) 交通の安全確保のための交通規制	名称	所在地	電話番号	名称	所在地	電話番号	「宮城県 地域防災 計画」の 修正
		スパーク七ヶ浜	七ヶ浜町吉田浜字野山	357-7437	屋内運動場	七ヶ浜町吉田浜字野山	357-7437	
		道路管理者の 措置	交通の 確保	●道路の危険箇所を発見したときは、規制標識(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識)を表示し、整理を行い、迂回路等により交通を確保する。	道路管理者の 措置	交通の 確保	●道路の危険箇所を発見したときは、規制標識(道路標識、区画線及び道路標示に関する命令に定める標識)を表示し、整理を行い、迂回路等により交通を確保する。	
			障害物の 除去	●各道路管理者は、災害発生後の道路の障害物の除去、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保を図るため、あらかじめ協定を締結した建設業者、団体等に要請し、応急復旧を行い道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。また、必要に応じて県をはじめとする関係機関に協力を要請する。		障害物の 除去	●道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去及び応急復旧を行い、道路機能の確保及び二次災害の防止に努める。なお、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者は自ら車両の移動等を行う。	
			道路復旧	●復旧措置にあたっては、緊急輸送道路の復旧措置を優先させる。		道路復旧	●復旧措置に当たっては、緊急輸送道路の復旧措置を優先させる。	
		塩釜警察署長の措置		●災害が発生したときは、所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導にあたり、又は道路標識等(道路交通法施行規則に定める標識)を表示し、交通規制を行う。	塩釜警察署長の措置		●災害が発生したときは、所轄区域内の道路交通状況を調査し、必要がある場合は警察官が現地で指導にあたり、又は道路標識等(道路交通法施行規則に定める標識)を表示し、交通規制を行う。	
174	(5) 緊急通行車両の確認 塩釜警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、塩釜警察署において 緊急				(5) 緊急通行車両の確認 塩釜警察署長は、県公安委員会が災害時における緊急輸送のための交通規制を行ったときは、塩釜警察署において 緊急			「宮城県 地域防災 計画」の 修正

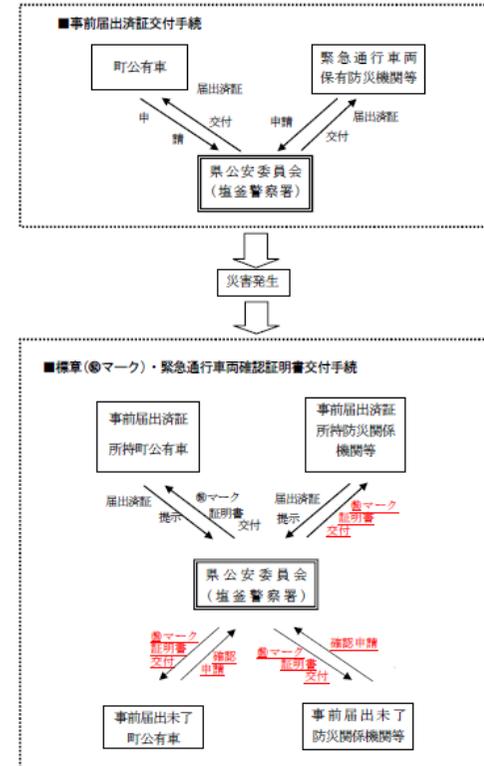
車両の確認及び標章等の交付を実施し円滑な緊急輸送を図る。

《緊急通行車両等の事前届出・確認手続等》



通行車両確認証明書及び確認標章の交付を行い、円滑な緊急輸送を図る。

《緊急通行車両等の事前届出・確認手続等》



緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

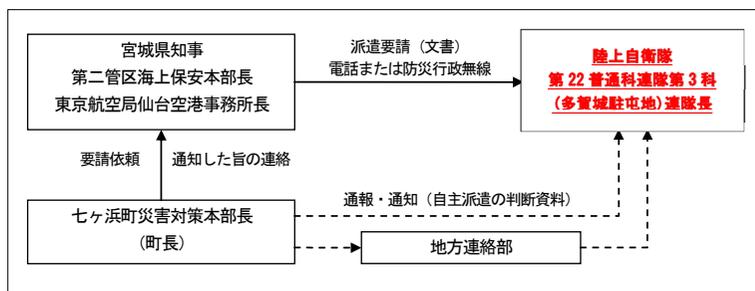
- 車両番号票に表示されている番号
- _____ 輸送人員又は品名 _____
- 使用者の住所、氏名 _____
- _____
- _____ 出発地 _____
- _____

申し出事項

- 車両番号票に表示されている番号
- 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
- 使用者の住所、氏名
- 輸送日時
- 輸送経路(出発地、経由地及び目的地名)
- 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し

	<p>●その他参考事項 _____</p>	<p>●その他参考事項(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出する)</p>	
	<p>標章等の交付 ●知事<u>また</u>は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。</p>	<p>標章等の交付 ●知事<u>又</u>は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を発行する。</p>	
177	<p>第5. 海上交通の確保</p> <p>1. 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について _____ 海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び _____ 被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p> <p>2. 漁港管理者の役割</p> <p>漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、 _____ 障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速、かつ、安全にできるよう輸送の確保に努める。</p>	<p>第5. 海上交通の確保</p> <p>1. 港湾管理者の役割</p> <p>港湾管理者は、防波堤、航路及び岸壁等の被災状況について <u>東北地方整備局・海上保安部</u>等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び<u>水深の調査並びに</u>被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。</p> <p>2. 漁港管理者の役割</p> <p>漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、<u>国に報告するとともに</u>、障害物除去等を行い、緊急輸送活動が迅速、かつ、安全にできるよう輸送の確保に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
178	<p>第9節 ヘリコプターの活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震</u>災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱<u>など</u>の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。</p>	<p>第9節 ヘリコプターの活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模 _____ 災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱<u>等</u>の道路上の支障物により道路網の確保が困難となることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救援物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。</p>	<p>記述の適正化</p>
180	<p>第10節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1. 目的</p>	<p>第10節 自衛隊の災害派遣</p> <p>第1. 目的</p>	

《派遣要請系統図》



182

(2) 要請（連絡）先

自衛隊派遣の要請先は次のとおりである。

	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等	
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当
宮城地区担当部隊	陸 第22普通科連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235~237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL：022-365-2121 内 301・302
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 要請方法

(略)

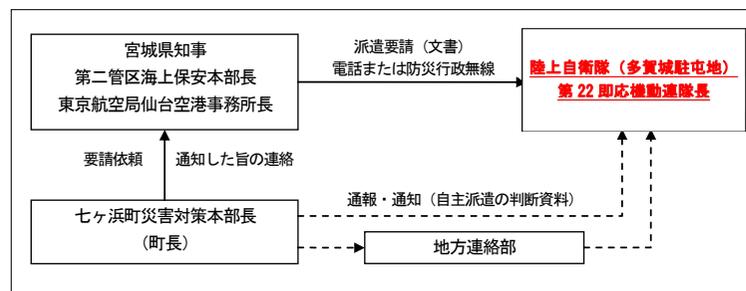
(略)

●その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無 _____ 等）

第3. 県、町と自衛隊との連絡調整

1. 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

《派遣要請系統図》



(2) 要請（連絡）先

自衛隊派遣の要請先は次のとおりである。

	要請（連絡）先	指定部隊等の長	連絡方法等	
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当
宮城地区担当部隊	陸 第22即応機動連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市丸山 2-1-1 防災無線：7-641-1 TEL：022-365-2121 内 235~237 FAX：022-363-0491	駐屯地当直 TEL：022-365-2121 内 301・302
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(3) 要請方法

(略)

(略)

●その他参考となるべき事項（宿泊・給食の可能・道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備、派遣を要望する人員、車両、航空機の概要等）

第3. 県、町と自衛隊との連絡調整

1. 自衛隊の連絡調整幹部等の派遣

実態に合わせ修正

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

183	<p>県、町災害対策本部は、大規模災害発生時、<u>自衛隊は、県及び町災害対策本部等に連絡調整幹部等を派遣し</u>、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。</p> <p>第4. 派遣部隊の活動内容 2. 災害派遣時に実施する救援活動等 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、<u>被害状況の把握</u></td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td><u>遭難等の救出・救助及び捜索</u>活動</td> <td><u> </u>行方不明者、負傷者等の捜索、<u> </u>救助活動</td> </tr> <tr> <td>水防活動（消防団）</td> <td>土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動<u> </u></td> <td>消防機関との協力による消火活動<u> </u></td> </tr> <tr> <td>道路<u>または水路</u>の啓開</td> <td>道路<u>または水路</u>等の交通路上の障害物の排除</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者<u>また</u>は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td>被災者に対する<u>炊飯</u>及び給水の実施</td> </tr> <tr> <td><u>(追加)</u></td> <td><u>(追加)</u></td> </tr> <tr> <td>援助物資の無償貸付<u>または</u>譲与</td> <td>「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略)</p>	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、 <u>被害状況の把握</u>	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	<u>遭難等の救出・救助及び捜索</u> 活動	<u> </u> 行方不明者、負傷者等の捜索、 <u> </u> 救助活動	水防活動（消防団）	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動	消防活動 <u> </u>	消防機関との協力による消火活動 <u> </u>	道路 <u>または水路</u> の啓開	道路 <u>または水路</u> 等の交通路上の障害物の排除	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者 <u>また</u> は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送	<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対する <u>炊飯</u> 及び給水の実施	<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>	援助物資の無償貸付 <u>または</u> 譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施	(略)	(略)	<p>県、町災害対策本部は、大規模災害<u> </u>時、<u>自衛隊による</u>連絡調整幹部等<u>の派遣を受け</u>、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。連絡調整幹部等は、県及び町並びに関係機関（警察、消防等）との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救助活動等に関する連絡・調整を実施する。</p> <p>第4. 派遣部隊の活動内容 2. 災害派遣時に実施する救援活動等 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動<u> </u></td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難者の誘導、輸送等</td> </tr> <tr> <td><u>要救助者等の捜索</u>救出<u> </u>活動</td> <td><u>要救助者</u>、行方不明者、負傷者等の捜索、<u>救出</u>・救助活動</td> </tr> <tr> <td>水防活動（消防団）</td> <td>土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動<u> </u></td> <td>消防機関との協力による消火活動<u>(空中消火を含む)</u></td> </tr> <tr> <td>道路<u> </u>の啓開</td> <td>道路<u> </u>等の交通路上の障害物の排除</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者<u>又</u>は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送</td> </tr> <tr> <td><u>給食</u>及び給水</td> <td>被災者に対する<u>給食</u>及び給水の実施</td> </tr> <tr> <td><u>入浴支援</u></td> <td><u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></td> </tr> <tr> <td>援助物資の無償貸付<u>又</u>は譲与</td> <td>「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限 (略)</p>	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 <u> </u>	避難の援助	避難者の誘導、輸送等	<u>要救助者等の捜索</u> 救出 <u> </u> 活動	<u>要救助者</u> 、行方不明者、負傷者等の捜索、 <u>救出</u> ・救助活動	水防活動（消防団）	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動	消防活動 <u> </u>	消防機関との協力による消火活動 <u>(空中消火を含む)</u>	道路 <u> </u> の啓開	道路 <u> </u> 等の交通路上の障害物の排除	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者 <u>又</u> は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送	<u>給食</u> 及び給水	被災者に対する <u>給食</u> 及び給水の実施	<u>入浴支援</u>	<u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u>	援助物資の無償貸付 <u>又</u> は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施	(略)	(略)	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動、 <u>被害状況の把握</u>																																																		
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																		
<u>遭難等の救出・救助及び捜索</u> 活動	<u> </u> 行方不明者、負傷者等の捜索、 <u> </u> 救助活動																																																		
水防活動（消防団）	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動																																																		
消防活動 <u> </u>	消防機関との協力による消火活動 <u> </u>																																																		
道路 <u>または水路</u> の啓開	道路 <u>または水路</u> 等の交通路上の障害物の排除																																																		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動																																																		
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者 <u>また</u> は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送																																																		
<u>炊飯</u> 及び給水	被災者に対する <u>炊飯</u> 及び給水の実施																																																		
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>																																																		
援助物資の無償貸付 <u>または</u> 譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施																																																		
(略)	(略)																																																		
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動 <u> </u>																																																		
避難の援助	避難者の誘導、輸送等																																																		
<u>要救助者等の捜索</u> 救出 <u> </u> 活動	<u>要救助者</u> 、行方不明者、負傷者等の捜索、 <u>救出</u> ・救助活動																																																		
水防活動（消防団）	土嚢作成、運搬、積み込み等の水防活動																																																		
消防活動 <u> </u>	消防機関との協力による消火活動 <u>(空中消火を含む)</u>																																																		
道路 <u> </u> の啓開	道路 <u> </u> 等の交通路上の障害物の排除																																																		
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動																																																		
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者 <u>又</u> は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送																																																		
<u>給食</u> 及び給水	被災者に対する <u>給食</u> 及び給水の実施																																																		
<u>入浴支援</u>	<u>入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u>																																																		
援助物資の無償貸付 <u>又</u> は譲与	「防衛庁所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施																																																		
(略)	(略)																																																		

	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、<u>また</u>は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民<u>また</u>は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。 ●通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置をとること。 <p>184 第5. 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>4. 作業内容の調整</p> <p><u>知事</u>、町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。</p> <p>5. 臨時ヘリポートの指定</p> <p>(略)</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、<u>又</u>は土石、竹木その他の物件を使用・収用すること。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●住民<u>又</u>は現場にある者を応急措置の業務に従事させること。 ●通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置<u>をとること</u>。 <p>第5. 派遣部隊の受入れ体制</p> <p>4. 作業内容の調整</p> <p>_____町長及び各防災関係機関の長は、自衛隊の活動が他の災害救助・復旧機関と競合又は重複しないよう、重点的かつ効率的な作業分担となるよう配慮する。</p> <p>5. 臨時ヘリポートの指定</p> <p>(略)</p> <p><u>着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
185	<p>第6. 派遣部隊の撤収</p> <p>町長は、他の機関をもって対処できる状況になり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。</p> <p>撤収要請は、<u>とりあえず</u>電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。</p> <p>災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。</p>	<p>第6. 派遣部隊の撤収</p> <p>町長は、他の機関をもって対処できる状況になり、派遣部隊の救援を要しない状態となったときは、派遣部隊の撤収について派遣部隊の長と協議し、撤収について知事等に要請する。</p> <p>撤収要請は、_____電話等をもって報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。</p> <p>災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合、又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

186	<p>第1 1 節 相互応援活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震</u>災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。</p> <p>第2. 市町村間の相互応援活動</p> <p>1. 他の市町村長に対する応援の要請</p> <p>町長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。</p> <p><u> </u> 応援を求められた<u>市町村</u>は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p><u>県は、必要があると認めるときは、</u> 応急措置の実施について、<u> </u> 必要な指示し、または、他の市町村を応援すべきことを指示する。</p> <p>(略)</p>	<p>第1 1 節 相互応援活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u> </u> 災害等において、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。</p> <p>第2. 市町村間の相互応援活動</p> <p>1. 他の市町村長に対する応援の要請</p> <p>町長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求める。</p> <p><u>町は、</u> 応援を求められた<u>場合</u>は、災害応急対策のうち、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行う。災害応急対策の実施については、応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動する。</p> <p><u>町は、</u> <u> </u> 応急措置の実施について、<u>県より</u> 必要な指示<u>を受ける</u><u> </u>。</p> <p>(略)</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>
187	<p>3. 応援体制の確保</p> <p>県内で大規模<u>地震</u>災害が発生した<u>場合</u>、<u> </u> 被災<u>しない市町村</u>においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。</p> <p>第3. 消防機関の相互応援活動</p> <p>塩釜地区消防事務組合消防本部は、大規模災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」(<u>平成16年4月15日施行</u>)に基づき消防相互応援活動を行う。</p>	<p>3. 応援体制の確保</p> <p>県内で大規模<u> </u> 災害が発生し<u> </u>、<u>町が被災していない場合</u>においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。</p> <p>第3. 消防機関の相互応援活動</p> <p>塩釜地区消防事務組合消防本部は、大規模災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」及び「宮城県広域消防応援基本計画」<u> </u>に基づき消防相互応援活動を行う。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

188

第5. 広域的な応援体制

1. 職員派遣の要請

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。また、県は、必要に応じて職員の派遣に係るあっせんを行う。

2. 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

県は、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合にはは、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部を行う。

(2) 指定行政機関の長等による応急措置の代行

指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長は、災害の発生により町及び県がその全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合にはは、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部を行う。

189

《応急措置の代行権限の概要》

項目	町に代わり代行できる権限	
	県	指定行政機関の長 <u>または</u> 指定地方行政機関の長
(略)	(略)	(略)

第6. 受入れ体制の確保

県、町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

第5. 広域的な応援体制

1. 職員派遣の要請

町は、必要な場合、関係指定地方行政機関又は関係指定公共機関に対し、職員の派遣を要請する。_____

2. 応急措置の代行

(1) 県による応急措置の代行

町は、災害の発生により_____全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部の代行を県に依頼する。

(2) 指定行政機関の長等による応急措置の代行

_____ 町は、災害の発生により町及び県が_____全部又は大部分の事務を行う事が不可能となった場合には、応急措置を実施するため町に与えられた権限により実施すべき応急措置のうち、以下の全部又は一部の代行を指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に依頼する。

《応急措置の代行権限の概要》

項目	町に代わり代行できる権限	
	県	指定行政機関の長 <u>又は</u> 指定地方行政機関の長
(略)	(略)	(略)

第6. 受入れ体制の確保

_____町は、応援の内容、人員、到着日時、場所、活動日程等を確認し、防災拠点等において、必要となる資機材、施設等を確保し、円滑かつ効果的な応援活動が実施できる受入れ体制を整備する。

記述の適正化

記述の適正化

記述の適正化

	<p>(略)</p> <p>第7. 他県等への応援体制</p> <p><u>県及び</u>町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第7. 他県等への応援体制</p> <p><u> </u>町は、大規模な災害の発生を覚知した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整える。</p> <p><u>応援職員の派遣に当たっては、感染症対策のため派遣職員の健康管理やマスク着用を徹底する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
191	<p>第12節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震</u>災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣<u>など</u>の支援の申し出があった場合、県と十分連絡調整を図りながら対応する。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第12節 海外からの支援の受入れ</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u> </u>災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣<u>等</u>の支援の申し出があった場合、県と十分連絡調整を図りながら対応する。</p> <p><u>第3. 救援内容の確認</u></p> <p><u>海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、県と調整を図りながら対応する。</u></p> <p><u>1. 救援隊の派遣内容</u></p> <div data-bbox="1126 959 1939 1082" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●協力内容、人数、派遣日程 ●受入れ方法 ●案内、通訳の必要性 </div> <p><u>2. 救援物資の内容</u></p> <div data-bbox="1126 1161 1939 1284" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●品名、数量 ●輸送手段、ルート ●到着予定 </div> <p><u>第4. 関係機関との協力体制</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

		<p>海外から救援隊派遣や救援物資の受入れについて、県及び警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。</p>	
192	<p>第13節 避難活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切な避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに</p> <p>避難所を開設し、</p> <p>管理運営にあたるものとする。</p> <p>2. 避難勧告指示等の対象とする避難行動</p> <p>避難勧告指示等の対象とする避難行動については、これまで避難所と呼称されてきた場所に移動することのみではなく、次の全ての行動を避難行動とする。</p> <p>(1) 指定緊急避難場所への立退き移動避難</p> <p>(2) 「近隣の安全な場所」(近隣のより安全な場所・建物等)への避難</p> <p>(3) 「屋内安全確保」(その時点で居る建物内において、より安全な部屋等へ移動)</p> <p>(追加)</p>	<p>第13節 避難活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、地震が発生した場合、直ちに警戒態勢を整え、地区住民等を速やかに避難誘導させるため、適切に避難情報の発令等を行うとともに、速やかに指定緊急避難場所の開放及び指定避難所を開設し、地区住民等の安全が確保されるまでの間あるいは住家の復旧がなされるまでの間、管理運営にあたるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>2. 住民がとるべき避難行動</p> <p>地震発生時、揺れが続いている間はその場にあった身の安全確保を図り、揺れが収まってから周囲の状況等により必要に応じて、指定緊急避難場所等の安全な場所への移動などの避難行動をとる。</p> <p>なお、地震に伴う津波に対する行動については、「津波災害対策編 第3章第12節避難活動」を参照する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
193	<p>第3. 避難の勧告又は指示等</p>	<p>第3. 避難の指示等</p>	

<p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、町長は、住民に対して速やかに避難<u>勧告</u>又は<u>指示</u>を行う。</p> <hr/> <p>なお、町長は、避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむをえないときは、住民に対し、屋内安全確保等の安全措置を指示することができる。</p> <p>「<u>勧告</u>」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「<u>勧告</u>」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。</p> <p>「<u>指示</u>」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「<u>勧告</u>」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものをいう。</p> <p>1. 避難<u>勧告、指示</u>、の指示等を行う者</p> <p><u>避難の勧告または指示を行う</u>権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <p>(1) 避難<u>勧告、</u>の指示等を行う者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●知事又はその命を受けた県職員（水防法第 22 条、地すべり等防止法第 25 条）</p> <p>(略)</p> </div>	<p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大防止のため必要と認められる場合、町長は、住民に対して速やかに避難<u>情報</u>の<u>発令</u>を行う。<u>避難の指示等を行うに当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行う。</u></p> <p>(追加)</p> <p>1. 避難_____の指示等を行う者</p> <p><u>避難の指示等を行うべき</u>権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である町長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第 63 条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <p>(1) 避難_____の指示等を行う者</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●知事又はその命を受けた県職員（水防法第 29 条、地すべり等防止法第 25 条）</p> <p>(略)</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
---	---	---

194	<p>2. 町長・知事の役割</p> <p>町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命、<u>身体に危険</u>が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難の<u>勧告</u>又は指示を行う。また、避難の<u>勧告</u>又は指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく<u>ものとする</u>。</p> <p><u>知事は</u>、災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって<u>_____</u>避難の<u>勧告</u>又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町<u>から求めがあった場合には</u>、避難指示<u>又は避難勧告</u>の対象地域、判断時期等について<u>_____</u>助言<u>するものとする</u>。</p> <p>3. 高潮等に係る指示</p> <p><u>知事</u>は、洪水若しくは高潮の氾濫による著しい危険が切迫している場合、速やかに<u>町長に状況を伝達する</u>。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。</p> <p>4. 警察の役割</p> <p>警察<u>官</u>は、生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。<u>町</u>警察署長は、町長が行う避難の<u>勧告</u>又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。</p> <p>警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の<u>勧告</u>、指示がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>5. 宮城海上保安部の役割</p> <p>海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認める<u>場合</u>、又は町長から要請があった<u>場合</u>、町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認める<u>場合</u>、船</p>	<p>2. 町長・知事の役割</p> <p>町長は、大規模災害等に起因して住民等の生命、<u>身体に危険</u>が及ぶと認められる場合、危険区域の住民に対し、速やかに避難の<u>_____</u>指示を行う。また、避難の<u>_____</u>指示を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく<u>_____</u>。</p> <p><u>_____</u>災害の発生により町がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合、町長に代わって<u>知事が</u>避難の<u>_____</u>は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。また、町<u>_____</u>は、避難指示<u>_____</u>の対象地域、判断時期等について<u>県に</u>助言<u>を求める</u>。</p> <p>3. 高潮等に係る指示</p> <p><u>町長</u>は、洪水若しくは高潮の氾濫による著しい危険が切迫している場合、速やかに<u>知事より状況の伝達を受ける</u>。町長は、区域内の居住者に対し避難するよう指示する。</p> <p>4. 警察の役割</p> <p>警察<u>__</u>は、生命、身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は町長から要請があった場合、住民、その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる<u>_____</u>警察署長は、町長が行う避難の<u>_____</u>は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。</p> <p>警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の<u>_____</u>指示がなされた場合、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。</p> <p>5. 宮城海上保安部の役割</p> <p>海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認める<u>とき</u>又は町長から要請があった<u>とき</u>、<u>若しくは</u>町長が避難のための立ち退きを指示することができないと認める<u>と</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	---	---	---

195	<p>舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。</p> <p>第4. 避難の<u>勧告又は</u>指示の内容及び周知</p> <p>1. 避難の<u>勧告又は</u>指示等の基準</p> <p><u>火災、洪水、高潮、津波又はがけ崩れ等による災害の危険が切迫し、緊急に安全な場所へ避難させる必要があると認められる場合は、避難の勧告又は指示する。</u></p> <p>3. 避難の措置と周知</p> <p>避難の<u>勧告又は</u>指示をした者は、<u>当該地域町</u>の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに<u>町、県、警察、自衛隊、海上保安部、消防署等</u>関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>(略)</p> <p>また、住民のみならず、<u>来訪者</u>、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る<u>ほか、住民の生命、身体にかかる内容であるため、強い口調で周知することとする。</u></p> <p>なお、避難<u>勧告等</u>の周知に当たっては、<u>要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係機関への相互連絡</p> <p><u>避難の勧告または指示をした者は、速やかに町、県、警察、自衛隊、海上保安部は、関係機関等に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</u></p>	<p><u>き</u>、船舶、乗組員、旅客、住民等に対し、避難のための立ち退きの指示、その他の必要な措置をとる。</p> <p>第4. 避難の_____指示の内容及び周知</p> <p>1. 避難の_____指示等の基準</p> <p><u>町は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を町地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知する。</u></p> <p>3. 避難の措置と周知</p> <p>避難の_____指示をした者は、_____の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに_____関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 住民等への周知</p> <p>(略)</p> <p>また、住民のみならず、<u>観光客</u>、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、あらゆる伝達手段の活用を図る_____。</p> <p>なお、避難_____の周知に当たっては、<u>聴覚障害者に対しては緊急速報メール等により周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(2) 関係機関への相互連絡</p> <p>_____町、県、警察、自衛隊、海上保安部は、<u>避難の措置をとった場合においては、その内容について県、町の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	---	---

196	<p>(3) 周知内容 避難<u>勧告等</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>第5. 避難誘導 1 (略) なお、<u>避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動がかえって危険を伴う場合等やむおえを得ないと住民等自身等が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」の措置を講ずることにも留意する。</u></p> <p>2 (略) また、町は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難<u>勧告等</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る<u>ものとする</u>。</p> <p>1. 各地区の誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(4) 必要に応じ、塩釜警察署<u>長等</u>に<u> </u>避難所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。</p> </div>	<p>(3) 周知内容 避難<u>情報の発令</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、出火・盗難の予防措置、携行品その他とする。</p> <p>第5. 避難誘導 1 (略) なお、<u>地震に伴う津波については、「津波災害対策編第3章第12節避難活動」を参照する。</u></p> <p>2 (略) また、町は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難<u>情報</u>の発令等とあわせて指定緊急避難場所を開放し、住民等に対し周知徹底を図る<u> </u>。</p> <p>1. 各地区の誘導</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>(4) 必要に応じ、塩釜警察署<u> </u>に<u>指定</u>避難所等を連絡し、危険区域の警戒及び避難誘導の応援を要請する。</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
197	<p>第6. <u>一部事務組合</u>避難所の開設及び運営 (略) <u>(追加)</u> (略)</p> <p>1. 指定避難所の開設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●町は、災害による被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>設置</u>する必要があるときは、小・中学校</p> </div>	<p>第6. <u>宮城東部衛生処理組合</u>避難所の開設及び運営 (略) <u>町は、災害の規模に鑑み必要な避難所を、可能な限り当初から開設するように努める。</u> (略)</p> <p>1. 指定避難所の開設</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●町は、災害による被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならない者を保護するために指定避難所を<u>開設</u>する必要があるときは、小・中学校</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 (略)
<u>避難所における動物の適正な飼育</u>	● <u>町は、県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について協議し、適正な飼育と動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</u> (略)
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>
(略)	(略)

	避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。 (略)
<u>家庭動物への対応</u>	● <u>町は、必要に応じ、避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。</u> (略)
<u>感染症対策</u>	● <u>町は、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。また、自宅療養者等が指定避難所に避難する可能性を考慮し、保健福祉担当部局は、防災担当部局に対し、避難所の運営に必要な情報を共有する。</u> (略)
(略)	(略)

200

(3) 男女共同参画

(略)	(略)
② <u>男女</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> のニーズの違いへの配慮	● <u>町は、避難所の運営において、男女_____のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。</u> ● <u>特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別_____トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、_____巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭の_____ニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u>
<u>(追加)</u>	<u>(追加)</u>

(3) 男女共同参画

(略)	(略)
② <u>男女及び性的マイノリティ(LGBT等)</u> <u>_____</u> <u>_____</u> <u>_____</u> のニーズの違いへの配慮	● <u>町は、避難所の運営において、男女及び性的マイノリティ(LGBT等)のニーズの違い等に_____に配慮する。</u> ● <u>特に、生理用品、サニタリーショーツ、紙おむつ、粉ミルク、哺乳ビン、離乳食等の物資提供、女性専用の物干し場、仕切り、更衣室、授乳室、入浴設備の設置、男女別及び多目的トイレの確保や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難所における乳幼児のいる家庭用エリアの設定又は専用避難所・救護所の確保、乳幼児が安全に遊べる空間の確保、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザー配布等による安全性の確保など、女性や子育て家庭等多様な_____ニーズに配慮した避難所の運営に努める。</u>
③ <u>女性・子供等への配慮</u>	● <u>町は、指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性</u>

「宮城県地域防災計画」の修正

201	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 148 459 279"></td> <td data-bbox="459 148 1108 279"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="264 279 459 359">③運営参加者への配慮</td> <td data-bbox="459 279 1108 359">(略)</td> </tr> </table>			③運営参加者への配慮	(略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1108 148 1303 279"></td> <td data-bbox="1303 148 1953 279"> <u>や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 279 1303 359">④運営参加者への配慮</td> <td data-bbox="1303 279 1953 359">(略)</td> </tr> </table>		<u>や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u>	④運営参加者への配慮	(略)	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
③運営参加者への配慮	(略)										
	<u>や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。</u>										
④運営参加者への配慮	(略)										
202	<p><u>(追加)</u></p> <p>(7) 避難所の閉鎖</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第7. 避難長期化への対処</p> <p>1. 町の対応</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="264 1236 1108 1412"> (略) (2) 避難生活が長期化する場合、<u>避難者の自立への意志を尊重するため、避難者自身による自主的な管理・運営が行われるよう促す。</u> </td> </tr> </table>	(略) (2) 避難生活が長期化する場合、 <u>避難者の自立への意志を尊重するため、避難者自身による自主的な管理・運営が行われるよう促す。</u>	<p>(7) ホームレスの受入れ</p> <p><u>町は、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れるよう努める。</u></p> <p>(8) 避難所の閉鎖</p> <p>第7. 避難情報の発令等による広域避難</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1108 1236 1953 1125"> ●<u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1108 1125 1953 1236"> ●<u>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u> </td> </tr> </table> <p>第8. 避難長期化への対処</p> <p>1. 町の対応</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1108 1236 1953 1412"> (略) (2) 避難生活が長期化した場合には、<u>高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。</u> </td> </tr> </table>	● <u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</u>	● <u>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u>	(略) (2) 避難生活が長期化した場合には、 <u>高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。</u>	<p>記述の適正化</p>				
(略) (2) 避難生活が長期化する場合、 <u>避難者の自立への意志を尊重するため、避難者自身による自主的な管理・運営が行われるよう促す。</u>											
● <u>町は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、当該町の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については当該市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議することができる。</u>											
● <u>町は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。</u>											
(略) (2) 避難生活が長期化した場合には、 <u>高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。</u>											

<p>(略)</p> <p>(4) <u>高齢者、障害者など要配慮者の利用に配慮した設備の整備に努める。</u></p> <p>(5) 町は、 _____</p> <p>_____避難者の健全な住生活の早期確保のために、_____応急仮設住宅の迅速な提供や既存住宅の<u>斡旋</u>、活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(6) 災害の規模、被災者の避難・<u>収容</u>状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等<u>への収容</u>が必要であると判断した場合は、県内 _____ 市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。また、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を<u>要請する</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>(3) 避難者のプライバシーが極力守られるよう、部屋の割り当て等を行うとともに、段ボールや板等、たとえ簡単なものであっても仕切りとなるようなものを支給するよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(4) 町は、<u>災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。また、災害の規模等に鑑みて、</u>避難者の健全な住生活の早期確保のために、<u>必要に応じ、</u>応急仮設住宅の迅速な提供、<u>公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な</u>既存住宅の<u>あっせん</u>、活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(5) 災害の規模、被災者の避難<u>及び受入れ</u>状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等<u>での受け入れ</u>が必要であると判断した場合は、県内の<u>他の</u>市町村への受入れについては当該市町村と直接協議する。また、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を<u>求める</u>。</p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
<p>2. 県の対応</p> <p>県は、町から<u>広域一時滞在のための</u>協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがない<u>_____</u>ときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。</p> <p>第8. 帰宅困難者対策</p> <p>1. 一斉帰宅抑制に関する対応</p> <p><u>県及び</u>町は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等<u>など</u>関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。</p> <p>(略)</p>	<p>2. 県の対応</p> <p>県は、町から _____ 協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行う。また、町の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、町からの要求を待ついとまがない<u>と認められる</u>ときは、町の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を町に代わって行う。</p> <p>第9. 帰宅困難者対策</p> <p>1. 一斉帰宅抑制に関する対応</p> <p>_____町は、災害発生直後の一斉帰宅行動を抑制するため、住民、企業、学校等 _____ 関係機関に対し、国と連携して、テレビやラジオ放送などを通じ、むやみに移動を開始せず、職場や学校等などの施設内に留まるよう広報を行う。</p> <p>(略)</p>	

<p>203</p>	<p>(3) 大規模集客施設等の対応 (略) なお、男女<u>別</u>のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。</p> <p>2. 帰宅困難者への情報提供 <u>県及び</u>町は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>(3) 大規模集客施設等の対応 (略) なお、男女<u>及び性的マイノリティ (LGBT等)</u> <u>ごと</u>のスペースの確保等にも留意するとともに、要配慮者に対しては、特に十分な配慮を行い、対応するよう努める。</p> <p>2. 帰宅困難者への情報提供 <u> </u>町は、地震・津波に関する情報、交通機関の状況などについて、テレビ・ラジオ放送や携帯電話、ホームページなどを活用し、情報提供を行う。 (略)</p> <p><u>第10. 孤立集落の安否確認対策</u> <u>1. 通信手段の確保</u> <u>町は、居住地又は避難場所が、道路の寸断、土地の水没等により孤立化した場合、固定電話、携帯電話、防災無線、衛星携帯電話等の通信手段により住民自らが安否情報を発信するよう周知を図る。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>204</p>	<p><u>第9. 広域避難者への支援</u></p> <p><u>第10. 在宅避難者への支援</u> 1. 生活支援の実施 <u>県及び</u>町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。</p>	<p><u>2. 通信手段途絶時の対応</u> <u>孤立した地域の住民は、断線、バッテリー切れ、機械の故障等により通信手段が使用不可能な場合であっても、旗をたてる、シートを広げる、焚き火により煙をたてる等の手段により、生存の証を伝えるよう努める。</u></p> <p><u>第11. 広域避難者への支援</u></p> <p><u>第12. 在宅避難者への支援</u> 1. 生活支援の実施 <u> </u>町は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行う。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

205	<p>それらの支援は町内会や社会福祉協議会<u>など</u>共助に基づくネットワークを主体として進める。</p> <p>また、<u>県及び</u>町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>第11. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>第12. 避難所以外への避難者の誘導</p>	<p>それらの支援は町内会や社会福祉協議会<u>等</u>共助に基づくネットワークを主体として進める。</p> <p>また、<u> </u>町は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</p> <p>第13. 学校・社会福祉施設等における避難対策</p> <p>第14. 避難所以外への避難者の誘導</p>	記述の適正化 記述の適正化
207	<p>第14節 応急仮設住宅等の確保 第1. 目的 大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けられない。このため、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設</u>住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、<u> </u>さらには被災住宅の応急<u>処置</u>等を積極的に実施する。</p> <p>第2. 応急仮設住宅（プレハブ仮設建設型応急住宅）の整備と維持管理 町は、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設</u>住宅）の整備にあたり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合においては、県からの<u>委任</u>を受け、町自ら建設する。</p>	<p>第14節 応急仮設住宅等の確保 第1. 目的 大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長時間にわたることは避けられない。このため、応急仮設住宅（<u>建設型応急</u>住宅）の整備をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、<u>民間賃貸住宅の活用</u>、さらには被災住宅の応急<u>修理</u>等を積極的に実施する。</p> <p>第2. 応急仮設住宅（プレハブ仮設建設型応急住宅）の整備と維持管理 町は、応急仮設住宅（<u>建設型応急</u>住宅）の整備にあたり、安全な用地を確保するとともに、県が直接整備することが困難な場合においては、県からの<u>委託</u>を受け、町自ら建設する。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正
208	<p>第3. 応急仮設住宅の供与 2. 応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設</u>住宅）の管理 応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設</u>住宅）の管理は、県が町に委託し、町長が行う。</p> <p>(1) 管理体制 県は応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設</u>住宅）の適切な管理運営</p>	<p>第3. 応急仮設住宅の供与 2. 応急仮設住宅（<u>建設型応急</u>住宅）の管理 応急仮設住宅（<u>建設型応急</u>住宅）の管理は、県が町に委託し、町長が行う。</p> <p>(1) 管理体制 県は応急仮設住宅（<u>建設型応急</u>住宅）の適切な管理運営を</p>	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正

<p>210</p>	<p>を行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の所在地である<u>市町村</u>に管理を委任する。町長に委任した場合は、知事と町長との間で、管理委託<u>契約</u>を締結する。</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p><u>県及び町</u>は、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり<u>など</u>を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）入居者によるコミュニティ<u>ー</u>の形成と<u>自治会</u>の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>第4. 公営住宅の活用等</p> <p>2. 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（<u>プレハブ仮設住宅</u>）の整備には一定期間が必要となる。このため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>県は、協定を締結している不動産関係団体の協力のもと、町と連携を図りながら、応急仮設住宅としての民間賃貸住宅の借上げによる供与を積極的に行っていくこと</u>としていることから、町はこれに協力し、被災者の、<u>り災状況</u>の把握や相談窓口としての対応を行う。</p> <p><u>また、民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の特性として、被災者が県内に分散することになるため、情報過疎や様々な支援が行き渡らないといった状況に陥らないように、全国避難者情報システムへの登録の呼びかけを徹底するなど、被災者の</u></p>	<p>行うものとするが、状況に応じて、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の所在地である<u>町</u>に管理を委託する。町長に委託した場合は、知事と町長との間で、管理委託<u>協定</u>を締結する。</p> <p>(2) 維持管理上の配慮事項</p> <p><u>町</u>は、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の維持管理に当たっては、安心・安全を確保するため、消防、警察との連携を図り、孤独死や引きこもり<u>等</u>を防止するための心のケアや家庭動物の受入れのルール、必要に応じてNPOやボランティアとの連携・協力を得ながら、応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）入居者によるコミュニティ<u>ー</u>の形成と<u>行政区</u>の設立・運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。</p> <p>第4. 公営住宅の活用等</p> <p>2. 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>災害救助法に基づく応急仮設住宅（<u>建設型応急住宅</u>）の整備には一定期間が必要となる。このため、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、<u>既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する</u>としていることから、町はこれに協力し、被災者の<u>罹災程度</u>の把握や相談窓口としての対応を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
------------	---	---	---

	<p><u>避難先の把握に努める。</u> (略)</p> <p>第6. 住宅の応急修理 災害救助法が適用された災害により、住<u>宅</u>が半焼<u>また</u>は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行うものとする。</p> <p>1. 対象 応急修理の対象は、半焼<u>また</u>は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住<u>宅</u>で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。<u>(具体的には、生活保護法の被保護者並びに要保護者、特定の資産のない高齢者、障害者等)</u></p>	<p>(略)</p> <p>第6. 住宅の応急修理 災害救助法が適用された災害により、住<u>家</u>が半焼<u>又</u>は半壊の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所に手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急処理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行うものとする。</p> <p>1. 対象 応急修理の対象は、半焼<u>又</u>は半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない住<u>家</u>で、自らの資力をもってしては修理ができない者とする。<u>_____</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																																
212	<p>第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1" data-bbox="286 837 1102 1005"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>支援</u>物資の受入れ、配分</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 町は、大規模地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、<u>_____</u>被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。 なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、<u>夏季・冬</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>支援</u> 物資の受入れ、配分	○			(略)				<p>第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <table border="1" data-bbox="1133 837 1948 1005"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●<u>義援</u>物資の受入れ、配分</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第1. 目的 町は、大規模地震災害時における住民の基本的な生活を確保するため、<u>物資調達・輸送調整等支援システム等を活用し備蓄状況の確認を行うとともに、</u>被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要望や避難所で不足している物資等を的確に把握し、関係団体等との連携を図りながら迅速、かつ、円滑な調達・供給活動を行う。 なお、被災状況の程度や、避難の長期化に伴うニーズの変化等を踏まえ、時宜を得た物資の調達に配慮するとともに、<u>避難所に</u></p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				● <u>義援</u> 物資の受入れ、配分	○			(略)				<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
● <u>支援</u> 物資の受入れ、配分	○																																		
(略)																																			
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																																
(略)																																			
● <u>義援</u> 物資の受入れ、配分	○																																		
(略)																																			

季の季節など被災地の実情被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

(略)

第2. 食料

1. 食料の調達・供給

(略)

(追加)

2. 米穀および乾パン

(1) 調達

県は、災害が発生した場合、またはそのおそれがある場合において、町の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）または乾パンを調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県または町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

応急用米穀	(略) <u>(追加)</u>
災害救助用米穀	(略) ●町は、

おける感染症対策に必要な物資をはじめ、暑さ・寒さ対策としての空調等被災地の実情被災地の実情を考慮して調達・確保を行う。

(略)

第2. 食料

1. 食料の調達・供給

(略)

日持ちしないなど備蓄に適さない食料や、全ての必要数を備蓄することが困難な物資、発災から一定時間経過後に必要な物資等については、関係事業者等との協定により調達を図るなどして、確保する。また、町は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

2. 米穀および乾パン

(1) 調達

町は、非常災害時に、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、県へ申請をし、農林水産省の支援を得て給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という。）を調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、町は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）に基づき、政府所有の米穀（以下「災害救助用米穀」という。）を調達する。

応急用米穀	(略) ●町は、 <u>必要な応急用米穀の数量等について県へ申請する。</u>
災害救助用米穀	(略) ●町は、 <u>必要な災害救助用米穀の数量等について県へ申請する。</u>

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適
正化

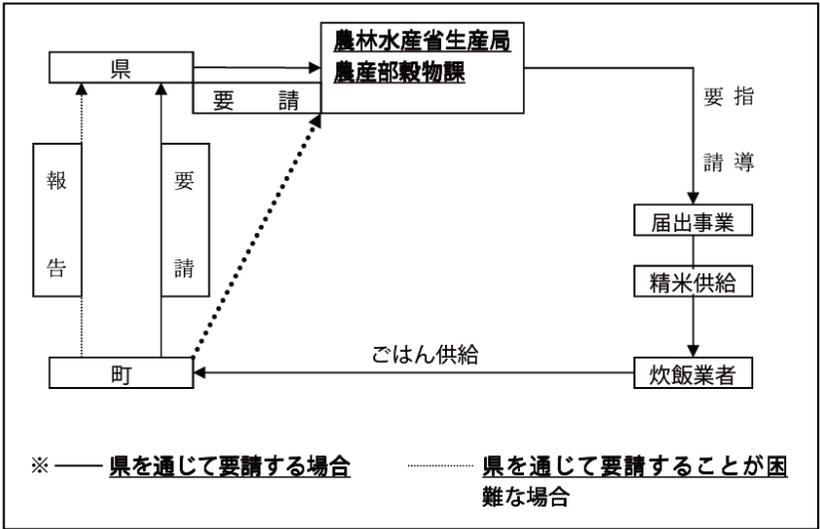
213

	(略)
(2) 供給	
応急用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ●県は、<u> </u>農林水産省から直接購入した応急用米穀を町に供給する。 ●町は、県から供給を受けた応急用米穀または届出事業者から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 <p>(略)</p>
(略)	(略)
供給数量	● 応急用米穀及び災害救助用米穀 についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき 県及び東北農政局食糧部 が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

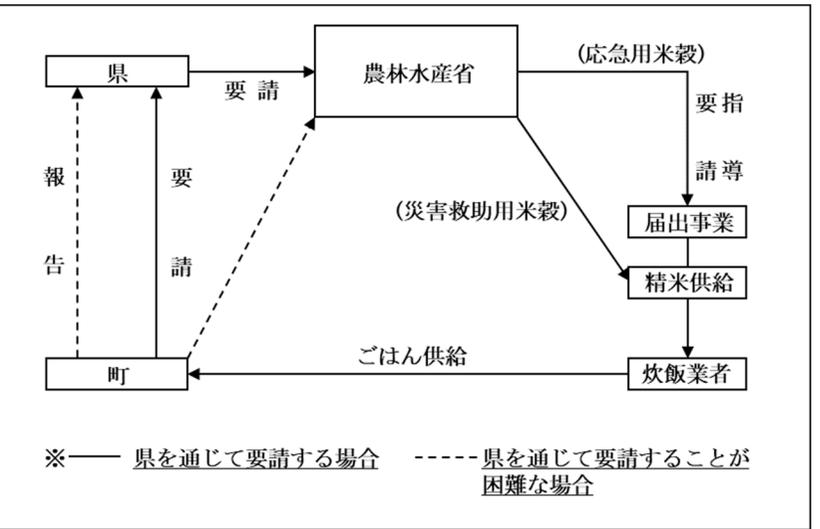
	(略)
(2) 供給	
応急用米穀	<ul style="list-style-type: none"> ●町は、県より農林水産省から直接購入した応急用米穀の供給を受ける。 ●町は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。 <p>(略)</p>
(略)	(略)
供給数量	● 応急用米穀及び災害救助用米穀 についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、町の要請に基づき 県 が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。

214

《緊急時における食料（精米）の供給体制略図》



《緊急時における食料（精米）の供給体制略図》



216	<p>(3) 県への報告</p> <p>①町は、供給を受けた米穀（応急用米穀）、<u>乾パンの全体</u>の数量等について、県に報告する。 (略)</p> <p>6. 炊き出しの実施 <u>(追加)</u></p>	<p>(3) 県への報告</p> <p>①町は、供給を受けた米穀（応急用米穀）_____の数量等について、県に報告する。 (略)</p> <p>6. 炊き出しの実施 <u>町は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難するなど炊事のできない者に対し、炊き出しその他による食料の供与を行う。</u></p>	記述の適正化																																				
217	<p>7. 給食基準 (2) 町の対応</p> <p>《一人あたりの供給数量》</p> <table border="1" data-bbox="273 678 1093 928"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>乾パン</u></td> <td><u>1食あたり 1包(100g入)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 主要食料政府指定倉庫</p> <table border="1" data-bbox="273 1008 1093 1133"> <thead> <tr> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台農業協同組合 七ヶ浜支店</td> <td>東宮浜字東兼田 35-6 <u>(遠山4丁目1-5)</u></td> <td><u>022-357-4521</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>乾パン</u>	<u>1食あたり 1包(100g入)</u>	(略)	(略)	倉庫名	所在地	電話番号	仙台農業協同組合 七ヶ浜支店	東宮浜字東兼田 35-6 <u>(遠山4丁目1-5)</u>	<u>022-357-4521</u>	<p>7. 給食基準 (2) 町の対応</p> <p>《一人あたりの供給数量》</p> <table border="1" data-bbox="1124 678 1944 928"> <thead> <tr> <th>品 目</th> <th>基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>8. 主要食料政府指定倉庫</p> <table border="1" data-bbox="1124 1008 1944 1133"> <thead> <tr> <th>倉庫名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仙台農業協同組合 七ヶ浜支店</td> <td>東宮浜字東兼田 35-6 <u>(葛蒲田浜字林合 4-1)</u></td> <td><u>022-762-6237</u></td> </tr> </tbody> </table>	品 目	基準	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	(略)	(略)	倉庫名	所在地	電話番号	仙台農業協同組合 七ヶ浜支店	東宮浜字東兼田 35-6 <u>(葛蒲田浜字林合 4-1)</u>	<u>022-762-6237</u>	記述の適正化
品 目	基準																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
<u>乾パン</u>	<u>1食あたり 1包(100g入)</u>																																						
(略)	(略)																																						
倉庫名	所在地	電話番号																																					
仙台農業協同組合 七ヶ浜支店	東宮浜字東兼田 35-6 <u>(遠山4丁目1-5)</u>	<u>022-357-4521</u>																																					
品 目	基準																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
(略)	(略)																																						
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																						
(略)	(略)																																						
倉庫名	所在地	電話番号																																					
仙台農業協同組合 七ヶ浜支店	東宮浜字東兼田 35-6 <u>(葛蒲田浜字林合 4-1)</u>	<u>022-762-6237</u>																																					
219	<p>第4. 生活物資</p> <p>被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を行う。 _____ _____ _____</p>	<p>第4. 生活物資</p> <p>被災者に対し、衣料、生活必需品等を供給する必要があるとき、その確保と的確な配給を行う。<u>供給する物資の選定に当たっては、要配慮者、女性や子育て家庭の避難生活、アレルギー対策、避難生活の長期化における栄養バランス等について配慮する。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正																																				

<p>220</p>	<p>(略)</p> <p>4. 日本赤十字社宮城県支部の活動 日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、<u>日用品</u>セット、<u>_____</u></p> <p><u>お見舞い品セットを、本社、並びに全国の支部、地区・分区で備蓄し、必要に応じて、配分する。</u> <u>なお、にあたっては、県や市町村、災害ボランティア等の協力も。</u></p> <p>第5. <u>支援</u>物資の受入れ、配分</p> <p>1. <u>支援</u>物資の受入れ</p> <p>(1) <u>支援</u>物資の受入れ窓口の設置 町は、<u>支援</u>物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、日本赤十字社宮城県支部<u>など</u>の関係機関と相互に連携を図り<u>_____</u>、<u>支援</u>物資受入れ窓口を設置する。</p> <p>(3) <u>支援</u>物資の募集 <u>(追加)</u></p> <p><u>団体・企業等からの支援物資は、品目及び数量が明確であり配分作業が円滑できるため、団体・企業等に優先的に働きかけを行う。</u></p> <p><u>町及び関係機関は、必要な物資を明確にし、報道機関等と連携し、支援物資の募集を行う。</u></p> <p>2. <u>支援</u>物資の配分 <u>支援</u>物資の配分に<u>あ</u>たっては、町及び関係機関との間で調整</p>	<p>(略)</p> <p>4. 日本赤十字社宮城県支部の活動 日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、<u>携帯ラジオなどが入った緊急</u>セット、<u>キャンピングマットなどが入った安眠</u>セットを備蓄し、被災者のニーズに応じて、<u>遅滞なく配分する。</u></p> <p><u>町内の備蓄分で不足する場合は、日本赤十字社各都道府県支部と調整する。</u></p> <p><u>町は、配分受給に当たって _____ 県や _____ 災害ボランティア等の協力を得ながら行う。</u></p> <p>第5. <u>義援</u>物資の受入れ、配分</p> <p>1. <u>義援</u>物資の受入れ</p> <p>(1) <u>義援</u>物資の受入れ窓口の設置 町は、<u>義援</u>物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合、日本赤十字社宮城県支部<u>等</u>の関係機関と相互に連携を図り<u>ながら</u>、<u>義援</u>物資受入れ窓口を設置し、<u>義援物資の募集及び受入れを開始する。</u></p> <p>(3) <u>義援</u>物資の募集 <u>報道機関等と連携し、義援物資の受入れ方法等について広報・周知を図る。</u></p> <p><u>なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入れ方法については、品目及び数量を事前に限定し、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. <u>義援</u>物資の配分 <u>義援</u>物資の配分に<u>当</u>っては、町及び関係機関との間で調整を</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>221</p>	<p><u>支援</u>物資の配分に<u>あ</u>たっては、町及び関係機関との間で調整</p>	<p><u>義援</u>物資の配分に<u>当</u>っては、町及び関係機関との間で調整を</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p>を行い、必要に応じボランティア団体等の協力も得ながら、物資の仕分け、配分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>支援物資の配送・管理に<u>あ</u>たっては、_____宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。</p> <p>第6. 燃料の調達・供給</p> <p>1. 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害<u>発</u>生時に応急対策の実施及び<u>県</u>民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、<u>県</u>民生活の維持に努める。 _____</p> <p>2. 重要施設への供給</p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>を行い、必要に応じボランティア団体等の協力も得ながら、物資の仕分け、配分を行う。</p> <p>(略)</p> <p>支援物資の配送・管理に<u>当</u>たっては、<u>(公社)</u>宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請し、資機材や人材、ノウハウ等を活用することで、的確に行う。</p> <p>第6. 燃料の調達・供給</p> <p>1. 燃料の調達、供給体制の整備</p> <p>県は、災害_____時に応急対策の実施及び<u>住</u>民生活の維持や必要な施設及び車両への燃料供給が滞らないよう、県石油商業協同組合と締結した「災害時における支援協力に関する協定」及び石油連盟と締結した覚書の活用、必要に応じた国等への確保要請などにより、燃料の供給を図る。また、被災状況の程度に応じて国等へ緊急用燃料の確保を要請し、<u>住</u>民生活の維持に努める。<u>このとき、被災市町村が複数にまたがる場合は、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u></p> <p>2. 重要施設への供給</p> <p>(略)</p> <p><u>なお、必要量の確保が困難な場合は、燃料調達シートに必要事項を記入し、政府緊急対策本部に対し、緊急供給要請を行う。</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																								
224	<p>第17節 ボランティア活動</p> <table border="1" data-bbox="275 1161 1090 1286"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●NPO / NGOとの連携</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 一般ボランティア</p> <p>1. 災害ボランティアセンターの設置</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●NPO / NGOとの連携	○			<p>第17節 ボランティア活動</p> <table border="1" data-bbox="1122 1161 1937 1286"> <thead> <tr> <th>重点項目</th> <th>行政</th> <th>住民・地域</th> <th>民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●NPO・NGOとの連携</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第2. 一般ボランティア</p> <p>1. 災害ボランティアセンターの設置</p>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	(略)				●NPO・NGOとの連携	○			<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
(略)																											
●NPO / NGOとの連携	○																										
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
(略)																											
●NPO・NGOとの連携	○																										

ボランティアの受け入れ調整組織としては、七ヶ浜町社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアセンターを設置するものとし、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。また、町及び社会福祉協議会は、地元や外部から被災地入りしているNPO _____ 等との連携を図るとともに、中間支援組織（ _____ ボランティア 団体・NPO 等の活動支援や これらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。 _____

_____ これ _____ により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

2. 支援

(1) 災害ボランティアセンター設置の支援

町は、ボランティアの受入れに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3. 専門ボランティア

《主な受入れ項目》

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| ●救護所等での医療、看護、保健予防 | ●外国人のための通訳 |
| ●被災建築物の応急危険度判定 | ●被災者へのメンタルヘルスケア |
| ●被災宅地の危険度判定 | ● <u>避難行動要支援者</u> 等への介護 |

ボランティアのコーディネート調整組織としては、七ヶ浜町社会福祉協議会が中心となって、災害ボランティアセンターを設置し、町、県相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、NPO・ボランティア等とも連携を図り、活動を展開する。この際、町は社会福祉協議会 _____、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO・ボランティア等との連携を図るとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア _____ 等の活動支援や _____ 活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみ等の収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携の取れた支援活動を展開するよう努める。

ボランティアのコーディネートに際しては、活動中の安全が確保されるよう配慮するとともに、ボランティアに対し注意喚起を行う。

2. 支援

(1) 災害ボランティアセンター設置の支援

町は、ボランティアのコーディネートに際して、老人介護や外国人との会話力等のボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮するとともに、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供するなど、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める。

第3. 専門ボランティア

《主な受入れ項目》

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ●救護所等での医療、看護、保健予防 | ●外国人のための通訳 |
| ●被災建築物の応急危険度判定 | ●被災者へのメンタルヘルスケア |
| ●被災宅地の危険度判定 | ● <u>高齢者、障害者</u> 等への介護 |

計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

225

226	<p>●防災関係施設診断 ●その他専門的知識が必要な業務</p> <p>第5. NPO/NGOとの連携 <u>県及び</u>町は、一般ボランティアの<u>受け入れ</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>連携組織</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	<p>●防災関係施設診断 ●その他専門的知識が必要な業務</p> <p>第5. NPO・NGOとの連携 <u>_____</u>町は、一般ボランティアの<u>コーディネート</u>体制づくりを、社会福祉協議会、NPO等<u>関係機関</u>と連携しながら行い、その他のNPOやNGOとの協働を視野に入れ、必要な調整、支援を行う。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
227	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1. 目的 大規模<u>地震</u>災害時には、特に要配慮者や<u>来訪者</u>等に対する<u>さまざま</u>な応急対策が必要となる。このため、<u>町及び、関係機関_____</u>は必要な応急対策について、速やかに実施するものとする。</p> <p>第2. 要配慮者への支援活動 (略) 町は、<u>発災</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>_____</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>1. 安全確保 (2) 社会福祉施設等以外の要配慮者 町は、予め登録された要配慮者の在宅情報に基づき、<u>_____</u>各地区の行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは七ヶ浜町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等<u>の協力を得て、在宅の要配慮者の安否確認を迅速に行うほか、必要</u>に応じ避難誘導等を行うとともに、</p>	<p>第18節 要配慮者・避難行動要支援者への支援活動</p> <p>第1. 目的 大規模<u>_____</u>災害時には、特に要配慮者や<u>旅行者</u>等に対する<u>_____</u>な応急対策が必要となる。このため、<u>町_____関係機関及び社会福祉団体</u>は必要な応急対策について、速やかに実施するものとする。</p> <p>第2. 要配慮者への支援活動 (略) 町は、<u>災害</u>時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿<u>及び個別避難計画</u>を効果的に利用し、避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。</p> <p>1. 安全確保 (2) 社会福祉施設等以外の要配慮者 町は、予め登録された要配慮者の在宅情報に基づき、<u>在宅の要配慮者の安否確認を、</u>各地区の行政区長、消防団員、自主防災組織あるいは七ヶ浜町社会福祉協議会、民生委員・児童委員、ボランティア等<u>との連携支援のもとに</u>迅速に行うほか、<u>状況</u>に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に、被災</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

228	<p>避難所等を中心に、被災による新たな要配慮者の把握に努める。</p> <p>2. 支援体制の確立と実施</p> <p>(1) 施設従事者及び必要な物資の確保</p> <p>町は、施設従事者の不足、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。</p> <p>(2) 緊急支援</p>	<p>による新たな要配慮者を把握する。</p> <p>2. 支援体制の確立と実施</p> <p>(1) 施設従事者及び必要な物資の確保</p> <p>町は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急支援を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を、同様に確保する。</p> <p>(2) 緊急支援</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>																							
	<table border="1"> <tr> <td>受け入れ可能施設の把握</td> <td>●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設を把握する。</td> </tr> <tr> <td>福祉ニーズの把握と支援の実施</td> <td>●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、団体等の協力を得て計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(追加)</td> <td>(追加)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(3) 避難所での支援</p> <table border="1"> <tr> <td>支援体制の確立</td> <td>●町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉</td> </tr> </table>	受け入れ可能施設の把握		●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設を把握する。	福祉ニーズの把握と支援の実施	●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、団体等の協力を得て計画的に実施する。	(略)	(略)	(追加)	(追加)	(略)	(略)	支援体制の確立	●町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉	<table border="1"> <tr> <td>受け入れ可能施設の把握</td> <td>●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。</td> </tr> <tr> <td>福祉ニーズの把握と支援の実施</td> <td>●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>多様な避難所の確保</td> <td>●町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </table> <p>(3) 避難所での支援</p> <table border="1"> <tr> <td>支援体制の確立</td> <td>●町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉</td> </tr> </table>	受け入れ可能施設の把握	●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。	福祉ニーズの把握と支援の実施	●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。	(略)	(略)	多様な避難所の確保	●町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。	(略)	(略)	支援体制の確立
受け入れ可能施設の把握	●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設を把握する。																									
福祉ニーズの把握と支援の実施	●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と調整の上適切な施設への入所を措置する。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、団体等の協力を得て計画的に実施する。																									
(略)	(略)																									
(追加)	(追加)																									
(略)	(略)																									
支援体制の確立	●町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティア、ガイドヘルパー、手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉																									
受け入れ可能施設の把握	●町は、関係機関と連携し、被災により要配慮者の受け入れ可能な各社会福祉施設等を把握する。																									
福祉ニーズの把握と支援の実施	●町は、要配慮者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合は、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。 ●本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等（ボランティアを含む。）を派遣、車椅子等の手配を社会福祉団体、NPO・ボランティア等の協力を得て計画的に実施する。																									
(略)	(略)																									
多様な避難所の確保	●町は、要配慮者に配慮して、被災地域以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。																									
(略)	(略)																									
支援体制の確立	●町は、要配慮者が避難所に避難した場合、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者等による援護体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉																									

229		用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もある <u>ので</u> 、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。		用品は代替が難しく、被災直後の確保が難しい面もある <u>ことから</u> 、近隣福祉施設への支援を要請するなど速やかに対処する。	「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正 「宮城県地域防災計画」の修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	専門職による相談対応	● <u>県及び町</u> は、被災地及び避難所における要配慮者 <u>等</u> に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。	● <u> </u> 町は、被災地及び避難所における要配慮者 <u> </u> に対し、災害によるショック及び避難生活の長期化に対応するため、社会福祉士、介護福祉士、児童相談員等の専門職による相談等の対応を行う。		
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	<u>(追加)</u>		<u>(4) 災害派遣福祉チームの活動</u> <u>高齢者・障害者等の災害時の福祉支援が適切に行われるよう、町は知事からの要請に応じて派遣された災害派遣福祉チームに指示を行い、NPO・ボランティア等と連携して活動を行う。</u>		
	<u>(4) 応急仮設住宅の設置</u> (略) <u>(追加)</u>		<u>(5) 応急仮設住宅の設置</u> (略) <u>また、入居者が従来のコミュニティを維持できるよう配慮する。</u>		
	第3. 外国人への支援への対策活動 町は、災害時に迅速に外国人の <u>安否確認</u> を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。 <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u> <u> </u>		第3. 外国人への支援への対策活動 町は、災害時に迅速に外国人の <u>被災状況、避難状況に関する情報収集</u> を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。 <u>なお、支援活動においては外国人旅行者等についても念頭に置いた対応を行い、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者等は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ確かな情報伝達を行う。</u>		

	<p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>●状況に応じ、広報車や町防災行政無線などにより、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を<u>などに努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>●町は、<u> </u>地域国際交流協会と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。</p>	<p><u>●把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講じる。</u></p> <p><u>●地域住民や自主防災組織、関係団体等と連携し、外国人の被災状況、避難状況に関する情報収集を迅速に行う。</u></p> <p>●状況に応じ、広報車や町防災行政無線などにより、外国語による広報を行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を<u>行う。</u></p> <p>(略)</p> <p>●町は、<u>(公財)宮城県国際化協会</u>、地域国際交流協会と協力し、相談窓口を設けるなど、外国人からの身近な相談に対応することにより、外国人の不安の解消や問題の解決を図る。</p>	
230	<p>第4. <u>来訪者</u>への対策</p> <p>旅館等宿泊施設の観光施設管理者は、災害時には的確に<u>来訪者</u>の避難誘導を行い、安全確保に努める。</p> <p>町は、災害時の団体<u>来訪者</u>について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があった際には、迅速に提供する。</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第4. <u>旅行客</u>への対策</p> <p>旅館等宿泊施設の観光施設管理者は、災害時には的確に<u>旅行客</u>の避難誘導を行い、安全確保に努める。</p> <p>町は、災害時の団体<u>旅行客</u>について、町内の宿泊施設等から情報を収集し、情報把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報の提供の要請があった際には、迅速に提供する。</p> <p><u>また、旅行客向けの宿泊情報や交通情報等を様々な言語や方法により町の施設やホームページ、観光地へ掲示し情報提供を行う。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正
231	<p>第19節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>(略)</p> <p>町は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育<u> </u>に努める。</p> <p>第2. 被災地域における動物の保護</p> <p>1. 所有者の確認</p>	<p>第19節 愛玩動物の収容対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>(略)</p> <p>町は、県、獣医師会等関係団体等と協力し、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育、<u>被災動物の救護や応急処置</u>に努める。</p> <p>第2. 被災地域における動物の保護</p> <p>1. 所有者の確認</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災</p>

<p>232</p>	<p>飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、<u> </u> 獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。<u> </u></p> <p>(略)</p> <p>2. 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、<u> </u> 獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。</p> <p>第3. 避難所における愛護動物の適正な飼育対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="277 635 1093 839"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ <u> </u> 避難所での動物の飼育状況の把握、<u> </u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請</td> </tr> </table> <p>第4. 仮設住宅における動物の適正な飼育 <u> </u> 県は <u> </u> 飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める <u>ことから、町はこれに協力する。</u></p>	(略)	(略)	(略)	(略)	③ <u> </u> 避難所での動物の飼育状況の把握、 <u> </u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請		<p>飼い主のわからない被災した動物については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、町は、県、(公社)宮城県獣医師会等関係団体、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。<u> </u>とともに、所有者の発見に努める。</p> <p>(略)</p> <p>2. 負傷動物への対応 負傷動物を発見したときは、保護収容し、(公社)宮城県獣医師会と連携し、治療その他必要な措置を講じる。</p> <p>第3. 避難所における愛護動物の適正な飼育対策 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1124 635 1939 839"> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">③ <u>各地域の被害状況</u>、避難所での動物の飼育状況の把握 <u>及び</u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請</td> </tr> </table> <p>第4. 仮設住宅における動物の適正な飼育 <u> </u> 町は、<u> </u> 県と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育・受入れに配慮するとともに、適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。</p>	(略)	(略)	(略)	(略)	③ <u>各地域の被害状況</u> 、避難所での動物の飼育状況の把握 <u>及び</u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請		<p>計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
(略)	(略)														
(略)	(略)														
③ <u> </u> 避難所での動物の飼育状況の把握、 <u> </u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請															
(略)	(略)														
(略)	(略)														
③ <u>各地域の被害状況</u> 、避難所での動物の飼育状況の把握 <u>及び</u> 資材の提供、獣医師の派遣等の要請															
<p>233</p>	<p>第20節 防疫・保健衛生活動 第1. 目的 被災地、特に避難所においては、<u>大規模地震災害時の一時的な</u> 生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は迅速 <u>かつ</u> 強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全</p>	<p>第20節 防疫・保健衛生活動 第1. 目的 被災地、特に避難所においては、<u> </u> 生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、町及び県は迅速 <u>かつ</u> 強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>												

<p>234</p>	<p>を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア____団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>第2. 防疫 3. 防疫用資器材等の確保 <u>防疫薬剤等は、町内の関係業者から調達するが</u>、調達できない場合は、県に供給要請を行う。</p> <p>第3. 保健対策 1. 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康診断の実施 町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、<u>戸別訪問</u>や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者<u>の心身双方の健康状態</u>に<u>特段の</u>配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 その際、<u>女性</u>の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための総合的な対応を図るよう努める。</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮 町<u>及び</u>県は、健康相談等<u>の実施時</u>に____、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>2. <u>メンタルヘルスケア（精神保健相談）</u></p>	<p>を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受__入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>関係</u>団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>第2. 防疫 3. 防疫用資器材等の確保 ____町内の関係業者から<u>消毒液その他の感染症対策資材を</u>、調達できない場合は、県に供給要請を行う。</p> <p>第3. 保健対策 1. 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康診断の実施 町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、<u>個別訪問</u>や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者____に____配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 その際、<u>女性</u>の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための総合的な対応を図るよう努める。</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮 町____は、健康相談等____<u>について</u>、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>2. <u>心のケア（削除）</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>235</p>	<p>を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受け入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア____団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>第2. 防疫 3. 防疫用資器材等の確保 <u>防疫薬剤等は、町内の関係業者から調達するが</u>、調達できない場合は、県に供給要請を行う。</p> <p>第3. 保健対策 1. 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康診断の実施 町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、<u>戸別訪問</u>や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者<u>の心身双方の健康状態</u>に<u>特段の</u>配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 その際、<u>女性</u>の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための総合的な対応を図るよう努める。</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮 町<u>及び</u>県は、健康相談等<u>の実施時</u>に____、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>2. <u>メンタルヘルスケア（精神保健相談）</u></p>	<p>を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた保健衛生活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受__入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア<u>関係</u>団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。</p> <p>第2. 防疫 3. 防疫用資器材等の確保 ____町内の関係業者から<u>消毒液その他の感染症対策資材を</u>、調達できない場合は、県に供給要請を行う。</p> <p>第3. 保健対策 1. 健康調査、健康相談 (1) 保健指導及び健康診断の実施 町は、県と協力し、看護師、保健師等による健康相談等について、<u>個別訪問</u>や定期的に避難所、応急仮設住宅等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、要配慮者____に____配慮をしながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。 その際、<u>女性</u>の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための総合的な対応を図るよう努める。</p> <p>(2) 避難所や仮設住宅での配慮 町____は、健康相談等____<u>について</u>、十分な空調設備の無い避難所や仮設住宅においては、室温の上昇に伴う熱中症の発生が危惧されることから、室温調節やこまめな水分補給の体制など対策に努めるよう指導する。</p> <p>2. <u>心のケア（削除）</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

236	<p><u>災害の直接体験や、家族や住家等を失った悲しみなどにより、被災者及び応急活動の従事者が精神的な不調をきたす場合がある。そこで、精神科医、保健師等の協力を得て、避難所への相談所の開設や巡回相談などにより、メンタルヘルスケアを実施する。</u></p> <p><u>生活再建への不安などにより精神的な不調が長期化する場合もあるため、長期的な視野で行う。また、必要に応じて医療機関で治療を行う。</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4. 食品衛生対策 (略) <u>(追加)</u></p>	<p><u>(1) 心のケアの実施</u></p> <p><u>大規模災害の直接体験や生活環境の激変に伴い、心身の不調をきたしやすく、ストレス反応や精神症状の悪化等が考えられるため、町及び県(保健所・精神保健福祉センター・児童相談所及び子ども総合センターが中心となる)は、被災後の時期や被災状況に応じた災害後の心のケアを実施する。</u></p> <p><u>(2) 心のケアの継続</u></p> <p><u>復興が長期化することにより、被災者は生活再建への不安等からストレス状態が続くことが想定されるので、心のケアを長期的に実施する。</u></p> <p>第4. 食品衛生対策 (略)</p> <p><u>町は、県と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。</u></p>	<p>計画」の修正</p> <p>「</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
237	<p>第2 1 節 遺体等の搜索・処理・埋葬 第2. 遺体等の搜索 (略)</p>	<p>第2 1 節 遺体等の搜索・処理・埋葬 第2. 遺体等の搜索 (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

で検視（死体見分）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

3. 海上における身元不明遺体の引渡し

県は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、町と相互に協力する。

第4. 遺体の火葬・埋葬

(追加)

で検視（死体調査）を実施した遺体の数を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。

3. 海上における身元不明遺体の引渡し

町は、海上における身元不明遺体の引渡しについて、_____に協力する。

第4. 遺体の火葬・埋葬

1. 実施手順

町は、宮城県広域火葬計画に基づき、次の事項に留意し対応する。

被災状況の報告	●町は、災害の発生後速やかに区域内の死者数について把握し、県に報告する。
広域火葬の要請	●町は、広域火葬が必要と判断したときは、速やかに、県に広域火葬の要請を行う。
火葬場との調整	●町は、県の広域火葬の割振りに基づき、遺体安置所に安置されている遺体及び遺族が保管している遺体について火葬場の割振りを行い、応援の承諾のあった火葬場設置者と火葬の実施方法等について詳細を調整する。
遺族への説明	●町は、遺族に広域火葬の実施について、その心情に配慮しつつ、十分な説明を行い、割振られた火葬場に遺体を直接搬送することについて同意が得られるよう努める。
広域火葬の終了	●町は広域火葬を行う必要が無くなった場合には、県に連絡を行う。また、市広域火葬終了までの火葬依頼の実績を取りまとめ、県に報告する。
一時的な埋葬	●市町村は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、「墓地、埋葬等に関する法律

記述の適正化

「宮城県地域防災計画」の修正

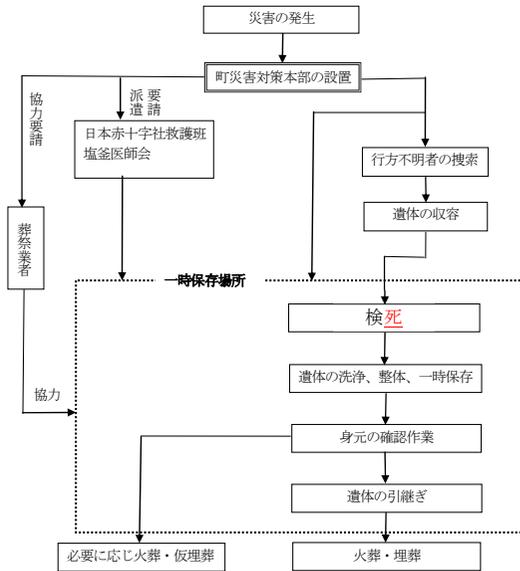
239

2. 事務処理
(略)

- 遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分に配慮する。
- 身元の判明しない遺骨は、公営墓地また寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第7. 遺体等の搜索、収容等の流れ
(略)

《遺体等の搜索、収容等の流れ》



242

第2 2節 社会秩序の維持活動

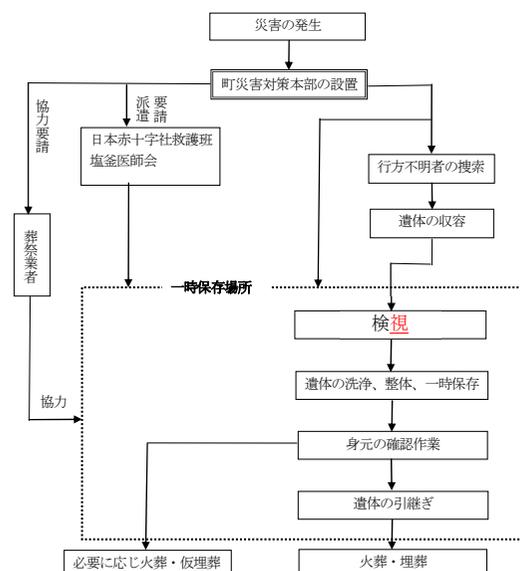
(昭和 23 年法律第 48 号) 第 10 条の規定に基づき、事務を行うこと。

3. 事務処理
(略)

- 遺体については、その衛生状態に配慮するとともに、取扱いについては、遺族の心情を十分に配慮する。
- 身元の判明しない遺骨については、遺留品とともに公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明し次第遺族に引き渡す。
- 町は、遺体の埋葬に関する被災者からの照会、相談等に対応するため、必要に応じ、遺体安置所等に相談窓口を設置する。

第7. 遺体等の搜索、収容等の流れ
(略)

《遺体等の搜索、収容等の流れ》



第2 2節 社会秩序の維持活動

「宮城県地域防災計画」の修正

記述の適正化

	<p>第1. 目的 (略) このため <u>流通調査</u>等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講<u>ず</u>る。</p> <p>第2. 生活必需品の流通調査、注意喚起 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を調査するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を<u>行うよう働きかける</u>。 (略)</p> <p>第3. 警察の活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●被災地及びその周辺(海上を含む。)において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、<u>適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める</u>。 (略)</p> </div> <p>第4. 宮城海上保安部の活動 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締<u>り</u>を行う。 (略)</p> </div>	<p>第1. 目的 (略) このため<u>町及び関係機関は、被災者の生活再建に向けて、物価監視</u>等を実施し、さらには流言飛語や犯罪による社会不安、混乱等を防止するため所定の対策を講<u>じ</u>る。</p> <p>第2. 生活必需品の流通調査、注意喚起 町は、県と協力して、生活必需品の価格や出回り状況を調査するとともに、必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア、ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を<u>要請する</u>。 (略)</p> <p>第3. 警察の活動</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●被災地及びその周辺(海上を含む。)において、警察は治安情報の積極的な発信及び自主防犯組織等と連携したパトロールや生活の安全に関する情報の浸透を行い、速やかな安全確保に努める。また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、<u>災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める</u>。 (略)</p> </div> <p>第4. 宮城海上保安部の活動 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●災害発生地域の周辺海域に配備し、犯罪の予防・取締<u>り</u>を行う。 (略)</p> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>																								
244	<p>第2 3 節 <u>廃棄物処理活動及び障害物の除去</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">重点項目</th> <th style="width: 10%;">行政</th> <th style="width: 10%;">住民・地域</th> <th style="width: 20%;">民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>廃棄物の処理</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●障害物の除去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>廃棄物の処理</u>	○			●障害物の除去	○		○	<p>第2 3 節 <u>災害廃棄物処理活動</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">重点項目</th> <th style="width: 10%;">行政</th> <th style="width: 10%;">住民・地域</th> <th style="width: 20%;">民間事業所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>●<u>災害廃棄物の処理</u></td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>●障害物の除去</td> <td style="text-align: center;">○</td> <td></td> <td style="text-align: center;">○</td> </tr> </tbody> </table>	重点項目	行政	住民・地域	民間事業所	● <u>災害廃棄物の処理</u>	○			●障害物の除去	○		○	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
● <u>廃棄物の処理</u>	○																										
●障害物の除去	○		○																								
重点項目	行政	住民・地域	民間事業所																								
● <u>災害廃棄物の処理</u>	○																										
●障害物の除去	○		○																								

245	<p>第1. 目的 大規模<u>地震</u>災害時には、建<u>物</u>の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所<u>など</u>における、<u>し尿</u>の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。</p> <p>第2. 災害廃棄物の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●被災時においては、損壊家屋を<u>始</u>めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。 <u>(追加)</u> ●<u>町、又は</u>事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。 ●<u>町、又は</u>事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 </div> <p>第3. 廃棄物処理</p> <p>1. 処理体制</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>町は、<u> </u>一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設 (略)</p>	<p>第1. 目的 大規模<u> </u>災害時には、建<u>築物</u>の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所<u>等</u>における<u>し尿</u>の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図る。</p> <p>第2. 災害廃棄物の処理</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ●被災時においては、損壊家屋を<u>はじ</u>めとする大量の災害廃棄物が発生することから、広域的な処分など迅速かつ環境負荷のできるだけ少ない処分方法の検討に努める。 ●<u>町は、災害廃棄物の広域処理について、県より適切な処理方法の助言を受ける。</u> ●<u>町及び</u>事業者は、災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努め、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。また、環境汚染の未然防止及び住民、作業者の健康管理のため、適切な措置等を講じる。 ●<u>町及び</u>事業者は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。 </div> <p>第3. 廃棄物処理</p> <p>1. 処理体制</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>町は、<u>発災直後から</u>一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要数、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量の見込み等について情報収集を行う。</p> <p>(4) 廃棄物処理施設 (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	---	---

《本町のごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 180	じんかい焼却場	t/日 180	全連	H7.2	利府町加瀬字 新船岡 8	022-368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(平成 25 年 4 月 現在)

《本町の粗大ごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 30	粗大ごみ処理施設	t/日 30	併用	57.4	利府町加瀬字 新船岡 8	022-368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(平成 25 年 4 月 現在)

《本町のし尿処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
塩釜地区環境組合	kℓ/日 95	し尿処理場	kℓ/日 77	水処理・脱臭処理	11.3	塩竈市字伊保石 2 番 98	022-363-2777	七ヶ浜町、多賀城市、塩竈市、利府町、松島町
			18	汚泥	11.3			浄化槽汚泥専用

(平成 25 年 4 月 現在)

(追加)

《本町のごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 180	じんかい焼却場	t/日 180	全連	H7.2	利府町加瀬字 新船岡 5	022-368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(令和 5 年 1 月 1 日 現在)

《本町の粗大ごみ処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
宮城東部衛生処理組合	t/日 30	粗大ごみ処理施設	t/日 30	併用	57.4	利府町加瀬字 新船岡 5	022-368-6017	七ヶ浜町、多賀城市、利府町、松島町

(令和 5 年 1 月 1 日 現在)

《本町のし尿処理施設》

事業主体名	規模	施設の名称	整備状況			施設の所在地	電話番号	備考
			規模	方式	竣工			
塩釜地区消防事務組合	kℓ/日 95	し尿処理場	kℓ/日 77	水処理・脱臭処理	11.3	塩竈市字伊保石 2 番 98	022-363-2777	七ヶ浜町、多賀城市、塩竈市、利府町、松島町
			18	汚泥	11.3			浄化槽汚泥専用

(令和 5 年 1 月 1 日 現在)

(5) ボランティア、NPO等との連携

町は、ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

実態に
合わせ修正

実態に
合わせ修正

実態に
合わせ修正

「宮城県
地域防災
計画」の
修正

	<p>収集 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>_____</u> 避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレを<u>設置_____</u>する。仮設トイレ等の設置に<u>あ</u>たっては、要配慮者が<u>利用しやすいよう</u>配慮する。 <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> 	<p>収集 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、避難所その他必要な場所に、業者の協力を得て仮設トイレやマンホールトイレの設置をできる限り早期に完了</u>する。仮設トイレ等の設置に<u>当</u>たっては、要配慮者への<u>配慮を行うとともに、男女別の設置、女性や子どもが安全に行ける場所への設置に配慮</u>する。 ● <u>町は、県と連携し、避難所などでし尿が滞りなく処理されているかを調査し、能動的に支援が行える体制を構築する。</u> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
	<p><u>(追加)</u></p>	<p><u>3. 推進方策</u></p> <p><u>町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>249</p>	<p>第2 4 節 教育活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震</u>災害により教育施設等が被災し、<u>_____</u>児童生徒等<u>ま</u><u>たは</u>幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等<u>ま</u><u>たは</u>幼児の教育対策等必要な措置を講じる。</p> <p>第2. 学校教育施設</p> <p>2. 避難措置</p> <p>学校長又は園長等は、地震災害が発生した場合、又は町長等が避難の<u>勧告若しくは指示</u>を行った場合、児童・生徒・園児の安全を確保するため、次の措置を講<u>ず</u>る。</p>	<p>第2 4 節 教育活動</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>_____</u>災害により教育施設等が被災し、<u>又</u>は児童生徒等、<u>_____</u>幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童生徒等、<u>_____</u>幼児の教育対策等必要な措置を講じる。</p> <p>第2. 学校教育施設</p> <p>2. 避難措置</p> <p>学校長又は園長等は、地震災害が発生した場合、又は町長等が避難<u>情報の発令</u>を行った場合、児童・生徒・園児の安全を確保するため、次の措置を講<u>じ</u>る。</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

250	<p>(1) 在校時の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 199 470 359">地震発生直後の対応</td> <td data-bbox="481 199 1086 359">●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 359 470 399">(略)</td> <td data-bbox="481 359 1086 399">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 399 470 438">(略)</td> <td data-bbox="481 399 1086 438">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) 保護者への引渡し</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 566 470 678">校園内の児童生徒等への対応</td> <td data-bbox="481 566 1086 678">●警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 686 470 845">帰宅路の安全確認</td> <td data-bbox="481 686 1086 845">●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="280 853 470 925">保護者と連絡がつかない場合の対応</td> <td data-bbox="481 853 1086 925">●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。</td> </tr> </table> <p>4. 教育の実施</p> <p>(1) 教育の実施場所の確保</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="280 1053 1086 1173">(略) ●教育委員会は、<u>応急</u>教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。</td> </tr> </table>	地震発生直後の対応	●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	校園内の児童生徒等への対応	●警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。	帰宅路の安全確認	●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。	保護者と連絡がつかない場合の対応	●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。	(略) ●教育委員会は、 <u>応急</u> 教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。	<p>(1) 在校時の措置</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 199 1321 359">地震発生直後の対応</td> <td data-bbox="1332 199 1937 359">●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 359 1321 399">(略)</td> <td data-bbox="1332 359 1937 399">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 399 1321 438">(略)</td> <td data-bbox="1332 399 1937 438">(略)</td> </tr> </table> <p>(3) 保護者への引渡し</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 566 1321 678">校園内の児童生徒等への対応</td> <td data-bbox="1332 566 1937 678">●警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 686 1321 845">帰宅路の安全確認</td> <td data-bbox="1332 686 1937 845">●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 853 1321 925">保護者と連絡がつかない場合の対応</td> <td data-bbox="1332 853 1937 925">●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。</td> </tr> </table> <p>4. 教育の実施</p> <p>(1) 教育の実施場所の確保</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1131 1053 1937 1173">(略) ●教育委員会は、<u> </u>教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。</td> </tr> </table>	地震発生直後の対応	●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。	(略)	(略)	(略)	(略)	校園内の児童生徒等への対応	●警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。	帰宅路の安全確認	●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。	保護者と連絡がつかない場合の対応	●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。	(略) ●教育委員会は、 <u> </u> 教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災</p>
地震発生直後の対応	●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。																												
(略)	(略)																												
(略)	(略)																												
校園内の児童生徒等への対応	●警報発令中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。																												
帰宅路の安全確認	●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。																												
保護者と連絡がつかない場合の対応	●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。																												
(略) ●教育委員会は、 <u>応急</u> 教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。																													
地震発生直後の対応	●地震発生後、速やかに安全な一時避難場所に児童生徒等の避難指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。また、必要に応じて、応急手当及び医療機関への搬送を行う。																												
(略)	(略)																												
(略)	(略)																												
校園内の児童生徒等への対応	●警報発表中など、屋外での危険が想定される場合、児童生徒等を校園内に保護する。 ●その際、迎えに来た保護者も同様に校園内に保護する。																												
帰宅路の安全確認	●被災状況が不明で帰宅路の安全が確認できない場合についても、校園内に保護を行い、安全が確実なものと判断でき、かつ保護者と連絡がついた場合のみ、引渡し等の措置を行う。																												
保護者と連絡がつかない場合の対応	●保護者と連絡がつかない場合や保護者がおらず引渡しがない場合についても同様に校園内に保護を行う。																												
(略) ●教育委員会は、 <u> </u> 教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。																													
251	<p>5. 学用品等の調達</p> <p>町は、災害により学用品等を<u>喪失し</u>、又は<u> </u>き損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。</p>	<p>5. 学用品等の調達</p> <p>町は、災害により学用品等を<u>そう失</u><u> </u>又は<u> </u>き損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。</p>	<p>「宮城県地域防災</p>																										
253																													

254	<p>8. <u>児童生徒の心のケア</u></p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第4. 文化財の応急措置 (略)</p> <p>《指定文化財》</p> <table border="1" data-bbox="277 517 1093 880"> <tr> <td data-bbox="277 517 412 596">国指定</td> <td data-bbox="412 517 1093 596"> <ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>特別名勝「松島」</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="277 596 412 880">町指定</td> <td data-bbox="412 596 1093 880"> <ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>磨崖仏</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>り</u>松（<u>天然</u>記念物） ●<u>鰐鮫</u>収納箱<u>及び鰐鮫頭遺骨</u>（<u>民俗資料</u>） </td> </tr> </table>	国指定	<ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>特別名勝「松島」</u> 	町指定	<ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>磨崖仏</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>り</u>松（<u>天然</u>記念物） ●<u>鰐鮫</u>収納箱<u>及び鰐鮫頭遺骨</u>（<u>民俗資料</u>） 	<p>8. <u>心身の健康管理</u></p> <p><u>10. 通学手段の確保</u></p> <p><u>教育委員会は、災害により通学が困難な児童生徒等の通学手段の確保に努める。</u></p> <p>第4. 文化財の応急措置 (略)</p> <p>《指定文化財》</p> <table border="1" data-bbox="1124 517 1939 880"> <tr> <td data-bbox="1124 517 1258 596">国指定</td> <td data-bbox="1258 517 1939 596"> <ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>松島（特別名勝）</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1124 596 1258 880">町指定</td> <td data-bbox="1258 596 1939 880"> <ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>及び薬師座像並びに榎の木（史跡）</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>がり</u>松（<u>記念物</u>） ●<u>「鰐鮫頭骨」収納箱「附鰐鮫頭骨及び釣針（有形民俗）</u> </td> </tr> </table>	国指定	<ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>松島（特別名勝）</u> 	町指定	<ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>及び薬師座像並びに榎の木（史跡）</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>がり</u>松（<u>記念物</u>） ●<u>「鰐鮫頭骨」収納箱「附鰐鮫頭骨及び釣針（有形民俗）</u> 	<p>計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
国指定	<ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>特別名勝「松島」</u> 										
町指定	<ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>磨崖仏</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>り</u>松（<u>天然</u>記念物） ●<u>鰐鮫</u>収納箱<u>及び鰐鮫頭遺骨</u>（<u>民俗資料</u>） 										
国指定	<ul style="list-style-type: none"> ●大木囲貝塚（史跡） ●<u>松島（特別名勝）</u> 										
町指定	<ul style="list-style-type: none"> ●国府厨印（歴史資料） ●湊浜薬師堂<u>及び薬師座像並びに榎の木（史跡）</u> ●鼻節神社（史跡） ●建治三年<u>銘</u>古碑（古碑） ●吉田浜獅子舞（無形民俗） ●下<u>がり</u>松（<u>記念物</u>） ●<u>「鰐鮫頭骨」収納箱「附鰐鮫頭骨及び釣針（有形民俗）</u> 										
255	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第4. 従事命令等による応急措置の業務</p> <p>6. 労働の配分<u>方法</u></p> <p><u>(1) 労働の配分方法</u></p>	<p>第25節 防災資機材及び労働力の確保</p> <p>第4. 従事命令等による応急措置の業務</p> <p>6. 労働の配分<u>方法</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>								
259	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第26節 公共土木施設等の応急対策</p> <p><u>第2. 道路交通対策</u></p> <p><u>道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努め、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>								

<p>260</p>	<p>第2. 道路施設</p> <p>1. 緊急点検</p> <p>道路管理者は、<u>災害または地震等の発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施する。</u></p> <hr/> <p>(略)</p> <p>2. <u>被害状況の把握・整理</u>、交通の確保及び緊急輸送体制の確保</p> <p>道路管理者は、<u>それぞれ管理している道路の被害状況を把握し、緊急輸送道路などを中心に、応急措置の優先順位を決定する。</u></p> <hr/> <p><u>(追加)</u></p> <p>(略)</p> <p>3. <u>道路の応急措置及び</u>二次災害の防止対策</p> <p><u>道路が被害を受けた場合は、道路管理者は相互に連絡を取り、優先順位に基づき、障害物の除去及び応急復旧工事を実施し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>第3. 道路施設</p> <p>1. 緊急点検</p> <p>道路管理者は、<u>地震</u>発生直後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）にパトロール等により緊急点検を実施<u>し、被災状況等を把握する。また、維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>2. <u>交通の確保及び緊急輸送体制の確保</u></p> <p>道路管理者は、<u>道路が被害を受けた場合、障害物の除去、応急復旧工事に着手し、交通の確保に努める。</u></p> <p><u>また、緊急輸送車両、緊急自動車の通行が必要なときは、緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>3. <u>二次災害の防止対策</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>道路管理者は、地震発生後、現地点検調査により、道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は、所要の応急措置を講じるとともに、交通規制や施設使用の制限を行い、二次災害の防止に努める。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>4. 対策情報の共有化</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
------------	--	--	---

261	<p>第3. 用水路管理施設</p> <p>第4. ため池、堤等関係施設</p> <p>第5. 都市公園施設</p> <p>第6. 港湾施設</p> <p>第7. 漁港施設</p> <p>第8. 農地、農業施設 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>災害発生または災害</u> 発生直後における施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。 ● <u>被災状況の把握</u> ● _____ 被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事 _____ ● <u>災害応急対策上の拠点施設等、重要な施設の速やかな応急復旧</u> ● _____ 関係機関と密接な連絡による施設等の使用制限の実施 _____ (追加) </div>	<p style="text-align: center;"><u>通行止めや迂回路の設置、地盤沈下による冠水対策などには、県及び町との情報の共有化に努める。</u></p> <p>第4. 用水路管理施設</p> <p>第5. ため池、堤等関係施設</p> <p>第6. 都市公園施設</p> <p>第7. 港湾施設</p> <p>第8. 漁港施設</p> <p>第9. 農地、農業施設 (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ● _____ <u>二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。</u> (削除) ● <u>地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。</u> (削除) ● <u>二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡 _____ をとり実施する。</u> ● <u>地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。</u> </div>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正 記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化 「宮城県地域防災計画」の修正</p>								
264	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主管部署</td> <td>水道部、総務部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> _____、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)</td> </tr> </table>	主管部署	水道部、総務部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> _____、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)	<p>第27節 ライフライン施設等の応急復旧</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">主管部署</td> <td>水道部、総務部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u>、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)</td> </tr> </table>	主管部署	水道部、総務部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)	<p>実態に合わせ修正</p>
主管部署	水道部、総務部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) <u>塩釜営業所</u> _____、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)										
主管部署	水道部、総務部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城事業部、東北電力(株) _____ ・ <u>東北電力ネットワーク(株)</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)										

<p>265</p>	<p>第1. 目的</p> <p>大規模地震災害により、上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、地震発生時においては、発災後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を發揮して迅速な応急復旧活動に努める。</p> <p>なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。</p> <hr/> <p>また、県及び町は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</p> <p>第2. 水道施設</p> <p>1. 応急体制及び応急措置</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>なお、復旧にあたっては、応急復旧計画に基づき、_____基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。</p> <p>(5) 応援活動</p> <p>水道事業者は、_____日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援要請を行い、円滑な応急活動を行</p>	<p>第1. 目的</p> <p>大規模地震災害により、上下水道・電気・ガス・通信サービス等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、住民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。</p> <p>このため、町及びライフライン事業者等は、発災後直ちに、専門技術を有する人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、被害状況を迅速、かつ、的確に把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を發揮して迅速な応急復旧活動に努め_____</p> <p>_____、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。その際、施設・整備等の応急復旧のため被災地に派遣された関係機関のリエゾンは、相互に連携し活動する。</p> <p>また、_____町は、情報収集で得た航空写真・画像・地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。</p> <p>第2. 水道施設</p> <p>1. 応急体制及び応急措置</p> <p>(2) 応急復旧</p> <p>(略)</p> <p>なお、復旧に当たっては、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。</p> <p>(5) 応援活動</p> <p>水道事業者は、(公社)日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援_____活動を行</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
------------	---	--	---

266	<p>う。</p> <p><u>2.</u> 広報活動</p> <p><u>3.</u> 広域水道用水供給施設（宮城県仙南・仙塩広域水道事務所）、 仙台水道用水供給施設（仙台市水道局）</p> <p>第3. 下水道施設</p> <p><u>2.</u> 広報活動</p> <p><u>2.</u> 仙塩流域下水道処理施設（宮城県中南部下水道事務所）</p> <p>（2）<u>終末処理場</u> 県は、<u>処理施設</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水道機能の確保に努める。</p> <p>第4. <u>電力施設（東北電力(株)塩釜営業所）</u></p> <p>1. <u>東北電力（株）の応急対策</u> <u>電力施設</u>による電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</p> <p>（1）要員の確保 供給区域内において、<u>災害が発生した場合、復旧要員を非常呼集する。</u></p> <p>（3）広報活動 <u>地震災害が発生した場合</u>は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。</p>	<p>う。</p> <p><u>(6)</u> 広報活動</p> <p><u>2.</u> 広域水道用水供給施設（宮城県仙南・仙塩広域水道事務所）、 仙台水道用水供給施設（仙台市水道局）</p> <p>第3. 下水道施設</p> <p><u>(3)</u> 広報活動</p> <p><u>3.</u> 仙塩流域下水道処理施設（宮城県中南部下水道事務所）</p> <p>（2）<u>浄化センター</u> 県は、<u>浄化センター</u>の構造、機能的被害を調査の上、下水道機能の確保に努める。</p> <p>第4. <u>電力設備（東北電力（株）・東北電力ネットワーク（株））</u></p> <p>1. <u>応急体制及び応急措置</u> <u>電力設備事業者は、電力設備</u>による電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。</p> <p>（1）要員の確保 供給区域内において、<u>震度6弱以上を観測する地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を待つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。</u></p> <p>（3）広報活動 <u>災害時</u>は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。</p>	<p>記述の適正化 記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正 実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	--	---

267	<p>(6) 応急工事 ②応急工事基準</p> <table border="1" data-bbox="280 231 1097 518"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>送電設備</td><td>ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、<u>仮復旧の標準工作に基づき</u>、迅速に行う。</td></tr> <tr><td>変電設備</td><td>機器損壊事故に対し、系統の一部変更<u>また</u>は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。</td></tr> <tr><td>配電設備</td><td>非常災害仮復旧標準工法による迅速<u>かつ</u>、<u>確</u>実な復旧を行う。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>2. 町の対策 町は、東北電力(株)塩釜<u>営業所</u>と連絡を取り合い、各地区及び避難所<u>など</u>への送電状況及び被災状況<u>など</u>についての情報を収集し、より適切な避難所への誘導など適切な処置をとる。</p> <p>3. 住民等の活動 停電又は電力施設の被害を発見した者は、町<u>また</u>は東北電力(株)塩釜<u>営業所</u>に連絡する。</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス(LPガス)施設 (1) 液化石油ガス販売事業者 ①応急措置と応援要請 <u>直ちに緊急資機材の完備を確認し</u>、次いで情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を<u>把握</u>後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県<u>エルピー</u>ガス協会の各支部(支部長<u>また</u>は事務局)及び宮城県<u>エルピー</u>ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。</p>	(略)	(略)	送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、 <u>仮復旧の標準工作に基づき</u> 、迅速に行う。	変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更 <u>また</u> は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。	配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速 <u>かつ</u> 、 <u>確</u> 実な復旧を行う。	(略)	(略)	<p>(6) 応急工事 ②応急工事基準</p> <table border="1" data-bbox="1131 231 1948 518"> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>送電設備</td><td>ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、<u>仮復旧を</u>迅速に行う。</td></tr> <tr><td>変電設備</td><td>機器損壊事故に対し、系統の一部変更<u>又</u>は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。</td></tr> <tr><td>配電設備</td><td>非常災害仮復旧標準工法による迅速<u>かつ</u>、<u>確</u>実な復旧を行う。</td></tr> <tr><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table> <p>2. 町の対策 町は、東北電力<u>ネットワーク</u>(株)塩釜<u>電力センター</u>と連絡を取り合い、各地区及び避難所<u>等</u>への送電状況及び被災状況<u>等</u>についての情報を収集し、より適切な避難所への誘導など適切な処置をとる。</p> <p>3. 住民等の活動 停電又は電力施設の被害を発見した者は、町<u>又</u>は東北電力<u>ネットワーク</u>(株)塩釜<u>電力センター</u>に連絡する。</p> <p>第5. ガス施設 1. 液化石油ガス(LPガス)施設 (1) 液化石油ガス販売事業者 ①応急措置と応援要請 <u>情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を</u><u>把握</u>後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(一社)宮城県<u>LP</u>ガス協会の各支部(支部長<u>又</u>は事務局)及び宮城県<u>LP</u>ガス保安センター協同組合各支所に連絡する。</p>	(略)	(略)	送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、 <u>仮復旧を</u> 迅速に行う。	変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更 <u>又</u> は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。	配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速 <u>かつ</u> 、 <u>確</u> 実な復旧を行う。	(略)	(略)	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
(略)	(略)																						
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、 <u>仮復旧の標準工作に基づき</u> 、迅速に行う。																						
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更 <u>また</u> は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。																						
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速 <u>かつ</u> 、 <u>確</u> 実な復旧を行う。																						
(略)	(略)																						
(略)	(略)																						
送電設備	ヘリコプター、車両等の機動力や事故復旧資材等の活用により、 <u>仮復旧を</u> 迅速に行う。																						
変電設備	機器損壊事故に対し、系統の一部変更 <u>又</u> は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。																						
配電設備	非常災害仮復旧標準工法による迅速 <u>かつ</u> 、 <u>確</u> 実な復旧を行う。																						
(略)	(略)																						
268																							

270	<p>第6. 電信・電話施設</p> <p>1. 通信事業者</p> <p>(1) 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>①復旧対策</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●応急復旧対策として、可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>特設</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第6. 電信・電話施設</p> <p>1. 通信事業者</p> <p>(1) 東日本電信電話(株)宮城事業部</p> <p>①復旧対策</p> <p>(略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>●応急復旧対策として、可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、<u>災害時</u>公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(略)</p> </div>	記述の適正化
272	<p>第28節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、<u>町は、施設責任者、防災関係機関と</u>相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2. 住民への広報</p> <p>町、<u>県</u>及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報、速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。</p> <p>(略)</p> <p>第3. 危険物施設</p> <p>3. <u>事故</u>災害発生事業所等における応急対策</p> <p>(1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合</p> <p>事業所等は、速やかに<u>県、所轄消防機関、宮城海上保安部</u>、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近</p>	<p>第28節 危険物施設等の安全確保</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、<u>_____</u>防災関係機関<u>は</u>相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施する。</p> <p>(略)</p> <p>第2. 住民への広報</p> <p>町<u>_____</u>及び危険物施設等の管理者は、地震の被災による事故の情報、速やかな公表と、環境汚染に対処するため、流出危険物の組成を明らかにしその対応策を的確に伝える。</p> <p>(略)</p> <p>第3. 危険物施設</p> <p>3. <u>_____</u>災害発生事業所等における応急対策</p> <p>(1) 大規模な危険物等災害が発生した場合又は発生するおそれのある場合</p> <p>事業所等は、速やかに<u>県_____、宮城海上保安部、所轄消防機関</u>、町及び関係機関に通報するとともに、現場付近</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>実態に合わせ修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

274	<p>の者又は船舶に対し注意喚起を行う。 また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。</p> <p>第4. 高圧ガス取扱事業所</p> <p>●高圧ガス取扱事業所は、地震発生後速やかに、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</p> <p>●県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、指定事業所及び高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡をし、迅速かつ適切な措置が講じられるよう調整、指導、助言する。 (略)</p>	<p>の者又は船舶に対し注意喚起を行う。 また、必要に応じ、町と協力し、付近住民に避難するよう警告する。</p> <p>第4. 高圧ガス取扱事業所</p> <p>●高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。</p> <p>●県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が講じられるよう調整、指導、助言する。 (略)</p>	「宮城県地域防災計画」の修正
275	<p>第29節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模災害により、農業生産基盤、ため池、堤等施設等施設被害のほか、飼料の不入荷による家畜等の被害、燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、町及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。</p>	<p>第29節 農林水産業の応急対策</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模災害により、農業生産基盤、ため池、堤等施設等施設被害のほか、畜産飼料の不入荷による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、町及び各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限にとどめるため、的確な対応を行う。</p>	記述の適正化
276	<p>第5. 農産物</p> <p>4. 農作物に関する応急対策</p> <p>(1) 水稻</p> <p>用排水路等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。また、苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害が発生した場合、応急対策として、補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。</p>	<p>第5. 農産物</p> <p>4. 農作物に関する応急対策</p> <p>(1) 水稻</p> <p>用排水路・けい畔等が破損し、水不足が発生した場合、損壊個所の修復を行い用水の確保を図る。また、軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として、補植、植え直し、土砂の撤去等を行う。</p>	「宮城県地域防災計画」の修正

277	<p>(2) 畑作物（野菜類）</p> <p><u>圃</u>場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。</p> <p>(4) 施設園芸</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">●保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合<u>は</u>、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。●被害を受けた作物<u>の</u>草勢の維持回復に努める。●暖房機を稼動させるための電源<u>の確保に努める</u>。●給水源等<u>の確保に努める</u>。●<u>地震発生直後に</u>重油等の漏れがないか<u>確認し</u>、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。</div> <p>5. 町の役割</p> <p>農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。</p> <p>町は、病害<u>防</u>除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。</p>	<p>(2) 畑作物（野菜類）</p> <p><u>ほ</u>場の復元に努めるとともに、被害を受けた作物の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。</p> <p>(4) 施設園芸</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"><ul style="list-style-type: none">●保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合<u>、</u>被覆資材の張り替えやトンネル等を設置して保温に努める。●被害を受けた作物<u>体</u>の草勢の維持回復に努める。●暖房機を稼動させるための電源<u>を確保する</u>。●給水源等<u>を確保する</u>。●<u>重油等の漏れがないか至急確認し</u>、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないように対策を講じる。</div> <p>5. 町の役割</p> <p>農業関係団体等は、農業災害に係わる応急対策を行う。</p> <p>町は、病害<u>虫</u>防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係わる応急対策を実施する。</p>	記述の適正化 記述の適正化 記述の適正化
278	<p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第2. 応急公用負担等の権限</p> <p>1. 町長</p> <p>町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置を<u>取</u>ることができる。<u>また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。</u></p> <p>(略)</p> <p>_____</p>	<p>第30節 応急公用負担等の実施</p> <p>第2. 応急公用負担等の権限</p> <p>1. 町長</p> <p>町長は、応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合、次の措置を<u>と</u>ることができる。 _____</p> <p>(略)</p> <p><u>また、知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。</u></p>	「宮城県地域防災計画」の修正

	<p>2. 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p> <p>警察官、海上保安官または災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその職権の委任を受けた町の職員が現場にいないとき、<u>またはこれらの者から要求があったとき</u>は、町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。</p> <p><u>3. 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</u> <u>災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその職権の委任を受けた町の職員が現場にいないときに限り、町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4. 消防職員、消防団員</u></p>	<p>2. 警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官</p> <p>警察官、海上保安官又は災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長若しくはその職権の委任を受けた町の職員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったとき、町長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を町長に通知しなければならない。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3. 消防職員、消防団員</u></p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>								
281	<p>第3 1 節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1" data-bbox="275 879 1090 1066"> <tr> <td>主管部署</td> <td>建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城支店、<u>東北電力(株)塩釜営業所</u>、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊</td> </tr> </table> <p>第2. 二次被害の防止活動</p> <p>1. 県及び町又は及び事業者の対応</p>	主管部署	建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 <u>東北電力(株)塩釜営業所</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊	<p>第3 1 節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1" data-bbox="1122 879 1937 1066"> <tr> <td>主管部署</td> <td>建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部</td> </tr> <tr> <td>関係部署</td> <td>東日本電信電話(株)宮城支店、<u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u>、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊</td> </tr> </table> <p>第2. 二次被害の防止活動</p> <p>1. 県及び町又は及び事業者の対応</p>	主管部署	建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部	関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 <u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊	<p>実態に合わせ修正</p> <p>記述の適正化</p>
主管部署	建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 <u>東北電力(株)塩釜営業所</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊										
主管部署	建設部、産業部、水道部、救助部、総務部、消防部										
関係部署	東日本電信電話(株)宮城支店、 <u>東北電力ネットワーク(株)塩釜電力センター</u> 、宮城県仙南・仙塩広域水道事務所、仙台市水道局、中南部下水道事務所、塩釜ガス(株)、塩釜警察署、塩釜地区消防事務組合、自衛隊										

<p>282</p>	<p>●<u>県及び</u>町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。</p> <p>●<u>県</u>は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について<u>町</u>に助言等を行<u>う</u>とともに、<u> </u>ライフライン復旧時における火災警戒等については、<u>町事業者を指導する</u>。</p> <p>(略)</p> <p>●下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>終末処理場</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u>あわせて</u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>●<u> </u>町又は事業者は、発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、ライフライン(電気、上下水道、ガス、通信施設)及び公共施設(道路、水路の啓開)の応急復旧を速やかに行う。</p> <p>●<u>町</u>は、土砂災害の防止や倒壊物の飛散による被害の防止について<u>県より</u>助言等を受けるとともに、<u>町事業者は</u>ライフライン復旧時における火災警戒等については、<u>県より</u>指導を受ける。</p> <p>(略)</p> <p>●下水道事業者は、漏水による汚染水の拡散防止、<u>浄化センター</u>被災による未処理水の排出に伴う環境汚染防止等に向けて応急復旧に努めるとともに、下水道施設の使用の抑制などを広報し、<u> </u>被害状況、復旧の見込みなど報道機関等の協力を得て周知する。</p> <p>(略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>283</p>	<p>2. 水害・土砂災害</p> <p>(1) 二次災害防止施策の実施</p> <p><u> </u>降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。</p> <p>(2) 点検の実施</p> <p><u>県及び</u>町は、<u> </u>降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>県</u>は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、<u>町が</u>適切に<u>避難勧告</u>等の判断が行えるよう<u> </u>土砂災害に関する情報を<u>提供する</u>。</p> <p>4. 高潮・高波・波浪</p> <p><u>県及び</u>町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による</p>	<p>2. 水害・土砂災害</p> <p>(1) 二次災害防止施策の実施</p> <p><u>地震</u>、降雨等による浸水個所の拡大等水害等に備え、二次災害防止施策を講じる。</p> <p>(2) 点検の実施</p> <p><u> </u>町は、<u>地震</u>、降雨等による二次的な水害・土砂災害等の危険箇所の点検を必要に応じて実施する。</p> <p>(略)</p> <p>また、<u>町</u>は、地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、<u> </u>適切に<u>避難の指示</u>等の判断が行えるよう、<u>県より</u>土砂災害に関する情報を<u>受ける</u>。</p> <p>4. 高潮・高波・波浪</p> <p><u> </u>町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p>

<p>浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。</p> <p>6. 有害物質等 <u>県及び</u>町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>7. <u>余震</u>地震・誘発地震 <u>県及び</u>町又は事業者は、<u>余震</u>による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。</p> <p>第3. 風評被害等の軽減対策</p> <p>●<u>県及び</u>町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。 (略)</p>	<p>浸水等に備え、必要に応じ応急工事を実施する。</p> <p>6. 有害物質等 _____町又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。</p> <p>7. _____地震・誘発地震 _____町又は事業者は、<u>地震</u>による建築物、構造物の倒壊等に備え、二次災害防止施策を講じる。特に復旧作業中などの場合は、作業の停止、避難等の作業員の安全確保対策をとる。</p> <p>第3. 風評被害等の軽減対策</p> <p>●_____町は、地震、津波、原子力災害等による被災地に関する不正確な情報や流言が原因となり、復興の妨げとならないよう、風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図るため、被災地域の被害状況、復旧・復興状況等の正確な情報の発信に努める。 (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>
--	---	-------------------------------------

284	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第2. 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1. 基本方向の決定</p> <p>町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国、県等との連携のもと、現状復旧を目指すのか、あるいは、災害に強いまちづくりなどの中長期的な課題の解決を図る、計画的復興を目指すのか、住民の意向を十分に取り入れながら早急に検討し基本的事項を定める。</p> <p>3. 女性及び要配慮者の参画促進</p> <p>県及び町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、障害者、高齢者等の要配慮者についても、参画を促進するよう努める。</p> <p>4. 職員派遣等の要請</p> <p>県及び町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。</p> <p>（略）</p>	<p>第3章 災害復旧・復興対策</p> <p>第1節 災害復旧・復興計画</p> <p>第2. 災害復旧・復興の基本方向の決定等</p> <p>1. 基本方向の決定</p> <p>町は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国、県等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い町土づくり等の中長期的_____、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。</p> <p>3. 女性及び要配慮者の参画促進</p> <p>_____町は、復旧・復興のあらゆる場・組織において、男女共同参画の観点から女性の参画を促進するとともに、_____要配慮者についても_____参画を促進するよう努める。</p> <p>4. 職員派遣等の要請</p> <p>_____町は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の地方公共団体等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用する。</p> <p>（略）</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
285	<p>第3. 災害復旧計画</p> <p>1. 基本方針</p> <p>町は、被災者の生活再建はもとより、被災施設等の復旧においては、速やかに、現状復旧を行うものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し推進する。</p>	<p>第3. 災害復旧計画</p> <p>1. 基本方針</p> <p>町は、_____被災施設等の復旧においては、_____現状復旧_____にとどまらず、地震に強い町土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行う。</p> <p>_____</p> <p>これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

2. 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握_____する。

- 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法_____）

<海岸設備、_____急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園>

- 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律_____）

（略）

- 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法_____、清掃法_____）

- 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法_____、児童福祉法_____、身体障害者福祉法_____、知的障害者福祉法_____、老人福祉法_____、売春防止法_____）

（追加）

- 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法_____）

（略）

3. 事業の実施

- 町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるための配備体制が不十分となる場合は応援要請等の措置を講じるものとする。

2. 事業計画の策定

町は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれの所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関と連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定する。

- 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号））

<海岸____、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、漁港、下水道、公園>

- 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号））

（略）

- 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法（昭和32年法律第177号）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号））

- 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）、売春防止法（昭和31年法律第118号））

- 公立学校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和28年法律第247号））

- 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法（昭和26年法律第193号））

（略）

3. 事業の実施

- 町、_____指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため_____、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

「宮城県地域防災計画」の修正

「宮城県地域防災計画」の修正

●町、県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

●県は、特定大規模災害等を受けた市町村長から要請があり、かつ町の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該市町村長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により被災市町村に対する支援を行う。

●県及び町は、重要物流道路及びその代替・補完路の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請をする。

(追加)

(略)

4. 災害復旧事業に伴う財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 _____
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法 _____
- 公営住宅法 _____
- 土地区画整理法 _____
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 _____

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 _____

●予防接種法 _____

●都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

●農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律 _____

(略)

●町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業を行い、又は支援する。

●は、特定大規模災害等を受け、かつ町長の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、県に対し、その事務の遂行に支障のない範囲で、町長に代わって工事を行うことができる権限代行制度の支援を要請する _____。

(削除)

●県及び町は、県道又は町道の災害復旧に対して、実施に高度な技術又は機械力を要する工事で国の権限代行制度による支援が必要な場合には、国に要請を行う。

(略)

4. 災害復旧事業に伴う財政援助

- 公共土木施設災害復旧事業国庫負担法(昭和26年法律第97号)
- 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)
- 公営住宅法(昭和26年法律第193号)
- 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)

●廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)

●予防接種法(昭和23年法律第68号)

●都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針 _____

●農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)

(略)

「宮城県地域防災計画」の修正

<p>286</p>	<p>第4. 災害復興計画</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>町は被災後、_____</p> <p>_____必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、<u>災害に強い町土づくりを基本とした改良復旧を行うものとする。</u>関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。</p>	<p>第4. 災害復興計画</p> <p><u>災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復はもとより、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かしながら、地震に強い町土づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図る。大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、この災害復興事業を可及的速やかに、効果的かつ効果的に実施するため、県及び町は被災後、_____</u></p> <p>_____必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、_____</p> <p>_____関係機関の諸事業を調整しつつ計画的な復興事業を推進する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
<p>287</p>	<p>1. 復興計画の基本方針</p> <p>町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。</p> <p><u>災害復興事業を効果的に実施するため、町は、被災後、速やかに災害復興に関する基本方針を策定する。</u></p> <p>2. 復興計画の策定</p> <p>(1) 町の復興計画の策定</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>また、町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>(2) 被災前の地域課題等の考慮</p>	<p>1. 復興計画の基本方針</p> <p>町は、復興の必要性が認められた場合、復興方針を策定する。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2. 復興計画の策定</p> <p>(1) 町の復興計画の策定</p> <p><u>町は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。</u></p> <p><u>また、</u>町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害によ<u>って</u>、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。</p> <p>(2) 被災前の地域課題等の考慮</p>	<p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

	<p>_____復興計画の策定に<u>あ</u>たっては、被災状況を的確に把握するとともに</p> <hr/> <hr/> <p>(3) 地域全体での合意形成</p> <p>_____住民に対して、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。また、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。</p> <p>3. 復興事業の実施</p> <p><u>町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復興事業を早期に実施するため配備体制等が不十分となる場合は応援要請等の措置を講ずる。</u></p>	<p><u>町は、復興計画の策定に<u>当</u>たっては、被災状況を的確に把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するとともに、地域のコミュニティの維持・回復や再構築に十分配慮する。</u></p> <p>(3) 地域全体での合意形成</p> <p><u>町は、</u>住民に対して、できるだけ早い時期に建築制限の適用等、復興に向けた計画を示す。また、復興計画を策定していく過程において地域全体の合意形成を図るとともに、事業に係る説明責任を果たすよう努める。</p> <p>3. 復興事業の実施</p> <p>_____復興事業を早期に実施するため<u>町、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について必要な措置を講じる。</u></p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
288	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>第2. 住宅に関する各種調査</p> <p>町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査<u>など</u>、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の</p>	<p>第2節 生活再建支援</p> <p>第1. 目的</p> <p>町及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、相互に連携し積極的な措置を講じる。</p> <p><u>その際、町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。</u></p> <p>第2. 住宅に関する各種調査</p> <p>町は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住宅被害認定調査<u>等</u>、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>記述の適正化</p>

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の3/4の額

《住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）》

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸（公営住宅以外）
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃貸した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円

（追加）

被害程度	支給額		計	
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）	住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）		
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円
解体（半壊・敷地被害）		補修	100万円	200万円
長期避難		賃貸（公営住宅以外）	50万円	150万円
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅以外）	50万円	100万円
中規模半壊	＝	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅以外）	25万円	25万円

290

7. 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る_____。

7. 受付体制の整備

町は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図るよう努める。

記述の適正化

291	<p>また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る_____。</p> <p>8. 独自支援措置の検討</p> <p><u>県及び</u>町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第4. 地震保険・共済の活用</p> <p><u>県・町等</u>は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額のぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入促進に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>第5. 資金の貸付け</p> <p>1. 災害援護資金</p> <p>町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。<u>県</u>は、<u>町による</u>貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、<u>町に対し</u>指導助言を<u>行う</u>。</p> <p>3. 生活福祉資金 (略)</p> <p>貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があ</p>	<p>また、罹災証明書交付のための調査や発行事務の効率化を図るため、マニュアルの作成に努めるとともに、先導的な事例や被災者支援システム等の活用について検討を行い、所要の体制の整備を図る<u>よう努める</u>。</p> <p>8. 独自支援措置の検討</p> <p>_____町は、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>第4. 地震保険・共済の活用</p> <p><u>町</u>は、家屋等が被災した場合、復旧に要する費用が多額のぼるおそれがあることから、被災した場合でも一定の保証が得られるよう、住民の地震保険・共済への加入促進に努める_____。</p> <p>第5. 資金の貸付け</p> <p>1. 災害援護資金</p> <p>町は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。町は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。<u>町</u>は、_____貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、<u>県より</u>指導助言を<u>受ける</u>。</p> <p>3. 生活福祉資金 (略)</p> <p>貸付対象世帯は、災害弔慰金の支給等に関する法律が適用されない小規模な災害(同法の適用がされた地域であっても被害の程度により災害援護資金の貸付対象とならない場合を含む)や火災等自然災害以外の災害により住宅や家財道具に被害があ</p>	<p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>記述の適正化</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
-----	--	--	---

298	<p>2. 公営住宅の空き家の活用 公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、<u>優先的に</u>入居できる措置等を講じる。</p> <p>3. 補助制度等 (1) 国の補助 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u> 3/4 </u>) (略)</p>	<p>2. 公営住宅の空き家の活用 公営住宅の入居者資格を有する被災者（災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。）に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、<u>公募等によらず</u>入居できる措置等を講じる。</p> <p>3. 補助制度等 (1) 国の補助 以下の経費について、事業主体に対して補助を行う。(補助率：<u>①～⑥は3/4、⑦は1/2</u>) (略)</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
300	<p>第4節 産業復興の支援 第1. 目的 <u> </u>被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講ずる。</p> <hr/>	<p>第4節 産業復興の支援 第1. 目的 <u>県は、</u>被災した中小企業者及び農林漁業者の施設等の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるとともに、<u>経営の維持・再生、起業等への支援策の充実を図るよう努める。</u></p> <hr/>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
301	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1. 目的 住民生活や<u>都市機能等の復興</u>を図るため、被災した道路、港湾等の主要交通施設及びライフライン等の施設を<u>早期</u>に復旧し、<u> </u>災害に強い<u>町土構築</u>の都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。 <u>被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティーが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</u></p>	<p>第5節 都市基盤の復興対策 第1. 目的 住民生活や<u>産業活動の早期回復</u>を図るため、被災した道路、港湾等の主要交通施設及びライフライン等の施設を<u>緊急</u>に復旧し、<u>今まで以上に</u>災害に強い<u>地域に再生するために</u>都市基盤復興計画を必要に応じて策定する。 <u> </u>被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>

		<u>町は、特定大規模災害等を受け、地域の実情を勘案して必要と認められる場合に、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等の代行を県に要請する。</u>	
303	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u>地震</u>災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくること予想されるため、町<u>及び県</u>はこれらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。</p> <p>第3. 配分</p> <p>1. 県の配分<u>委員会</u></p> <p>県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、<u>被害市町村</u>に配分する。</p>	<p>第6節 義援金の受入れ、配分</p> <p>第1. 目的</p> <p>大規模<u> </u>災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくること予想されるため、町<u> </u>はこれらの受入れ体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分する。</p> <p>第3. 配分</p> <p>1. 県の配分<u> </u></p> <p>県及び日本赤十字社宮城県支部等が受入れた義援金については「宮城県災害義援金配分委員会」が配分を決定する。同委員会は被害状況に応じて、<u> </u>町<u> </u>に配分する。</p>	<p>「宮城県地域防災計画」の修正</p> <p>「宮城県地域防災計画」の修正</p>
305	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第5. 激甚災害指定基準</p> <p>1. 激甚災害指定基準（本激甚災害）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(略)</p> <p>➤ 土地改良区の<u> </u>湛水配水事業に対する補助（法第10条）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div>	<p>第7節 激甚災害の指定</p> <p>第5. 激甚災害指定基準</p> <p>1. 激甚災害指定基準（本激甚災害）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(略)</p> <p>●農林水産業に関する特別の助成</p> <p>(略)</p> <p>➤ 土地改良区の<u>行う</u>湛水配水事業に対する補助（法第10条）</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> </div>	記述の適正化
307	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第2. 検証の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">≪主な検証項目例≫</p>	<p>第8節 災害対応の検証</p> <p>第2. 検証の実施</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">≪主な検証項目例≫</p>	「宮城県地域防災

項目	検証内容	項目	検証内容	計画」の 修正
情報処理	● <u> </u> 情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等	情報処理	● <u>自治体等からの</u> 情報収集、災害対策本部内での情報共有・分析等	
資源管理	● 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材 <u>など</u>)の調達等	資源管理	● 業務を実施するために必要な、資源(人員、予算、機材 <u>等</u>)の調達等	
(略)		(略)		
計画やマニュアル	(略) <u>(追加)</u>	計画やマニュアル	(略) ● <u>事前に策定していた防災計画や実施していた訓練等</u>	